# 資 料 編

# 資料編目次

1	データ集10
2	図表一覧15
3	用語の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
4	別表 · · · · · · · · · · · · · · · · · 18
5	関係法令 ······ 19
6	計画の策定経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
7	神奈川県医療費検討委員会委員名簿 ····································

#### データ集<sup>(1,2)</sup> 1

- 1 表の表題の横に掲載している【 】内の図番号は、本編に掲載している図表番号になります。2 掲載している表の構成比について、端数を四捨五入により処理しているため、各項目の構成比の合計が 100%とならない場合があります。

## (1) 神奈川県医療費適正化計画の策定の背景

# ア 国における医療制度改革の動向

表 1 国民医療費、国民所得及び後期高齢者医療費(老人医療費)の推移 【図1-1、図1-2】

	国民医療費	国民所得 (億円)	国民所得に対する国民医療費の比率	後期高齢者医療費 (老人医療費) (億円)	国民医療費に対する 後期高齢者医療費 (老人医療費) の比率
平成 1年度	197,290	3,208,020	6.2%	54,097	27.4%
平成 2年度	206,074	3,468,929	5.9%	57,646	28.0%
平成 3年度	218,260	3,689,316	5.9%	62,305	28.5%
平成 4年度	234,784	3,660,072	6.4%	67,343	28.7%
平成 5年度	243,631	3,653,760	6.7%	71,778	29.5%
平成 6年度	257,908	3,683,506	7.0%	78,412	30.4%
平成 7年度	269,577	3,784,796	7.1%	84,877	31.5%
平成 8年度	284,542	3,913,605	7.3%	92,898	32.6%
平成 9年度	289,149	3,884,837	7.4%	96,762	33.5%
平成 10年度	295,823	3,782,396	7.8%	101,737	34.4%
平成 11年度	307,019	3,770,032	8.1%	110,275	35.9%
平成 12年度	301,418	3,859,685	7.8%	102,399	34.0%
平成 13年度	310,998	3,743,078	8.3%	107,641	34.6%
平成 14年度	309,507	3,726,487	8.3%	106,652	34.5%
平成 15年度	315,375	3,779,521	8.3%	106,686	33.8%
平成 16年度	321,111	3,826,819	8.4%	105,730	32.9%
平成 17年度	331,289	3,873,557	8.6%	106,353	32.1%
平成 18年度	331,276	3,923,513	8.4%	102,325	30.9%
平成 19年度	341,360	3,922,979	8.7%	102,785	30.1%
平成 20年度	348,084	3,639,913	9.6%	104,273	30.0%
平成 21年度	360,067	3,534,222	10.2%	110,307	30.6%
平成 22年度	374,202	3,619,241	10.3%	116,876	31.2%
平成 23年度	385,850	3,584,029	10.8%	122,533	31.8%
平成 24年度	392,117	3,598,267	10.9%	126,209	32.2%
平成 25年度	400,610	3,740,063	10.7%	130,821	32.7%
平成 26年度	408,071	3,783,183	10.8%	133,900	32.8%
平成 27年度	423,644	3,884,604	10.9%	140,255	33.1%

表 2 総人口並びに総人口に占める65歳以上及び75歳以上人口の割合の推移と将来推計 【図1-3】

年度	総数(人)	65歳以上(人)	75歳以上 (再掲)(人)	65歳以上割合	75歳以上割合
平成2					
(1995)年	123,611,167	14,894,595	5,973,485	12.0%	4.8%
平成7					
(2000)年	125,570,246	18,260,822	7,169,577	14.5%	5.7%
平成12					
(2005)年	126,925,843	22,005,152	8,998,637	17.3%	7.1%
平成17					
(2005)年	127,767,994	25,672,005	11,601,898	20.1%	9.1%
平成22					
(2010)年	128,057,352	29,245,685	14,072,210	22.8%	11.0%
平成27					
(2015)年	127,094,745	33,465,441	16,125,763	26.3%	12.7%
平成32					
(2020)年	125,324,842	36,191,978	18,719,899	28.9%	14.9%
平成37					
(2025)年	122,544,102	36,770,849	21,799,724	30.0%	17.8%
平成42					
(2030)年	119,125,137	37,159,585	22,884,331	31.2%	19.2%
平成47					
(2035)年	115,215,698	37,816,602	22,597,261	32.8%	19.6%
平成52					
(2040)年	110,918,554	39,205,714	22,391,806	35.3%	20.2%

総務省 国勢調査(平成2~27年) 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成29年推計)

## イ 神奈川県医療費適正化計画の策定の背景

表 3 神奈川県の県民医療費、後期高齢者医療費(老人医療費)及び 後期高齢者医療費(老人医療費)の県民医療費に占める割合の推移() 【図1-4、図1-5】

	平成 2 年度	平成 5 年度	平成 8 年度	平成11 年度	平成14 年度	平成17 年度	平成20 年度	平成23 年度	平成26 年度	平成27 年度
県民医療費(億円)	10,762	12,999	15,451	16,939	17,388	19,524	21,073	23,859	25,989	27,186
県後期高齢者医療費 (老人医療費)(億円)	2,488	3,187	4,273	5,288	5,607	5,550	5,593	6,827	7,816	8,294
県後期高齢者医療費 (老人医療費)の 県民医療費に占める割合	23.1%	24.5%	27.7%	31.2%	32.2%	28.4%	26.5%	28.6%	30.1%	30.5%

厚生労働省 国民医療費(平成2~27年度)

厚生労働省 老人医療事業年報(平成2~17年度) 厚生労働省 老人医療事業年報(平成2~17年度) 厚生労働省 後期高齢者医療事業年報(平成20~27年度) 都道府県別に見た国民医療費(都道府県民医療費)は、平成26年度までは3年に1回公表されていました が、平成27年度からは毎年度公表するようになりました。そのため、平成26年度までは3年間隔で表記して

表 4 将来人口推計 【図1 - 6、図1 - 7】

				平成27 (2015)年	平成32 (2020)年	平成37 (2025)年	平成42 ( 2030)年	平成47 (2035)年	平成52 (2040)年	
			総人口	9,147,970	9,122,193	9,009,667	8,833,192	8,606,856	8,343,495	
	人 <sub>口</sub> (		65~74歳	1,187,374	1,128,913	962,560	1,005,489	1,185,293	1,326,557	
		うち	75歳~	1,015,703	1,249,233	1,485,344	1,552,374	1,540,445	1,592,350	
神奈			65歳~	2,203,077	2,378,146	2,447,904	2,557,863	2,725,738	2,918,907	
川県			総人口	100.0	99.7	98.5	96.6	94.1	91.2	
	指		65~74歳	100.0	95.1	81.1	84.7	99.8	111.7	
	数	うち	うち	75歳~	100.0	123.0	146.2	152.8	151.7	156.8
			65歳~	100.0	107.9	111.1	116.1	123.7	132.5	
	ı		総人口	127,094,745	125,324,842	122,544,102	119,125,137	115,215,698	110,918,554	
	人 <sub>口</sub> (		65~74歳	17,545,732	17,472,079	14,971,125	14,275,254	15,219,341	16,813,908	
	<u>ک</u>	うち	75歳~	16,322,237	18,719,899	21,799,724	22,884,331	22,597,261	22,391,806	
全			65歳~	33,867,969	36,191,978	36,770,849	37,159,585	37,816,602	39,205,714	
国			総人口	100.0	98.6	96.4	93.7	90.7	87.3	
	指		65~74歳	100.0	99.6	85.3	81.4	86.7	95.8	
	数	うち	75歳~	100.0	114.7	133.6	140.2	138.4	137.2	
			65歳~	100.0	106.9	108.6	109.7	111.7	115.8	

国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計) 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成29年推計)

# (2) 医療費の動向

# アー神奈川県の医療費

表 5 県民(国民)医療費の推移 【図2-1】

	神奈	川県	全	·国
	県民医療費(億円)	対3年(1年)前比	国民医療費(億円)	対3年(1年)前比
平成2年度	10,762	-	206,074	-
平成5年度	12,999	20.8%	243,631	18.2%
平成8年度	15,451	18.9%	284,542	16.8%
平成11年度	16,939	9.6%	307,019	7.9%
平成14年度	17,388	2.7%	309,507	0.8%
平成17年度	19,524	12.3%	331,289	7.0%
平成20年度	21,073	7.9%	348,084	5.1%
平成23年度	23,859	13.2%	385,850	10.8%
平成26年度	25,989	8.9%	408,071	5.8%
平成27年度	27,186	4.6%	423,644	3.8%

厚生労働省 国民医療費(平成2~27年度)

#### 表 6 神奈川県の診療種別概算医療費の推移 【図2-2、図2-71、図2-92】

単位:円

							- III - 13
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
医	科	1,230,924,405,218	1,266,420,522,726	1,251,438,290,587	1,269,846,050,930	1,291,527,641,148	1,337,610,364,500
雄	科	174,737,394,050	179,445,702,640	178,636,889,190	175,868,440,040	176,843,318,920	179,015,273,780
詷	剛	211,495,556,980	242,591,637,750	259,408,801,940	286,593,475,420	311,266,068,430	337,793,485,380

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
医科	1,349,182,060,709	1,392,790,149,615	1,419,275,434,837	1,470,686,226,096	1,546,045,480,110	1,591,311,474,205
歯科	172,324,605,270	171,423,018,446	174,090,768,436	173,480,629,800	176,203,939,620	181,481,690,042
調剤	348,027,664,610	378,575,307,070	400,329,554,320	428,714,716,980	448,478,340,840	480,786,973,580

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医科	1,644,299,661,987	1,676,961,787,602	1,715,146,944,782	1,765,215,774,462	1,788,111,520,412
歯科	184,747,753,612	187,510,291,246	194,858,279,052	199,251,902,022	202,916,185,991
調剤	485,799,528,950	510,417,127,750	521,064,401,590	569,899,187,250	543,972,505,240

厚生労働省 概算医療費データベース (平成12~28年度)

表 7 神奈川県の概算医療費の構成比推移 【図2-3】

	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成14年度	平成27年度	平成28年度
医科	76.0%	73.2%	72.1%	70.8%	70.9%	69.4%	70.2%
歯科	10.8%	10.1%	9.2%	8.4%	8.0%	7.8%	8.0%
調剤	13.1%	16.5%	18.6%	20.6%	20.9%	22.4%	21.4%
その他	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%

厚生労働省 概算医療費データベース(平成12~28年度)

表 8 神奈川県の調剤医療費の内訳 【図2-4】

単位:百万円

	技術料	薬剤料	特定保険 医療材料料
平成23年度	121,099	355,824	741
平成24年度	125,407	355,964	736
平成25年度	127,340	379,192	737
平成26年度	129,658	387,423	760
平成27年度	134,394	431,209	789
平成28年度	135,849	403,796	786

厚生労働省 調剤医療費(電算処理分)の動向(平成23~28年度)

表 9 都道府県別の一人当たり都道府県民医療費 【図2-5】

単位:円

全 国	333,300
北海道	393,600
青森県	341,700
岩手県	323,800
宮城県	309,400
秋田県	366,600
山形県	340,000
福島県	331,000
茨城県	302,600
栃木県	304,300
群馬県	317,300
埼玉県	290,900
千葉県	291,100
東京都	306,600
神奈川県	297,900
新潟県	308,600
富山県	333,700
石川県	346,000
福井県	334,800
山梨県	332,000
長野県	321,900
岐阜県	328,100
静岡県	308,500
愛知県	300,300
三重県	319,100
滋賀県	298,800
京都府	344,600
大阪府	364,200
兵庫県	345,300
奈良県	340,000
和歌山県	374,200
鳥取県	349,100
島根県	378,700
岡山県	362,100
広島県	366,000
山口県	399,200
徳島県	392,500
香川県	381,800
愛媛県	375,600
高知県	444,000
福岡県	379,300
佐賀県	392,500
長崎県	411,100
熊本県	389,300
大分県	396,200
宮崎県	364,600
鹿児島県	406,900
沖縄県	313,500

# イ 神奈川県の後期高齢者の医療費

表 10 後期高齢者医療費(老人医療費)の推移 【図2-6】

	全国	<u> </u>	神奈川	県
	後期高齢者医療費 (老人医療費) (億円)	対3年(1年) 前比	後期高齢者医療費 (老人医療費) (億円)	対3年(1年) 前比
平成2年度	59,269	-	2,488	-
平成 5 年度	74,511	25.7%	3,187	28.1%
平成8年度	97,232	30.5%	4,273	34.1%
平成11年度	118,040	21.4%	5,288	23.8%
平成14年度	117,300	-0.6%	5,607	6.0%
平成17年度	116,443	-0.7%	5,550	-1.0%
平成20年度	114,145	-2.0%	5,593	0.8%
平成23年度	132,991	16.5%	6,827	22.1%
平成26年度	144,927	9.0%	7,816	14.5%
平成27年度	151,323	4.4%	8,294	6.1%

厚生労働省 老人医療事業年報(平成2~17年度) 厚生労働省 後期高齢者医療事業年報(平成20~27年度)

表 11 一人当たり後期高齢者医療費(老人医療費)の推移 【図2-7】

	県一人当たり	全国一人当たり
	後期高齢者医療費	後期高齢者医療費
	(老人医療費)(円)	(老人医療費)(円)
平成8年度	711,868	781,643
平成9年度	718,546	789,853
平成10年度	728,448	800,694
平成11年度	753,461	832,108
平成12年度	715,649	757,856
平成13年度	712,717	756,618
平成14年度	691,100	736,512
平成15年度	701,131	752,721
平成16年度	721,744	780,206
平成17年度	762,934	821,403
平成18年度	781,401	832,373
平成19年度	818,704	869,604
平成20年度	808,764	865,146
平成21年度	820,437	882,118
平成22年度	839,844	904,795
平成23年度	853,262	918,206
平成24年度	856,200	919,452
平成25年度	863,346	929,573
平成26年度	864,268	932,290
平成27年度	877,313	949,070

厚生労働省 老人医療事業年報(平成8~19年度) 厚生労働省 後期高齢者医療事業年報(平成20~27年度)

# ウ 県民所得と医療費の関係

表 12 県民(国民)医療費、県民(国民)所得、

対3年前比、県民(国民)所得に占める割合の推移 【図2-8~図2-10】

		平成2年度	平成 5 年度	平成8年度	平成11年度	平成14年度	
県民医	療費 ( 億円 )	10,762	12,999	15,451	16,939	17,388	
県後期	高齢者医療費	2,488	3,187	4,273	5,288	5,607	
(老人医	(老人医療費)(億円)		3,107	4,270	3,200	5,607	
県民府	所得(億円)	256,853	275,022	303,144	285,322	266,031	
	県民医療費	-	20.8%	18.9%	9.6%	2.7%	
対 3 年前比	後期高齢者医療費		28.1%	34.1%	23.8%	6.0%	
X1 2 — 8110	(老人医療費)		20.170	34.170	20.070	0.0 %	
	県民所得	-	7.1%	10.2%	-5.9%	-6.8%	
県民所得に	県民医療費	4.2%	4.7%	5.1%	5.9%	6.5%	
よめる割合	後期高齢者医療費	1.0%	1.2%	1.4%	1.9%	2.1%	
LOOBIL	(老人医療費)	1.0 /6	1.2 /0	1.4 /0	1.9 /6	2.1/0	
国民医	療費 ( 億円 )	206,074	243,631	284,542	307,019	309,507	
	高齢者医療費 療費)(億円)	59,269	74,511	97,232	118,040	117,300	
国民府	所得(億円)	3,468,929	3,653,760	3,913,605	3,770,032	3,726,487	
	国民医療費	-	18.2%	16.8%	7.9%	0.8%	
対3年前比	後期高齢者医療費	_	25.7%	30.5%	21.4%	-0.6%	
X1 2 + H1TC	(老人医療費)		25.7 70	30.5 %	21.470	-0.070	
	国民所得	-	5.3%	7.1%	-3.7%	-1.2%	
国民所得に	国民医療費	5.9%	6.7%	7.3%	8.1%	8.3%	
占める割合	後期高齢者医療費 (老人医療費)	1.7%	2.0%	2.5%	3.1%	3.1%	

		平成17年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度
県民医	療費(億円)	19,524	21,073	23,859	25,989
	高齢者医療費 療費)(億円)	5,550	5,593	6,827	7,816
県民府	听得(億円)	276,627	272,368	267,931	266,425
	県民医療費	12.3%	7.9%	13.2%	8.9%
対3年前比	後期高齢者医療費 (老人医療費)	-1.0%	0.8%	22.1%	14.5%
	県民所得	4.0%	-1.5%	-1.6%	-0.6%
県民所得に	県民医療費	7.1%	7.7%	8.9%	9.8%
占める割合	後期高齢者医療費 (老人医療費)	2.0%	2.1%	2.5%	2.9%
国民医	療費(億円)	331,289	348,084	385,850	408,071
	高齢者医療費 療費)(億円)	116,444	114,146	132,991	144,927
国民府	所得(億円)	3,873,557	3,639,913	3,584,029	3,783,183
	国民医療費	7.0%	5.1%	10.8%	5.8%
対3年前比	後期高齢者医療費 (老人医療費)	-0.7%	-2.0%	16.5%	9.0%
	国民所得	3.9%	-6.0%	-1.5%	5.6%
国民所得に	国民医療費	8.6%	9.6%	10.8%	10.8%
国民所得に占める割合	後期高齢者医療費 (老人医療費)	3.0%	3.1%	3.7%	3.8%

厚生労働省 国民医療費(平成2~26年度)

厚生労働省 老人医療事業年報(平成2~17年度)

厚生労働省 後期高齢者医療事業年報(平成20~26年度)

神奈川県 神奈川県県民経済計算(平成15,21、26年度)

内閣府 国民経済計算(平成26年度)

# エ 高齢化の見通し

表 13 年齢階級別人口 【図2-11】

	神奈川	県	全国				
年齢	総数(人)	構成比	年龄	総数(人)	構成比		
0~14歳	1,128,426	12.4%	0~14歳	15,738,000	12.4%		
15~64歳	5,715,800	63.1%	15~64歳	76,385,000	60.2%		
65~74歳	1,172,144	12.9%	65~74歳	17,664,000	13.9%		
75歳以上	1,048,104	11.6%	75歳以上	17,035,000	13.4%		

総務省 人口推計(平成29年1月)

神奈川県年齢別人口統計調査(平成29年1月)

表 14 平成27(2015)年~平成37(2025)年における都道府県別の高齢者数の伸び率(推計) 【図2-12】

	T-1-0-	T-1-0-	
	平成27	平成37	/th 7 \$ 5\$7
	(2015)年 (人)	(2025)年 (人)	伸び率
全国	33,465,441	36,573,488	1.09
 北海道	1,558,387	1,716,195	1.10
青森県	390,940	415,361	1.06
岩手県	386,573	404,081	1.05
宮城県	588,240	678,155	1.15
秋田県	343,301	352,577	1.03
山形県	344,353	358,808	1.04
福島県	542,384	614,859	1.13
茨城県	771,678	862,048	1.12
栃木県	508,392	575,477	1.13
群馬県	540,026	581,686	1.08
埼玉県	1,788,735	1,982,496	1.11
千葉県	1,584,419	1,797,765	1.13
東京都	3,005,516	3,322,479	1.11
神奈川県	2,158,157	2,447,904	1.13
新潟県	685,085	724,601	1.06
富山県	322,899	331,731	1.03
石川県	317,151	341,797	1.08
福井県	222,408	239,967	1.08
山梨県	234,544	252,457	1.08
長野県	626,085	642,920	1.03
岐阜県	567,571	597,834	1.05
静岡県	1,021,283	1,101,284	1.08
愛知県	1,760,763	1,943,329	1.10
三重県	501,046	527,989	1.05
	337,877	384,696	1.14
京都府	703,419	769,725	1.09
大阪府	2,278,324	2,457,235	1.08
 兵庫県	1,481,646	1,599,663	1.08
奈良県	388,614	417,066	1.07
和歌山県	296,239	302,906	1.02
鳥取県	169,092	178,855	1.06
島根県	222,648	226,144	1.02
岡山県	540,876	566,939	1.05
広島県	774,440	844,283	1.09
山口県	447,862	451,470	1.01
徳島県	230,914	245,950	1.07
香川県	286,296	303,780	1.06
愛媛県	417,186	439,582	1.05
高知県	237,012	241,572	1.02
福岡県	1,304,764	1,481,415	1.14
佐賀県	229,335	250,735	1.09
長崎県	404,686	439,564	1.09
熊本県	511,484	554,404	1.08
大分県	351,745	372,463	1.06
宮崎県	322,975	354,500	1.10
鹿児島県	479,734	523,361	1.09
沖縄県	278,337	353,379	1.27
	, -	, -	

国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)

## オ 医療費の地域差

# (ア) 一人当たり概算医療費の地域差

表 15 都道府県別の一人当たり概算医療費の地域差

(入院・入院外・歯科別の全国値に対する差)() 【図2-13~図2-16】

		全国と	この差	
	入院(円)	入院外(円)	歯科(円)	入院、入院外、歯科 の計(円)
北海道	47,151	15,428	757	63,336
青森	820	15,610	-3,792	12,639
岩手	-6,875	195	-1,198	-7,879
宮城	-14,946	-2,136	-1,919	-19,001
秋田	14,450	20,192	-975	33,668
山形	5,130	5,548	-1,905	8,773
福島	-6,792	2,726	-2,896	-6,962
茨城	-24,938	-13,113	-2,808	-40,859
栃木	-14,451	-2,133	-3,305	-19,889
群馬	-220	-4,495	-2,542	-7,256
埼玉	-36,851	-28,660	-2,049	-67,560
千葉	-26,539	-22,253	-1,030	-49,822
東京	-13,923	9,287	3,052	-1,584
神奈川	-31,144	-15,641	-457	-47,243
新潟	-12,380	-8,909	-1,112	-22,401
富山	13,484	-9,571	-3,715	198
石川	27,362	-3,604	-4,187	19,571
福井	12,104	-7,502	-4,736	-134
山梨	-8,038	-3,645	-2,145	-13,828
長野	-2,976	-5,389	-3,416	-11,781
岐阜	-18,344	1,414	210	-16,721
静岡	-19,363	-1,560	-3,370	-24,293
愛知	-23,790	-7,349	1,481	-29,658
三重	-17,151	-8,509	-2,270	-27,930
滋賀	-14,404	-23,796	-3,737	-41,937
京都	11,486	2,082	-799	12,768
大阪	12,201	14,144	6,691	33,037
兵庫	-320	3,956	1,313	4,949
奈良	883	-2,712	-1,870	-3,699
和歌山	13,973	23,343	-670	36,645
鳥取	31,797	5,712	-1,372	36,137
島根	24,611	10,549	-3,338	31,822
岡山	23,656	9,901	1,208	34,765
広島	14,362	21,646	2,387	38,395
山口	44,048	14,531	-739	57,841
徳島	43,087	19,664	1,941	64,692
香川	19,525	25,112	1,551	46,188
愛媛	25,325	15,245	-2,243	38,327
高知	88,045	23,041	-1,228	109,858
福岡	44,086	7,120	2,546	53,753
佐賀	38,603	11,919	-1,038	49,483
長崎	54,610	14,138	-296	68,452
熊本	48,784	9,838	-2,472	56,150
大分	47,520	16,608	-3,237	60,890
宮崎	25,798	10,375	-2,160	34,012
鹿児島	58,447	8,164	-3,218	63,393
沖縄	19,591	-28,611	-4,870	-13,890

厚生労働省 概算医療費データベース(平成27年度)

総務省 国勢調査(平成27年10月)

入院、入院外、歯科には、それぞれ次の医療費が含まれます。 「入院」:診療費、入院時食事療養費、入院時生活療養費 「入院外」:診療費、調剤医療費 「歯科」:診療費、入院時食事療養費、入院時生活療養費

# (イ) 国民健康保険(市町村)における一人当たり医療費の地域差

表 16 国民健康保険(市町村)における都道府県別、

診療種別、1人当たり年齢調整後医療費及び地域差指数(1,2) 【図2-17~図2-20】

	計			入院			入院外+	調剤		歯科		
		地域差指数	順位		地域差指数	順位		地域差指数	順位		地域差指数	順位
	万円			万円			万円			万円		
全国計	34.3	1.000	_	13.1	1.000	-	18.8	1.000	_	2.5	1.000	_
北海道	37.0	1.077	15	15.8	1.207	14	18.7	0.995	27	2.5	1.013	12
青森県	32.6	0.950	39	12.0	0.919	39	18.6	0.988	30	2.0	0.821	45
岩手県	34.0	0.990	29	13.2	1.008	28	18.5	0.982	35	2.4	0.956	22
宮城県	34.8	1.013	25	12.7	0.976	32	19.7	1.049	7	2.3	0.931	26
秋田県	35.1	1.021	24	14.2	1.085	22	18.6	0.990	29	2.3	0.923	27
山形県	34.1	0.991	28	13.2	1.014	25	18.5	0.985	32	2.3	0.922	28
福島県	33.2	0.966	36	12.5	0.954	34	18.6	0.986	31	2.2	0.881	36
茨城県	30.7	0.894	47	10.8	0.825	46	17.7	0.941	46	2.2	0.896	31
栃木県	31.6	0.919	43	11.3	0.866	42	18.1	0.963	40	2.1	0.862	40
群馬県	32.1	0.936	42	12.2	0.935	37	17.8	0.944	44	2.2	0.879	37
埼玉県	31.6	0.919	44	11.0	0.846	45	18.1	0.963	39	2.4	0.965	20
千葉県	31.3	0.912	46	11.1	0.851	44	17.8	0.946	43	2.4	0.983	14
東京都	33.5	0.976	34	11.7	0.893	40	19.3	1.023	15	2.6	1.062	7
神奈川県	33.0	0.961	37	11.5	0.879	41	19.0	1.007	21	2.6	1.041	9
新潟県	32.9	0.959	38	12.8	0.981	31	17.7	0.942	45	2.4	0.969	19
富山県	34.1	0.992	27	14.3	1.097	21	17.7	0.939	47	2.1	0.841	44
石川県	37.2	1.084	14	16.3	1.252	11	18.8	0.999	24	2.1	0.850	42
福井県	35.4	1.032	21	14.6	1.122	19	18.8	0.999	23	2.0	0.807	46
山梨県	33.7	0.981	33	12.4	0.953	35	19.0	1.009	20	2.2	0.910	29
長野県	32.6	0.949	40	12.4	0.949	36	18.1	0.959	41	2.1	0.869	38
岐阜県	33.9	0.987	32	12.2	0.931	38	19.3	1.022	16	2.5	1.018	11
静岡県	32.2	0.938	41	11.3	0.866	43	18.8	1.000	22	2.1	0.851	41
愛知県	31.4	0.915	45	10.6	0.809	47	18.2	0.967	38	2.7	1.084	5
三重県	33.9	0.988	31	12.9	0.985	30	18.8	0.997	25	2.3	0.933	24
滋賀県	34.0	0.989	30	13.2	1.014	26	18.5	0.983	34	2.2	0.909	30
京都府	35.4	1.029	22	13.6	1.039	23	19.3	1.025	14	2.5	1.007	13
大阪府	36.3	1.057	18	13.5	1.037	24	19.7	1.048	8	3.0	1.231	1
兵庫県	35.3	1.027	23	13.2	1.013	27	19.4	1.029	13	2.7	1.088	4
奈良県	33.2	0.967	35	12.6	0.962	33	18.2	0.969	37	2.4	0.978	17
和歌山県	34.5	1.004	26	12.9	0.990	29	19.2	1.019	18	2.4	0.962	21
鳥取県	35.6	1.037	20	15.0	1.150	17	18.3	0.972	36	2.3	0.933	25
島根県	39.4	1.147	6	17.3	1.324	5	19.9	1.058	6	2.2	0.887	35
岡山県	38.0	1.107	11	15.4	1.179	16	20.0	1.062	4	2.6	1.075	6
広島県	38.1	1.109	10	14.6	1.121	20	20.7	1.100	3	2.7	1.111	2
山口県	39.3	1.145	7	16.9	1.298	7	20.0	1.062	5	2.4	0.979	15
徳島県	37.7	1.097	12	16.4	1.255	10	18.7	0.995	26	2.6	1.037	10
香川県	39.6	1.154	5	15.9	1.218	13	21.2	1.124	1	2.6	1.045	8
愛媛県	36.3	1.056	19	15.0	1.149	18	19.1	1.012	19	2.2	0.891	33
高知県	38.6	1.123	8	17.1	1.310	6	19.2	1.019	17	2.3	0.934	23
福岡県	37.4	1.089	13	16.0	1.225	12	18.7	0.993	28	2.7	1.099	3
佐賀県	41.3	1.201	1	17.8	1.365	4	21.0	1.116	2	2.4	0.979	16
長崎県	39.9	1.162	3	18.0	1.378	2	19.5	1.037	11	2.4	0.972	18
熊本県	38.4	1.118	9	16.6	1.274	9	19.6	1.040	10	2.2	0.890	34
大分県	39.7	1.155	4	17.9	1.373	3	19.7	1.044	9	2.1	0.843	43
宮崎県	36.3	1.057	17	15.6	1.195	15	18.5	0.983	33	2.2	0.892	32
鹿児島県	40.2	1.172	2	18.6	1.426	1	19.5	1.035	12	2.1	0.866	39
沖縄県	36.7	1.069	16	16.9	1.292	8	17.9	0.949	42	2.0	0.802	47

<sup>1</sup> 年齢調整後医療費とは、都道府県ごとの人口の年齢構成の相違による分を補正した医療費です。2 地域差指数とは、医療費の地域差を表す指標として、一人当たり医療費について、人口の年齢構成の相違分を補正し、全国平均を1として指数化したものです。

## 表 17 国民健康保険(市町村)における都道府県別、地域差指数の

三要素(1日当たり医療費、1件当たり日数、受診率)別寄与度(3) 【図2-21、図2-22】

			コルッムス			又的平) //:				- 22]
	計	受診率 (入院)	受診率 (入院外+調剤)	受診率 (歯科)	1件当たり 日数 (入院)	1件当たり 日数 (入院外+調剤)	1件当たり 日数 (歯科)	1日当たり 医療費 (入院)	1日当たり 医療費 (入院外+調剤)	1日当たり 医療費 (歯科)
北海道	0.077	0.073	-0.040	-0.013	0.001	-0.041	0.008	0.004	0.078	0.006
青森県	-0.050	-0.024	0.007	-0.024	-0.011	-0.010	0.009	0.005	-0.003	0.002
岩手県	-0.010	0.028	0.001	-0.009	0.027	-0.040	0.000	-0.052	0.029	0.007
宮城県	0.013	0.003	0.038	0.000	-0.007	-0.031	-0.003	-0.005	0.020	-0.002
秋田県	0.021	0.039	-0.012	-0.015	0.037	-0.045	0.003	-0.043	0.051	0.007
山形県	-0.009	0.010	0.035	0.000	0.000	-0.007	-0.005	-0.005	-0.036	0.000
福島県	-0.034	0.001	0.009	-0.010	0.008	-0.040	0.002	-0.026	0.024	-0.001
茨城県	-0.106	-0.055	-0.036	-0.005	-0.023	-0.033	0.000	0.012	0.037	-0.002
栃木県	-0.081	-0.044	-0.004	-0.006	0.003	-0.016	0.001	-0.010	0.000	-0.005
群馬県	-0.064	-0.015	-0.008	-0.006	0.000	-0.016	0.004	-0.010	-0.007	-0.007
埼玉県	-0.081	-0.068	-0.027	0.003	-0.022	-0.003	-0.001	0.032	0.010	-0.004
千葉県	-0.088	-0.062	-0.037	0.003	-0.020	-0.009	-0.003	0.026	0.016	-0.001
東京都	-0.024	-0.053	0.009	0.009	-0.026	0.003	-0.001	0.039	0.001	-0.003
神奈川県	-0.039	-0.058	0.000	0.003	-0.033	-0.005	-0.001	0.045	0.009	0.001
新潟県	-0.041	0.000	-0.018	-0.002	0.036	-0.042	-0.001	-0.043	0.028	0.001
富山県	-0.008	0.055	-0.029	-0.008	0.014	-0.023	-0.001	-0.032	0.018	-0.002
石川県	0.084	0.104	-0.031	-0.014	0.025	-0.006	0.003	-0.033	0.036	0.000
福井県	0.032	0.063	-0.032	-0.016	0.015	0.007	0.001	-0.031	0.024	0.001
山梨県	-0.019	-0.003	-0.020	-0.009	0.011	-0.016	0.003	-0.025	0.041	-0.001
長野県	-0.051	-0.021	-0.024	-0.005	-0.013	-0.036	-0.001	0.015	0.038	-0.003
岐阜県	-0.013	-0.021	0.008	0.009	-0.013	0.010	-0.007	0.007	-0.005	0.000
静岡県	-0.062	-0.060	-0.004	-0.006	-0.004	-0.016	-0.001	0.014	0.020	-0.004
愛知県	-0.085	-0.076	0.015	0.010	-0.046	0.003	-0.006	0.049	-0.035	0.001
三重県	-0.012	0.002	0.033	0.004	0.008	0.000	-0.007	-0.015	-0.035	-0.002
滋賀県	-0.011	-0.012	-0.013	0.000	-0.013	-0.015	-0.005	0.030	0.018	-0.002
京都府	0.029	-0.007	-0.010	0.001	-0.013	0.021	-0.002	0.036	0.003	0.001
大阪府	0.057	-0.005	0.015	0.009	-0.016	0.039	0.002	0.035	-0.027	0.006
兵庫県	0.027	-0.003	0.028	0.004	-0.008	0.014	-0.002	0.015	-0.025	0.004
奈良県	-0.033	-0.024	0.002	0.005	-0.022	-0.017	-0.004	0.032	-0.002	-0.002
和歌山県	0.004	-0.003	0.041	-0.006	0.010	-0.003	0.002	-0.011	-0.028	0.001
鳥取県	0.037	0.056	-0.022	-0.005	0.021	-0.015	-0.001	-0.020	0.021	0.001
島根県	0.147	0.112	0.018	-0.008	0.041	-0.018	-0.003	-0.030	0.031	0.003
岡山県	0.107	0.071	0.009	0.005	-0.002	0.009	-0.005	-0.001	0.016	0.006
広島県	0.109	0.053	0.033	0.003	0.017	0.041	-0.001	-0.025	-0.020	0.005
山口県	0.145	0.118	0.035	-0.005	0.059	0.016	0.002	-0.064	-0.017	0.001
徳島県	0.097	0.120	0.020	-0.003	0.062	0.003	0.003	-0.086	-0.025	0.003
香川県	0.154	0.094	0.018	-0.003	0.032	0.049	0.001	-0.044	0.001	0.005
愛媛県	0.056	0.077	0.008	-0.004	0.027	0.020	0.000	-0.048	-0.021	-0.004
高知県	0.123	0.121	-0.022	-0.008	0.055	-0.001	0.001	-0.058	0.033	0.002
福岡県	0.089	0.088	0.020	0.002	0.025	0.029	0.009	-0.028	-0.053	-0.004
佐賀県	0.201	0.159	0.040	-0.001	0.053	0.065	0.005	-0.074	-0.041	-0.005
長崎県	0.162	0.178	0.038	0.001	0.053	0.031	-0.001	-0.088	-0.049	-0.002
熊本県	0.118	0.136	0.034	-0.006	0.053	0.018	0.005	-0.084	-0.031	-0.007
大分県	0.155	0.180	-0.001	-0.018	0.038	0.005	0.008	-0.076	0.020	-0.001
宮崎県	0.057	0.105	-0.009	-0.017	0.052	0.018	0.009	-0.083	-0.018	0.000
鹿児島県	0.172	0.196	0.015	-0.011	0.071	0.024	0.007	-0.105	-0.020	-0.006
沖縄県	0.069	0.102	-0.060	-0.020	0.039	-0.013	0.004	-0.030	0.045	0.001
7, 20214	2.000	0.132	0.000	0.020	0.000	1 0.010		0.000	1 0.040	0.001

<sup>3</sup> 寄与度とは、あるデータの構成要素となる項目の変化が、データ全体にどのくらい影響を与えているか を示す指標です。±1の範囲の値を取り、値の絶対値が大きいほど影響が大きくなっています。

## (ウ) 後期高齢者医療制度における一人当たり医療費の地域差

表 18 後期高齢者医療制度における都道府県別、

診療種別、1人当たり年齢調整後医療費及び地域差指数(1,2) 【図2-23~図2-26】

	計			入院			入院外+	· 調剤		歯科		
		地域差指数	順位		地域差指数	順位		地域差指数	順位		地域差指数	順位
	万円			万円			万円			万円		
全国計	93.4	1.000	-	46.0	1.000	-	44.1	1.000	-	3.3	1.000	-
北海道	106.3	1.138	6	58.8	1.280	6	44.4	1.006	14	3.1	0.934	18
青森県	79.8	0.855	45	36.4	0.792	44	41.5	0.940	34	1.9	0.584	47
岩手県	75.4	0.808	46	34.1	0.742	47	38.7	0.878	45	2.6	0.780	37
宮城県	83.5	0.894	35	37.2	0.810	42	43.4	0.984	22	2.8	0.856	24
秋田県	80.1	0.858	44	37.0	0.805	43	40.7	0.922	38	2.4	0.738	41
山形県	80.5	0.862	43	38.3	0.833	39	39.6	0.898	43	2.6	0.793	34
福島県	82.2	0.881	39	38.4	0.835	38	41.4	0.939	35	2.4	0.742	40
茨 城 県	82.3	0.881	38	37.9	0.824	40	41.7	0.946	29	2.7	0.814	28
栃木県	81.5	0.873	40	37.7	0.820	41	41.4	0.937	36	2.5	0.756	39
群馬県	85.4	0.915	33	42.9	0.934	28	39.9	0.904	41	2.6	0.800	33
埼玉県	87.1	0.933	30	41.3	0.899	30	42.4	0.961	26	3.3	1.022	10
千葉県	83.2	0.892	36	38.9	0.847	35	41.0	0.930	37	3.3	1.002	12
東京都	93.9	1.005	19	42.9	0.933	29	47.0	1.066	6	4.0	1.215	4
神奈川県	88.4	0.947	29	39.2	0.853	34	45.4	1.030	10	3.8	1.148	6
新潟県	75.2	0.805	47	34.3	0.745	46	38.0	0.861	46	3.0	0.906	19
富山県	86.2	0.923	32	46.3	1.007	22	37.6	0.853	47	2.3	0.698	43
石川県	96.8	1.036	18	52.9	1.152	12	41.6	0.942	33	2.3	0.690	44
福井県	90.4	0.969	25	47.5	1.034	18	40.5	0.919	39	2.3	0.715	42
山梨県	85.0	0.910	34	40.6	0.884	32	41.6	0.943	32	2.8	0.844	26
長野県	81.1	0.869	41	38.7	0.843	37	39.7	0.900	42	2.6	0.808	30
岐阜県	86.8	0.930	31	39.4	0.856	33	44.2	1.002	16	3.2	0.986	13
静岡県	80.8	0.865	42	35.9	0.781	45	42.3	0.959	27	2.6	0.792	35
愛知県	90.3	0.968	26	41.1	0.895	31	45.5	1.031	9	3.7	1.135	7
三重県	83.1	0.890	37	38.8	0.845	36	41.7	0.945	30	2.6	0.802	32
滋賀県	92.3	0.989	22	47.4	1.032	19	42.2	0.957	28	2.7	0.811	29
京都府	100.7	1.079	13	52.1	1.133	13	45.3	1.027	11	3.3	1.014	11
大阪府	107.7	1.154	4	53.3	1.160	11	49.5	1.122	2	4.9	1.496	1
兵庫県	99.5	1.066	14	48.5	1.056	17	47.1	1.068	5	3.8	1.166	5
奈良県	92.9	0.995	21	45.8	0.997	25	43.9	0.996	19	3.2	0.979	14
和歌山県	91.4	0.979	23	44.2	0.962	27	44.4	1.005	15	2.8	0.854	25
鳥取県	89.4	0.958	28	46.6	1.015	21	40.0	0.906	40	2.8	0.863	23
島根県	89.7	0.961	27	45.5	0.990	26	41.6	0.944	31	2.6	0.788	36
岡山県	98.6	1.056	15	50.3	1.095	15	44.9	1.018	12	3.4	1.033	9
広島県	104.9	1.124	7	49.6	1.080	16	51.1	1.159	1	4.2	1.275	2
山口県	103.4	1.107	10	57.0	1.239	8	43.6	0.987	21	2.9	0.875	21
徳島県	97.8	1.047	16	50.4	1.097	14	44.2	1.001	17	3.2	0.974	15
香川県	97.2	1.041	17	46.0	1.001	23	47.7	1.082	3	3.4	1.053	8
愛媛県	93.4	1.001	20	47.0	1.023	20	43.7	0.991	20	2.7	0.827	27
高知県	115.1	1.232	1	68.2	1.484	1	44.0	0.997	18	2.9	0.882	20
福岡県	114.3	1.224	2	63.4	1.379	2	46.9	1.062	7	4.0	1.234	3
佐賀県	106.8	1.144	5	56.4	1.227	10	47.2	1.070	4	3.2	0.968	16
長崎県	109.0	1.168	3	60.0	1.306	4	45.9	1.040	8	3.1	0.958	17
熊本県	103.2	1.106	11	58.0	1.262	7	42.4	0.961	25	2.8	0.868	22
大分県	103.6	1.109	9	56.5	1.229	9	44.5	1.010	13	2.5	0.777	38
宮崎県	91.1	0.976	24	46.0	1.000	24	42.5	0.964	24	2.6	0.806	31
鹿児島県	104.4	1.118	8	59.3	1.290	5	42.8	0.970	23	2.3	0.688	45
沖縄県	103.0	1.103	12	61.4	1.337	3	39.3	0.890	44	2.2	0.684	46

<sup>1</sup> 年齢調整後医療費とは、都道府県ごとの人口の年齢構成の相違による分を補正した医療費です。2 地域差指数とは、医療費の地域差を表す指標として、一人当たり医療費について、人口の年齢構成の相違分を補正し、全国平均を1として指数化したものです。

#### 表 19 後期高齢者医療制度における都道府県別、地域差指数の

三要素(1日当たり医療費、1件当たり日数、受診率)別寄与度(3) 【図2-27、図2-28】

	計	受診率 (入院)	受診率 (入院外+調剤)	受診率 (歯科)	1件当たり 日数 (入院)	1件当たり 日数 (入院外+調剤)	1件当たり 日数 (歯科)	1日当たり 医療費 (入院)	1日当たり 医療費 (入院外+調剤)	1日当たり 医療費 (歯科)
北海道	0.138	0.127	-0.034	-0.009	0.038	-0.053	0.003	-0.028	0.090	0.004
青森県	-0.145	-0.068	-0.007	-0.019	-0.008	-0.016	0.002	-0.027	-0.005	0.002
岩手県	-0.192	-0.084	-0.020	-0.010	-0.004	-0.070	-0.001	-0.039	0.033	0.003
宮城県	-0.106	-0.064	0.022	-0.002	-0.024	-0.045	-0.003	-0.005	0.015	-0.001
秋田県	-0.142	-0.088	-0.033	-0.013	0.010	-0.059	0.000	-0.019	0.055	0.003
山形県	-0.138	-0.068	0.009	-0.005	-0.011	-0.051	-0.003	-0.004	-0.006	0.001
福島県	-0.119	-0.065	-0.015	-0.010	-0.008	-0.055	0.001	-0.009	0.042	0.000
茨城県	-0.119	-0.073	-0.048	-0.006	-0.021	-0.035	-0.001	0.007	0.057	0.000
栃木県	-0.127	-0.079	-0.018	-0.007	-0.003	-0.025	0.000	-0.007	0.014	-0.002
群馬県	-0.085	-0.026	-0.021	-0.006	-0.007	-0.038	0.002	0.000	0.013	-0.003
埼玉県	-0.067	-0.060	-0.023	0.004	-0.007	-0.014	-0.001	0.016	0.019	-0.002
千葉県	-0.108	-0.077	-0.033	0.003	-0.026	-0.030	-0.002	0.027	0.030	-0.001
東京都	0.005	-0.050	0.021	0.011	-0.032	-0.001	0.000	0.049	0.011	-0.003
神奈川県	-0.053	-0.090	0.021	0.007	-0.043	-0.015	-0.001	0.060	0.009	-0.001
新潟県	-0.195	-0.106	-0.028	-0.004	0.002	-0.063	-0.001	-0.022	0.025	0.001
富山県	-0.077	0.016	-0.060	-0.010	0.017	-0.027	0.000	-0.029	0.018	0.000
石川県	0.036	0.085	-0.058	-0.013	0.021	-0.024	0.001	-0.031	0.054	0.001
福井県	-0.031	0.046	-0.050	-0.011	0.004	0.011	0.001	-0.033	0.000	0.000
山梨県	-0.090	-0.042	-0.032	-0.007	-0.004	-0.041	0.001	-0.011	0.046	0.000
長野県	-0.131	-0.088	-0.036	-0.006	-0.045	-0.065	0.000	0.055	0.054	-0.001
岐阜県	-0.070	-0.070	-0.012	0.002	-0.033	0.008	-0.004	0.032	0.005	0.001
静岡県	-0.135	-0.113	-0.001	-0.004	-0.015	-0.033	-0.001	0.019	0.016	-0.002
愛知県	-0.032	-0.060	0.013	0.007	-0.027	0.012	-0.003	0.035	-0.010	0.001
三重県	-0.110	-0.067	0.008	-0.003	-0.012	-0.007	-0.003	0.003	-0.028	-0.001
滋賀県	-0.011	-0.016	-0.031	-0.004	0.010	-0.014	-0.002	0.022	0.026	-0.001
京都府	0.079	0.035	-0.017	0.001	-0.003	0.032	-0.001	0.034	-0.002	0.001
大阪府	0.154	0.043	0.036	0.012	0.005	0.076	0.003	0.030	-0.054	0.002
兵庫県	0.066	0.010	0.038	0.004	-0.013	0.026	0.000	0.031	-0.031	0.002
奈良県	-0.005	-0.020	0.007	0.003	-0.024	-0.019	-0.002	0.042	0.009	-0.002
和歌山県	-0.021	-0.019	0.025	-0.007	0.001	0.010	0.001	0.000	-0.032	0.001
鳥取県	-0.042	-0.003	-0.033	-0.006	0.006	-0.035	-0.001	0.005	0.023	0.002
島根県	-0.039	-0.004	-0.007	-0.008	-0.001	-0.038	-0.002	0.001	0.019	0.002
岡山県	0.056	0.059	-0.014	0.000	-0.016	0.012	-0.002	0.004	0.011	0.003
広島県	0.124	0.051	0.034	0.005	0.007	0.077	0.000	-0.019	-0.036	0.005
山口県	0.107	0.130	0.023	-0.006	0.066	0.012	0.001	-0.078	-0.041	0.001
徳島県	0.047	0.076	-0.007	-0.005	0.033	0.036	0.001	-0.061	-0.028	0.003
香川県	0.041	0.024	0.005	-0.002	-0.002	0.067	0.001	-0.022	-0.033	0.003
愛媛県	0.001	0.041	0.003	-0.005	0.010	0.028	0.000	-0.039	-0.036	-0.001
高知県	0.232	0.223	-0.032	-0.007	0.067	0.000	-0.001	-0.052	0.031	0.003
福岡県	0.224	0.181	0.039	0.005	0.045	0.048	0.005	-0.040	-0.058	-0.002
佐賀県	0.144	0.147	0.037	-0.001	0.033	0.070	0.002	-0.068	-0.074	-0.001
長崎県	0.168	0.188	0.045	0.000	0.040	0.044	-0.002	-0.077	-0.070	0.000
熊本県	0.106	0.171	0.013	-0.004	0.055	0.022	0.002	-0.098	-0.053	-0.002
大分県	0.109	0.155	-0.005	-0.012	0.007	0.000	0.003	-0.050	0.009	0.001
宮崎県	-0.024	0.055	0.002	-0.010	0.030	0.010	0.003	-0.085	-0.029	0.001
鹿児島県	0.118	0.185	0.003	-0.011	0.060	0.031	0.002	-0.102	-0.048	-0.002
沖縄県	0.103	0.134	-0.029	-0.012	0.011	-0.048	0.001	0.021	0.024	0.000

<sup>3</sup> 寄与度とは、あるデータの構成要素となる項目の変化が、データ全体にどのくらい影響を与えているか を示す指標です。 ± 1 の範囲の値を取り、値の絶対値が大きいほど影響が大きくなっています。

# (3) 健康の保持の推進

# ア 生活習慣病の状況

# (ア) 疾病別医療費の状況(1)

表 20 20分類を中心にみた神奈川県の国民健康保険における費用額(2,3) 【図2-29】

疾病分類	費用(円)	構成比
感染症及び寄生虫症	1,317,449,920	2.5%
新生物	6,834,217,990	13.0%
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の 障害	572,348,860	1.1%
内分泌,栄養及び代謝疾患	5,162,711,900	9.9%
精神及び行動の障害	4,466,415,330	8.5%
神経系の疾患	2,208,059,370	4.2%
眼及び付属器の疾患	2,214,926,840	4.2%
耳及び乳様突起の疾患	323,979,430	0.6%
循環器系の疾患	8,996,015,900	17.2%
呼吸器系の疾患	3,814,511,060	7.3%
消化器系の疾患	3,380,172,210	6.5%
皮膚及び皮下組織の疾患	1,147,199,360	2.2%
筋骨格系及び結合組織の疾患	4,341,384,580	8.3%
腎尿路生殖器系の疾患	4,907,079,270	9.4%
妊娠,分娩及び産じょく	153,377,570	0.3%
周産期に発生した病態	91,697,490	0.2%
先天奇形,変形及び染色体異常	92,380,190	0.2%
症状,徴候及び異常臨床所見・異常検査	853,994,840	1.6%
所見で他に分類されないもの	033,994,040	1.0 /6
損傷,中毒及びその他の外因の影響	1,521,210,370	2.9%
特殊目的用コード	0	0.0%
全疾病	52,399,132,480	100.0%

神奈川県国民健康保険団体連合会 国保データベースシステム(平成27年5月)

表 21 20分類を中心にみた神奈川県の後期高齢者医療制度における費用額(2,3) 【図2-29】

疾病分類	費用(円)	構成比
感染症及び寄生虫症	944,909,830	1.6%
新生物	5,223,480,650	9.0%
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の 障害	439,317,880	0.8%
内分泌,栄養及び代謝疾患	4,140,743,470	7.2%
精神及び行動の障害	1,864,466,730	3.2%
神経系の疾患	3,739,381,930	6.5%
眼及び付属器の疾患	2,561,133,070	4.4%
耳及び乳様突起の疾患	183,227,490	0.3%
循環器系の疾患	13,486,736,840	23.3%
呼吸器系の疾患	5,425,983,890	9.4%
消化器系の疾患	3,686,172,020	6.4%
皮膚及び皮下組織の疾患	738,982,190	1.3%
筋骨格系及び結合組織の疾患	6,529,117,860	11.3%
腎尿路生殖器系の疾患	4,790,342,850	8.3%
妊娠,分娩及び産じょく	730	0.0%
周産期に発生した病態	0	0.0%
先天奇形,変形及び染色体異常	23,355,320	0.0%
症状,徴候及び異常臨床所見・異常検査	1,063,651,090	1.8%
所見で他に分類されないもの	1,003,031,090	1.0 /6
損傷,中毒及びその他の外因の影響	2,938,670,130	5.1%
特殊目的用コード	0	0.0%
全疾病	57,779,673,970	100.0%

神奈川県国民健康保険団体連合会 国保データベースシステム(平成27年5月)

表 22 20分類を中心にみた全国の国民健康保険における費用額(2,3) 【図2-30】

疾病分類	費用(円)	構成比
感染症及び寄生虫症	19,736,317,786	2.3%
新生物	140,602,907,050	16.2%
血液及び造血器の疾患並びに	6,346,702,993	0.7%
免疫機構の障害		0.70
内分泌,栄養及び代謝疾患	57,953,378,088	6.7%
精神及び行動の障害	135,187,096,794	15.5%
神経系の疾患	49,549,533,770	5.7%
眼及び付属器の疾患	29,377,670,560	3.4%
耳及び乳様突起の疾患	4,502,872,880	0.5%
循環器系の疾患	148,731,304,778	17.1%
呼吸器系の疾患	38,942,961,043	4.5%
消化器系の疾患	45,596,112,648	5.2%
皮膚及び皮下組織の疾患	11,661,510,468	1.3%
筋骨格系及び結合組織の疾患	62,675,467,513	7.2%
腎尿路生殖器系の疾患	55,703,711,401	6.4%
妊娠,分娩及び産じょく	3,799,372,180	0.4%
周産期に発生した病態	3,160,526,708	0.4%
先天奇形,変形及び染色体異常	14,785,765,705	1.7%
症状,徴候及び異常臨床所見・	0	0.0%
異常検査所見で他に分類されないもの		0.0%
損傷,中毒及びその他の外因の影響	42,140,052,534	4.8%
特殊目的用コード	1,507,948	0.0%
全疾病	870,454,772,848	100.0%

厚生労働省 医療給付実態調査(平成27年度)

表 23 20分類を中心にみた全国の後期高齢者医療制度における費用額(2,3) 【図2-30】

疾病分類	費用(円)	構成比
感染症及び寄生虫症	21,932,149,776	1.8%
新生物	128,165,035,815	10.2%
血液及び造血器の疾患並びに 免疫機構の障害	8,318,293,984	0.7%
内分泌,栄養及び代謝疾患	73,263,728,708	5.9%
精神及び行動の障害	77,264,867,816	6.2%
神経系の疾患	84,728,053,873	6.8%
眼及び付属器の疾患	35,322,550,179	2.8%
耳及び乳様突起の疾患	3,482,620,903	0.3%
循環器系の疾患	335,366,896,472	26.8%
呼吸器系の疾患	84,194,403,836	6.7%
消化器系の疾患	61,404,340,950	4.9%
皮膚及び皮下組織の疾患	11,866,106,328	0.9%
筋骨格系及び結合組織の疾患	99,820,711,978	8.0%
腎尿路生殖器系の疾患	87,064,688,370	7.0%
妊娠 , 分娩及び産じょく	3,241,062	0.0%
周産期に発生した病態	2,455,453	0.0%
先天奇形,変形及び染色体異常	20,144,765,242	1.6%
症状,徴候及び異常臨床所見・	0	0.0%
異常検査所見で他に分類されないもの		0.078
損傷,中毒及びその他の外因の影響	119,665,904,415	9.6%
特殊目的用コード	2,458,500	0.0%
全疾病	1,252,013,273,658	100.0%

厚生労働省 医療給付実態調査(平成27年度)

表 24 121分類を中心にみた神奈川県の国民健康保険における費用額(2,3) 【図2-31】

疾病分類	費用(円)	構成比	
高血圧性疾患	2,719,668,490	5.2%	
虚血性心疾患	1,557,357,830	3.0%	
脳梗塞	830,747,350	1.6%	
脳内出血	308,710,680	0.6%	
糖尿病	2,816,193,180	5.4%	
腎不全	3,861,493,510	7.4%	
その他	40,304,961,440	76.9%	
全疾病	52,399,132,480	100.0%	

神奈川県国民健康保険団体連合会 国保データベースシステム(平成27年5月)

表 25 121分類を中心にみた神奈川県の後期高齢者医療制度における費用額(2,3) [図2-31]

疾病分類	費用(円)	構成比
高血圧性疾患	3,228,702,590	5.6%
虚血性心疾患	1,987,516,920	3.4%
脳梗塞	1,956,019,570	3.4%
脳内出血	389,226,180	0.7%
糖尿病	2,332,205,040	4.0%
腎不全	3,551,781,900	6.1%
その他	44,334,221,770	76.7%
全疾病	57,779,673,970	100.0%

神奈川県国民健康保険団体連合会 国保データベースシステム(平成27年5月)

表 26 121分類を中心にみた全国の国民健康保険における費用額(2,3) 【図2-32】

	費用(円)	構成割合
高血圧性疾患	42,447,011,130	4.9%
虚血性心疾患	20,916,592,053	2.4%
脳梗塞	23,424,439,748	2.7%
脳内出血	14,367,306,446	1.7%
糖尿病	35,964,141,834	4.1%
腎不全	39,457,369,789	4.5%
その他	693,877,911,847	79.7%
全疾病	870,454,772,848	100.0%

厚生労働省 医療給付実態調査(平成27年度)

表 27 121分類を中心にみた全国の後期高齢者医療制度における費用額(2,3) 【図2-32】

	費用(円)	構成割合
高血圧性疾患	85,945,357,543	6.9%
虚血性心疾患	32,357,038,267	2.6%
脳梗塞	85,564,950,745	6.8%
脳内出血	25,194,904,727	2.0%
糖尿病	47,048,746,796	3.8%
腎不全	63,066,454,328	5.0%
その他	912,835,821,253	72.9%
全疾病	1,252,013,273,658	100.0%

厚生労働省 医療給付実態調査(平成27年度)

表 28 神奈川県の国民健康保険における一人当たり費用額の上位10疾病(121分類) 【図2-33】

	全年齡合計	一人当たり医療費(円)
1位	腎不全	1,567
2位	糖尿病	1,142
3位	高血圧性疾患	1,103
4位	その他の悪性新生物	1,006
5位	その他の心疾患	964
6位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	949
7位	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	862
8位	その他の消化器系の疾患	723
9位	虚血性心疾患	632
10位	その他の眼及び付属器の疾患	578
	全疾病合計	21,257

- 1 疾病分類に計上される疾病は、医師が複数の主傷病名を記載していても一つしか選択されていません。このため、合併症や依存症が多数記載されている場合、選択されなかった疾病の件数や医療費において低い集計値となる可能性があります。
- 2 神奈川県の数値に用いている国保データベースシステムでは、歯科の医療費を集計していないため、歯 科の医療費は含まれていません。一方、国の数値に用いている医療給付実態調査は、歯科医療費が含まれ た数値になります。

また、国保データベースシステムでは、レセプトデータから最も医療資源を要した傷病名を当該レセプトの費用として計上しているのに対し、医療給付実態調査はレセプトに記載されている主傷病のうち一番上に記載されている疾病を当該レセプトの費用として計上しています。そのため、表 20及び表 21と表 22及び表 23、表 24及び表 25と表 26及び表 27は一概に比較できないことに留意する必要があります。 3 神奈川県の数値に用いている国保データベースシステムは、平成27年5月のレセプトを集計したデータ

3 神奈川県の数値に用いている国保データベースシステムは、平成27年5月のレセプトを集計したデータを用いています。一方、国の数値に用いている医療給付実態調査は12か月分のデータを用いています。そのため、神奈川県のデータにあわせるため、国の数値は医療給付実態調査における値を12か月で割った数値を用いています。

## (イ) 生活習慣病の費用額

表 29 神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の医療費の推移 【図2-34、図2-66】

	: 医療費: 対前年		平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月														
高	高血圧性疾患		2,601,570,040	2,492,071,780	2,487,180,500		2,263,682,380		2,227,127,460														
			-51.6%	-4.2%	-0.2%	1.9%	-10.7%	1.9%	-3.4%														
虚	血性心	疾 患	1,417,819,310	1,327,331,290	1,319,476,540	1,434,603,020	1,377,640,620	1,493,620,600															
1	, <u></u>	,,,,,,,,	-44.9%	-6.4%	-0.6%	8.7%	-4.0%	8.4%	-10.3%														
脳	凶 梗	塞	窜	914,430,220	945,634,220	968,234,590	1,032,844,840	1,085,452,580	1,089,121,440	1,067,481,420													
בונו		240	-68.7%	3.4%	2.4%	6.7%	5.1%	0.3%	-2.0%														
脳	内出	血	530,888,710	568,933,150	591,994,450	592,434,900	632,855,020	633,784,320	628,892,920														
n	г, щ		-41.1%	7.2%	4.1%	0.1%	6.8%	0.1%	-0.8%														
糖	尿	病	病	病	病	病	病	病	痣	1,743,990,840	1,703,860,280	1,772,066,300	1,766,602,090	1,761,055,920	1,794,228,750	1,813,856,420							
171	754								-42.9%	-2.3%	4.0%	-0.3%	-0.3%	1.9%	1.1%								
腎	不	- 4	仝	수	소	소	소	소	수	소	소	소	全	全	소	소	2,122,263,940	2,401,274,450	2,530,798,890	2,675,375,740	2,730,017,870	2,790,981,370	2,814,371,050
	F 1		-43.8%	13.1%	5.4%	5.7%	2.0%	2.2%	0.8%														
合		計	9,330,963,060	9,439,105,170	9,669,751,270	10,035,697,270	9,850,704,390	10,108,403,560	9,892,018,050														
		п	-49.8%	1.2%	2.4%	3.8%	-1.8%	2.6%	-2.1%														

神奈川県国民健康保険団体連合会 神奈川県における疾病状況(平成20~23年の各年の5月) 神奈川県国民健康保険団体連合会 国保総合システム(平成24~26年の各年の5月)

表 30 神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の一人当たり医療費の推移 【図2-35】

	一人当 対前年/		療費(F	円)	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月		
高	血圧	性	疾	患	982	915	931	950	866	894	894		
	ш	. 11	75	ىك.	-40.0%	-6.8%	1.7%	2.0%	-8.9%	3.3%	-0.1%		
虚	血性	心	疾	患	535	488	494	538	527	579	538		
MY	тт 1д	. ,0,	75	<b>ب</b> ٺ،	-31.6%	-8.9%	1.3%	8.9%	-2.1%	9.9%	-7.1%		
脳		梗		塞	345	347	363	387	415	422	428		
ᄱ		1丈				至	-61.1%	0.6%	4.4%	6.8%	7.2%	1.7%	1.5%
脳	内	H	,	血	200	209	222	222	242	246	252		
기스	13	ц		ш.	-26.9%	4.3%	6.1%	0.2%	8.9%	1.5%	2.7%		
糖		尿		病	658	626	664	663	673	695	728		
THE		<i>V</i> 3C		71/3	-29.2%	-4.9%	6.0%	-0.2%	1.7%	3.3%	4.6%		
腎		不		全	801	882	948	1,003	1,044	1,082	1,129		
		-11		小 国		土	-30.3%	10.1%	7.4%	5.9%	4.1%	3.6%	4.4%
合				計	3,522	3,467	3,621	3,764	3,767	3,918	3,969		
				пІ	-37.8%	-1.6%	4.4%	3.9%	0.1%	4.0%	1.3%		

神奈川県国民健康保険団体連合会 神奈川県における疾病状況(平成20~23年の各年の5月)

神奈川県国民健康保険団体連合会 国保総合システム (平成24~26年の各年の5月)

表 31 神奈川県の後期高齢者医療制度における生活習慣病の医療費の推移 【図2-36、図2-67】

単位:円 疾病名 平成23年5月 平成24年5月 平成25年5月 平成26年5月 糖尿病 1,345,199,810 1,414,574,930 1,520,140,300 1,575,260,560 3,198,292,520 高血圧性疾患 2,780,074,160 2,992,745,320 3,120,354,320 虚血性心疾患 1,371,938,160 1,452,542,340 1,511,770,380 1,500,402,320 脳内出血 650,438,180 689,655,460 734,639,080 799,981,090 脳梗塞 2,697,283,170 2,658,723,390 2,537,819,830 2,680,728,550

2,382,676,690

11,612,923,290

2,232,806,590

10,918,276,730

腎不全

合計

神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(平成23~26年の各年の5月)

表 32 神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の医療費及び構成比の推移 【図2-37】

	平成2	20年5月	平成26年 5 月		
疾病名	費用(円)	構成比	費用(円)	構成比	
高血圧性疾患	2,601,570,040	27.9%	2,227,127,460	22.5%	
虚血性心疾患	1,417,819,310	15.2%	1,340,288,780	13.5%	
脳梗塞	914,430,220	9.8%	1,067,481,420	10.8%	
脳内出血	530,888,710	5.7%	628,892,920	6.4%	
糖尿病	1,743,990,840	18.7%	1,813,856,420	18.3%	
腎不全	2,122,263,940	22.7%	2,814,371,050	28.5%	
合計	9,330,963,060	100.0%	9,892,018,050	100.0%	

神奈川県国民健康保険団体連合会 神奈川県における疾病状況(平成20年5月)

神奈川県国民健康保険団体連合会 国保総合システム(平成26年5月)

2,434,288,170

12,096,413,620

#### 表 33 神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の年齢階級別一人当たり医療費 【図2-38】

単位:円

2,489,173,830

12,143,895,510

	高血圧性疾患	虚血性心疾患	脳梗塞	脳内出血	糖尿病	腎不全
~39歳	24	15	6	5	82	117
40~49歳	314	230	98	47	501	901
50~59歳	926	436	234	210	1,109	2,003
60~69歳	1,807	960	504	172	1,829	2,571
70~74歳	2,447	1,539	856	253	2,289	2,583

神奈川県国民健康保険団体連合会 国保データベースシステム(平成27年5月)

表 34 神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の年齢階級別1件当たり医療費 【図2-39】

単位:円

	高血圧性疾患	虚血性心疾患	脳梗塞	脳内出血	糖尿病	腎不全
~39歳	15,921	75,482	84,313	154,328	33,778	339,885
40~49歳	16,604	139,518	127,827	255,449	34,666	364,737
50~59歳	16,090	98,971	98,313	388,408	34,140	374,220
60~69歳	15,557	84,647	82,251	338,506	31,514	360,543
70~74歳	16,445	76,256	73,945	396,561	31,807	316,979

神奈川県国民健康保険団体連合会 国保データベースシステム(平成27年5月)

# (ウ) 生活習慣病の総患者数

表 35 生活習慣病の都道府県別総患者数(人口10万人当たり) 【図2-40、図2-43~図2-48】

単位:人

				mv+T 🚓	TW 11		単位:人
11.35-346	生活習慣病	高血圧性疾患		脳梗塞	脳内出血	糖尿病	腎不全
北海道	10,963.0	6,703.7	555.6	851.9	111.1	2,388.9	351.9
青森	15,140.0	9,841.0	681.3	1,059.8	227.1	2,952.3	378.5
岩手	13,785.0	9,267.9	623.1	934.6	155.8	2,570.1	233.6
宮城	15,292.1	10,223.4	1,116.8	816.2	85.9	2,663.2	386.6
秋田	17,164.9	11,957.6	675.0	964.3	289.3	3,085.8	192.9
山形	18,214.0	13,262.6	972.6	1,061.0	176.8	2,564.1	176.8
福島	15,658.9	9,922.5	930.2	878.6	103.4	3,617.6	206.7
茨城	14,525.5	9,386.8	650.9	890.7	68.5	3,254.5	274.1
栃木	14,040.4	9,596.0	656.6	555.6	101.0	2,777.8	353.5
群馬	14,321.9	9,008.1	556.7	1,417.0	101.2	3,087.0	151.8
埼玉	9,752.7	6,838.0	442.1	455.9	55.3	1,851.1	110.5
千葉	8,584.8	5,631.8	355.0	387.3	64.5	1,968.7	177.5
東京	10,970.9	7,244.2	522.8	560.1	59.7	2,419.7	164.3
神奈川	10,367.2	6,519.3	472.7	846.5	142.9	2,154.8	230.9
新潟	15,434.5	10,376.1	475.6	1,124.1	172.9	2,939.9	345.9
富山	13,738.3	8,785.0	747.7	841.1	186.9	2,897.2	280.4
石川	9,083.0	5,276.8	605.5	519.0	173.0	2,249.1	259.5
福井	12,025.3	7,974.7	632.9	506.3	126.6	2,658.2	126.6
<u>山梨</u> 長野	13,674.2 13,039.4	9,155.8	475.6	594.5	118.9	3,091.6	237.8
		8,582.3	521.6	1,375.1	94.8	2,181.1	284.5
岐阜	15,776.6 11,336.0	10,289.1	1,077.9 485.8	881.9 431.8	147.0 108.0	3,184.7 2,294.2	196.0 161.9
静岡 愛知	9,631.1	7,854.3 6,505.7	456.1	451.6	120.7	1,864.5	228.0
三重	15,561.6	10,137.0	657.5	602.7	109.6	3,726.0	328.8
<del></del> 滋賀	11,723.2	8,262.7	565.0	282.5	70.6	2,259.9	282.5
京都	9,693.5	6,092.0	651.3	613.0	114.9	1,762.5	459.8
大阪	11,792.7	7,967.4	622.5	577.2	90.5	2,354.0	181.1
兵庫	9,853.8	6,100.0	415.1	559.5	90.2	2,508.6	180.5
奈良	12,064.0	8,066.9	726.7	581.4	145.3	2,398.3	145.3
和歌山	17,919.7	11,637.5	1,235.8	1,132.9	103.0	3,604.5	206.0
鳥取	11,672.5	7,665.5	348.4	1,045.3	0.0	2,439.0	174.2
島根	15,351.5	10,903.9	717.4	717.4	143.5	2,582.5	286.9
岡山	11,330.6	6,964.7	831.6	519.8	104.0	2,494.8	415.8
広島	12,248.5	7,130.3	670.7	811.9	141.2	3,318.0	176.5
山口	15,838.1	11,008.5	639.2	923.3	142.0	2,983.0	142.0
徳島	14,790.6	9,685.9	785.3	523.6	130.9	3,272.3	392.7
香川	12,640.2	7,951.1	509.7	611.6	101.9	3,160.0	305.8
愛媛	14,050.2	8,602.2	788.5	1,290.3	143.4	2,795.7	430.1
高知	13,008.1	8,536.6	948.5	677.5	135.5	2,439.0	271.0
福岡	12,571.2	8,505.2	844.6	392.9	98.2	2,514.2	216.1
佐賀	12,215.6	8,503.0	479.0	598.8	119.8	2,155.7	359.3
長崎	14,574.3	9,740.3	1,082.3	432.9	72.2	2,886.0	360.8
熊本	13,322.2	9,308.8	501.7	501.7	111.5	2,508.4	390.2
大分	13,578.1	8,710.5	939.4	512.4	170.8	2,903.5	341.6
宮崎	15,170.6	10,951.5	718.1	628.4	179.5	2,423.7	269.3
鹿児島	17,146.3	10,971.2	1,019.2	1,318.9	239.8	3,237.4	359.7
沖縄	8,726.2	5,559.5	492.6	422.2	140.7	1,829.7	281.5
全国	12,083.4	7,953.9	613.0	676.7	108.6	2,491.3	240.0

厚生労働省 患者調査(平成26年) 総務省 人口推計(平成26年10月)

表 36 神奈川県の生活習慣病の総患者数の推移 【図2-41、図2-68】

単位:千人 平成11年 平成14年 平成17年 平成20年 平成23年 平成26年 糖尿病 高血圧性疾患 虚血性心疾患 脳内出血 脳梗塞 腎不全 合計 

厚生労働省 患者調査(平成11~26年)

表 37 神奈川県の人口10万人当たりの生活習慣病の年齢階級別総患者数 【図2-42】

		-					•	:		•	単位:人
	総数	0 ~4歳	5 ~14歳	15 ~24歳	25 ~34歳	35 ~44歳	45 ~54歳	55 ~64歳	65 ~74歳	75 ~84歳	85~歳
糖尿病	2,155	0	0	111	274	548	1,242	3,259	5,168	8,357	5,364
高血圧性疾患	6,519	0	0	0	91	616	3,882	8,380	17,743	24,352	27,203
虚血性心疾患	473	0	0	0	0	0	155	372	1,206	2,017	3,065
脳内出血	143	0	0	0	0	0	0	93	345	720	766
脳梗塞	847	0	0	0	0	0	78	559	1,895	5,187	4,981
腎不全	231	0	0	0	0	68	155	279	603	865	766

厚生労働省 患者調査(平成26年) 総務省 人口推計(平成26年10月)

# イ 特定健康診査・特定保健指導の状況

# (ア) 特定健康診査の実施状況

表 38 特定健康診査の実施率推移 【図2-49】

		神奈川県			全 国	
	対象者数 (人)	受診者数(人)	実施率	対象者数(人)	受診者数(人)	実施率
平成20年度	3,647,889	1,350,811	37.0%	51,919,920	20,192,502	38.9%
平成21年度	3,717,288	1,460,402	39.3%	52,211,735	21,588,883	41.3%
平成22年度	3,737,453	1,511,783	40.4%	52,192,070	22,546,778	43.2%
平成23年度	3,818,360	1,599,248	41.9%	52,534,157	23,465,995	44.7%
平成24年度	3,840,145	1,647,234	42.9%	52,806,123	24,396,035	46.2%
平成25年度	3,732,697	1,712,727	45.9%	53,267,875	25,374,874	47.6%
平成26年度	3,798,485	1,845,399	48.6%	53,847,427	26,163,456	48.6%
平成27年度	3,818,126	1,897,594	49.7%	53,960,721	27,058,105	50.1%

厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(平成20~27年度) 厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について(平成20~27年度)

表 39 特定健康診査の都道府県別実施率 【図2-50】

	対象者数(人)	受診者数(人)	実施率
 北海道	2,350,032	922,700	39.3%
	595,994	268,699	45.1%
岩手県	557,451	285,497	51.2%
宮城県	974,459	561,160	57.6%
秋田県	464,384	216,038	46.5%
山形県	482,012	289,226	60.0%
福島県	840,256	418,275	49.8%
   茨城県	,	·	49.8%
	1,276,424	636,193	49.8%
栃木県	861,134	413,788	
群馬県	866,354	424,215	49.0%
埼玉県	3,108,260	1,582,268	50.9%
千葉県	2,645,989	1,400,292	52.9%
東京都	5,470,987	3,466,537	63.4%
神奈川県	3,818,126	1,897,594	49.7%
新潟県	1,003,950	538,130	53.6%
富山県	477,372	266,700	55.9%
石川県	500,464	272,148	54.4%
福井県	338,269	165,479	48.9%
山梨県	367,002	203,887	55.6%
長野県	906,675	491,303	54.2%
岐阜県	896,444	439,385	49.0%
静岡県	1,612,803	852,695	52.9%
愛知県	3,120,031	1,611,190	51.6%
三重県	781,152	413,973	53.0%
滋賀県	577,626	287,284	49.7%
京都府	1,086,395	501,359	46.1%
大阪府	3,729,686	1,700,300	45.6%
兵庫県	2,366,766	1,101,017	46.5%
奈良県	597,066	253,968	42.5%
和歌山県	432,368	175,696	40.6%
鳥取県	243,173	111,613	45.9%
島根県	294,217	157,303	53.5%
岡山県	803,606	360,190	44.8%
広島県	1,208,282	546,760	45.3%
山口県	610,992	256,354	42.0%
徳島県	330,213	153,535	46.5%
香川県	428,981	206,545	48.1%
愛媛県	610,560	263,397	43.1%
高知県	317,589	148,141	46.6%
福岡県	2,089,860	946,910	45.3%
佐賀県	347,651	161,586	46.5%
長崎県	596,719	261,784	43.9%
熊本県	747,187	349,147	46.7%
大分県	497,130	258,714	52.0%
宮崎県	474,944	211,850	44.6%
鹿児島県	693,963	334,845	48.3%
沖縄県	559,721	272,435	48.7%
全 国	53,960,721	27,058,105	50.1%

#### 表 40 神奈川県の特定健康診査の性・年齢階級別の実施率(1) 【図2-51】

#### 【男性】

	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	合計
対象者数(人)	405,265	383,795	327,453	262,046	266,108	316,848	248,346	2,209,861
受診者数(人)	229,026	222,401	188,763	146,903	115,300	103,834	77,967	1,084,194
実施率	56.5%	57.9%	57.6%	56.1%	43.3%	32.8%	31.4%	49.1%

#### 【女性】

	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	合計
対象者数(人)	381,537	350,618	296,945	246,462	264,995	334,829	279,469	2,154,855
受診者数(人)	152,875	145,550	122,830	97,533	88,767	111,194	94,651	813,400
実施率	40.1%	41.5%	41.4%	39.6%	33.5%	33.2%	33.9%	37.7%

厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(平成27年度) 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成28年1月1日現在)

#### 表 41 神奈川県の保険者別 性・年齢階級別の特定健康診査の実施率 【図2-52】

#### 【男性】

		40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	合計
	対象者数(人)	405,265	383,795	327,453	262,046	266,108	316,848	248,346	2,209,861
全体	受診者数(人)	229,026	222,401	188,763	146,903	115,300	103,834	77,967	1,084,194
	実施率	56.5%	57.9%	57.6%	56.1%	43.3%	32.8%	31.4%	49.1%
	対象者数(人)	66,336	67,884	57,756	52,055	83,367	190,906	183,625	701,929
市町村国保	受診者数(人)	7,697	8,187	8,047	8,170	17,168	52,908	60,940	163,117
	実施率	11.6%	12.1%	13.9%	15.7%	20.6%	27.7%	33.2%	23.2%
市町村	対象者数(人)	338,929	315,911	269,697	209,991	182,741	125,942	64,721	1,507,932
国保を除く	受診者数(人)	221,329	214,214	180,716	138,733	98,132	50,926	17,027	921,077
全保険者	実施率	65.3%	67.8%	67.0%	66.1%	53.7%	40.4%	26.3%	61.1%

#### 【女性】

		40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	合計
	対象者数(人)	381,537	350,618	296,945	246,462	264,995	334,829	279,469	2,154,855
全体	受診者数(人)	152,875	145,550	122,830	97,533	88,767	111,194	94,651	813,400
	実施率	40.1%	41.5%	41.4%	39.6%	33.5%	33.2%	33.9%	37.7%
	対象者数(人)	54,522	56,027	51,621	58,178	112,659	230,528	221,393	784,928
市町村国保	受診者数(人)	8,825	9,371	10,255	13,871	34,004	80,522	84,958	241,806
	実施率	16.2%	16.7%	19.9%	23.8%	30.2%	34.9%	38.4%	30.8%
市町村	対象者数(人)	327,015	294,591	245,324	188,284	152,336	104,301	58,076	1,369,927
	受診者数(人)	144,050	136,179	112,575	83,662	54,763	30,672	9,693	571,594
全保険者	実施率	44.0%	46.2%	45.9%	44.4%	35.9%	29.4%	16.7%	41.7%

厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(平成27年度) 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成28年1月1日現在)

神奈川県法定報告(平成27年度)

表 42 神奈川県の保険者別の特定健康診査の実施率(2) 【図2-53】

	全保険者	市町村国保	全国健康 保険協会	その他
対象者数 (人)	3,818,126	1,486,857	689,957	1,641,312
受診者数 (人)	1,897,594	404,597	300,527	1,192,470
実施率	49.7%	27.2%	43.6%	72.7%

厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(平成27年度) 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成28年1月1日現在)

表 43 国民健康保険における市町村別特定健康診査の実施率(3) 【図2-54、図2-55】

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	実施率
横浜市	565,185	123,502	21.9%
川崎市	202,258	51,515	25.5%
相模原市	129,521	34,251	26.4%
横須賀市	79,431	23,276	29.3%
平塚市	47,843	15,810	33.0%
鎌倉市	32,737	11,025	33.7%
藤沢市	67,672	28,850	42.6%
小田原市	35,432	9,179	25.9%
茅ヶ崎市	41,209	15,059	36.5%
逗子市	11,202	3,615	32.3%
三浦市	11,418	2,438	21.4%
秦野市	31,676	10,956	34.6%
厚木市	41,203	13,246	32.1%
大和市	40,589	14,126	34.8%
伊勢原市	17,654	6,491	36.8%
海老名市	22,871	6,970	30.5%
座間市	23,396	6,764	28.9%
南足柄市	7,675	2,327	30.3%
<b>綾瀬市</b>	6,665	1,831	27.5%
葉山町	8,955	3,218	35.9%
寒川町	16,538	5,952	36.0%
大磯町	6,754	1,958	29.0%
二宮町	5,686	2,148	37.8%
中井町	2,185	651	29.8%
大井町	3,208	754	23.5%
松田町	2,286	653	28.6%
山北町	2,410	772	32.0%
開成町	2,666	1,042	39.1%
箱根町	2,602	883	33.9%
真鶴町	1,978	549	27.8%
湯河原町	6,247	1,449	23.2%
愛川町	8,952	3,325	37.1%
清川村	753	338	44.9%
市町村国保(大)	896,964	209,268	23.3%
市町村国保(中)	571,805	190,013	33.2%
市町村国保(小)	18,088	5,642	31.2%
計	1,486,857	404,923	27.2%

神奈川県法定報告(平成27年度)

1 対象者については、厚生労働省の「特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ」に性・年齢階級別の特定健康診査対象者数が公表されていないことから、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」における人口を対象者として代用しているため留意が必要です。

2 「その他」は、国民健康保険組合、共済組合、健康保険組合、船員保険の計になります。

3 各市町村国保の特定健康診査対象者数に応じた規模別に集計したもので、分類は次のとおりです。

「大」: 特定健康診査対象者数が10万人以上の保険者

「中」: 特定健康診査対象者数が5千人以上10万人未満の保険者

「小」:特定健康診査対象者数が5千人未満の保険者

# (イ) 特定保健指導の実施状況

表 44 特定保健指導の実施率推移 【図2-56】

		神奈川県			全国	
	対象者数(人)	終了者数(人)	実施率	対象者数(人)	終了者数(人)	実施率
平成20年度	288,666	13,371	4.6%	4,010,717	308,222	7.7%
平成21年度	292,213	28,657	9.8%	4,086,952	503,712	12.3%
平成22年度	293,044	28,572	9.8%	4,125,690	540,942	13.1%
平成23年度	310,126	34,017	11.0%	4,271,235	642,819	15.0%
平成24年度	310,039	37,940	12.2%	4,317,834	707,558	16.4%
平成25年度	298,270	38,762	13.0%	4,295,816	759,982	17.7%
平成26年度	321,479	39,605	12.3%	4,403,850	783,118	17.8%
平成27年度	326,465	39,729	12.2%	4,530,158	792,655	17.5%

厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(平成20~27年度) 厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について(平成20~27年度)

表 45 特定保健指導の都道府県別実施率 【図2-57】

	対象者数(人)	終了者数(人)	実施率
北海道	171,323	23,046	13.5%
 青森県	41,796	9,726	23.3%
岩手県	50,685	7,915	15.6%
宮城県	101,769	16,946	16.7%
秋田県	36,737	7,062	19.2%
山形県	43,093	9,727	22.6%
福島県	69,486	14,595	21.0%
 茨城県	115,576	19,303	16.7%
栃木県	69,834	13,284	19.0%
群馬県	71,731	9,775	13.6%
———— 埼玉県	267,716	36,833	13.8%
 千葉県	242,489	36,794	15.2%
東京都	568,641	84,172	14.8%
神奈川県	326,465	39,729	12.2%
新潟県	78,175	15,647	20.0%
富山県	45,143	8,818	19.5%
石川県	43,567	10,656	24.5%
福井県	27,981	6,308	22.5%
山梨県	31,589	7,084	22.4%
長野県	75,342	20,636	27.4%
岐阜県	65,794	15,174	23.1%
静岡県	128,466	23,759	18.5%
愛知県	259,954	50,095	19.3%
三重県	65,015	11,375	17.5%
滋賀県	45,191	9,285	20.5%
京都府	79,984	12,179	15.2%
大阪府	287,513	37,533	13.1%
兵庫県	182,230	26,281	14.4%
奈良県	41,001	5,981	14.6%
和歌山県	29,418	6,111	20.8%
鳥取県	18,187	4,478	24.6%
島根県	23,546	4,668	19.8%
岡山県	62,679	11,614	18.5%
広島県	100,232	19,887	19.8%
山口県	42,019	8,218	19.6%
徳島県	26,765	7,648	28.6%
香川県	35,477	9,063	25.5%
愛媛県	46,303	10,965	23.7%
高知県	26,604	3,886	14.6%
福岡県	166,964	32,912	19.7%
佐賀県	26,525	7,390	27.9%
長崎県	41,806	10,837	25.9%
熊本県	60,336	16,654	27.6%
大分県	42,235	9,660	22.9%
宮崎県	36,123	8,834	24.5%
鹿児島県	56,017	13,481	24.1%
沖縄県 	54,636	16,631	30.4%
全 国	4,530,158	792,655	17.5%

## 表 46 神奈川県の特定保健指導の性・年齢別の実施率 【図2-58】

## 【男性】

	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	合計
対象者数(人)	63,485	63,588	50,217	34,302	24,164	18,233	10,983	264,972
終了者数(人)	7,472	8,469	6,779	4,678	2,569	1,801	1,425	33,193
実施率	11.8%	13.3%	13.5%	13.6%	10.6%	9.9%	13.0%	12.5%

#### 【女性】

	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	合計
対象者数(人)	10,946	12,368	10,868	8,223	6,871	7,094	5,123	61,493
終了者数(人)	946	1,244	1,113	884	712	916	721	6,536
実施率	8.6%	10.1%	10.2%	10.8%	10.4%	12.9%	14.1%	10.6%

厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(平成27年度)

#### 表 47 神奈川県の保険者別 性・年齢別の特定保健指導の実施率 【図2-59】

#### 【男性】

		40 ~44歳	45 ~49歳	50 ~54歳	55 ~59歳	60 ~64歳	65 ~69歳	70 ~74歳	合計
	対象者数(人)	63,485	63,588	50,217	34,302	24,164	18,233	10,983	264,972
全体	終了者数(人)	7,472	8,469	6,779	4,678	2,569	1,801	1,425	33,193
	実施率	11.8%	13.3%	13.5%	13.6%	10.6%	9.9%	13.0%	12.5%
→ mT+→	対象者数(人)	2,348	2,480	2,148	1,923	3,592	8,983	8,426	29,900
市町村 国保	終了者数(人)	89	114	122	118	259	953	1,168	2,823
	実施率	3.8%	4.6%	5.7%	6.1%	7.2%	10.6%	13.9%	9.4%
市町村	対象者数(人)	61,137	61,108	48,069	32,379	20,572	9,250	2,557	235,072
国保を除く	終了者数(人)	7,383	8,355	6,657	4,560	2,310	848	257	30,370
全保険者	実施率	12.1%	13.7%	13.8%	14.1%	11.2%	9.2%	10.1%	12.9%

#### 【女性】

		40 ~44歳	45 ~49歳	50 ~54歳	55 ~59歳	60 ~64歳	65 ~69歳	70 ~74歳	合計
	対象者数(人)	10,946	12,368	10,868	8,223	6,871	7,094	5,123	61,493
全体	終了者数(人)	946	1,244	1,113	884	712	916	721	6,536
	実施率	8.6%	10.1%	10.2%	10.8%	10.4%	12.9%	14.1%	10.6%
<del>→</del> m⊤+-	対象者数(人)	658	792	890	1,142	2,346	4,929	4,459	15,216
市町村国保	終了者数(人)	34	66	77	138	312	728	670	2,025
	実施率	5.2%	8.3%	8.7%	12.1%	13.3%	14.8%	15.0%	13.3%
市町村	対象者数(人)	10,288	11,576	9,978	7,081	4,525	2,165	664	46,277
国保を除く	終了者数(人)	912	1,178	1,036	746	400	188	51	4,511
全保険者	実施率	8.9%	10.2%	10.4%	10.5%	8.8%	8.7%	7.7%	9.7%

表 48 神奈川県の保険者別の特定保健指導の実施率(1) 【図2-60】

	全保険者	市町村国保	全国健康 保険協会	その他
対象者数(人)	326,465	45,116	60,202	221,147
終了者数(人)	39,729	4,848	3,973	30,908
実施率	12.2%	10.7%	6.6%	14.0%

表 49 国民健康保険における市町村別特定保健指導の実施率(2) 【図2-61、図2-62】

	対象者数 (人)	終了者数(人)	実施率
横浜市	14,241	717	5.0%
川崎市	6,274	344	5.5%
相模原市	3,865	966	25.0%
横須賀市	2,364	393	16.6%
平塚市	1,706	286	16.8%
鎌倉市	1,176	212	18.0%
藤沢市	2,845	214	7.5%
小田原市	807	149	18.5%
茅ヶ崎市	1,584	150	9.5%
逗子市	367	56	15.3%
三浦市	296	87	29.4%
秦野市	1,127	203	18.0%
厚木市	1,332	220	16.5%
大和市	1,403	412	29.4%
伊勢原市	582	88	15.1%
海老名市	854	91	10.7%
座間市	862	68	7.9%
南足柄市	222	11	5.0%
<b>綾瀬市</b>	155	29	18.7%
葉山町	338	75	22.2%
寒川町	724	82	11.3%
大磯町	218	29	13.3%
二宮町	182	53	29.1%
中井町	62	10	16.1%
大井町	68	5	7.4%
松田町	99	29	29.3%
山北町	80	22	27.5%
開成町	102	84	82.4%
箱根町	75	13	17.3%
真鶴町	77	6	7.8%
湯河原町	182	17	9.3%
愛川町	368	43	11.7%
清川村	51	33	64.7%
市町村国保(大)	24,380	2,027	8.3%
市町村国保(中)	19,694	2,968	15.1%
市町村国保(小)	614	202	32.9%
計	44,688	5,197	11.6%

神奈川県法定報告(平成27年度)

1 「その他」は、国民健康保険組合、共済組合、健康保険組合、船員保険の計になります。

2 各市町村国保の特定健康診査対象者数に応じた規模別に集計したもので、分類は次のとおりです。

「大」: 特定健康診査対象者数が10万人以上の保険者

「中」:特定健康診査対象者数が5千人以上10万人未満の保険者

「小」:特定健康診査対象者数が5千人未満の保険者

# (ウ) 特定健康診査・特定保健指導と医療費の関係

表 50 特定健康診査実施率と一人当たり概算医療費の関係 【図2-63】

	特定健康診査	一人当たり
	実施割合(%)	  概算医療費(円)
^ E		
全国	50.1	326,234
北海道	39.3	389,403
青森	45.1	338,860
岩手	51.2	317,867
宮城	57.6	306,955
秋田	46.5	359,198
山形	60.0	334,570
福島	49.8	318,691
茨城	49.8	284,743
栃木	48.1	305,737
群馬	49.0	318,789
埼玉	50.9	258,278
千葉 	52.9	275,976
東京	63.4	324,751
神奈川	49.7	278,683
新潟	53.6	303,198
富山	55.9	325,836
石川	54.4	345,937
福井	48.9	326,636
山梨	55.6	312,170
長野	54.2	314,184
岐阜	49.0	309,543
静岡	52.9	301,326
愛知	51.6	296,856
三重	53.0	298,234
滋賀	49.7	284,266
京都	46.1	339,173
大阪	45.6	360,291
兵庫	46.5	331,409
奈良	42.5	322,969
和歌山	40.6	363,989
鳥取	45.9	362,330
島根	53.5	358,245
岡山	44.8	360,859
広島	45.3	364,970
山口	42.0	384,029
徳島	46.5	391,448
香川	48.1	372,232
愛媛	43.1	365,189
高知	46.6	436,145
福岡	45.3	380,525
佐賀	46.5	375,759
長崎	43.9	394,601
熊本	46.7	382,346
大分	52.0	387,262
	44.6	360,571
鹿児島	48.3	389,882
沖縄	48.7	312,217
沖純	48.7	312,217

厚生労働省 概算医療費データベース(平成27年度)

厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(平成27年度)

総務省 国勢調査(平成27年10月)

# ウ 糖尿病の状況

## (ア) 糖尿病の医療費

表 51 糖尿病の40歳以上の都道府県別の一人当たり入院外医療費(平成25年10月診療分) 【図2-65】

	1人当たり医療費 (円)
全 国	1,852
北海道	1,785
青森県	1,961
岩手県	1,627
宮城県	1,954
秋田県	2,027
山形県	1,557
福島県	2,542
茨城県	2,372
栃木県	1,919
群馬県	2,165
埼玉県	1,437
 千葉県	1,422
東京都	2,011
神奈川県	1,617
新潟県	1,933
富山県	2,049
石川県	1,697
福井県	1,921
山梨県	1,950
長野県	1,416
岐阜県	2,321
静岡県	1,666
愛知県	1,495
三重県	2,606
滋賀県	1,794
京都府	1,391
大阪府	1,848
兵庫県	1,894
奈良県	1,747
和歌山県	2,566
鳥取県	1,514
島根県	1,691
岡山県	1,950
広島県	2,700
山口県	2,069
徳島県	2,181
香川県	2,476
愛媛県	2,024
高知県	1,638
福岡県	1,951
佐賀県	1,524
長崎県	2,036
熊本県	1,776
大分県	2,018
宮崎県	1,673
鹿児島県	2,295
沖縄県	1,566

厚生労働省 医療費適正化計画関係推計ツール

### (イ) 糖尿病の総患者数

表 52 神奈川県の年齢階級別の糖尿病総患者数の推移(1,2) 【図2-69】

	総数	35~44	45~54	55~64	65~74	7 5~8 4	8 5 歳以上
平成14年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成17年	80.6	66.7	62.5	91.7	72.1	95.5	60.0
平成20年	116.3	83.3	68.8	127.8	118.6	140.9	80.0
平成23年	162.8	150.0	131.3	147.2	167.4	195.5	180.0
平成26年	151.9	133.3	100.0	97.2	139.5	263.6	280.0

厚生労働省 患者調査(平成14~26年)

- 1 平成14年を100とした場合の指数になります。
- 2 表 52で使用している患者調査は、医療施設(病院・診療所)を利用する患者を対象としています。この ほか、糖尿病に関する調査として、医療施設利用者以外も調査対象とした国民健康・栄養調査がありま す。

患者調査(平成26年)では、糖尿病の総患者数は全国で約317万人と推計されています。一方、国民健康・栄養調査(平成28年)では、20歳以上の「糖尿病が強く疑われる者」は全国で約1,000万人と推計されています。

糖尿病は、痛みなどの自覚症状や特別の症状がないことが多いことから、医療機関や健診で糖尿病を指摘されても、受診しない事例や、受診を中断する事例があります。

このことから、本県の有病者は、患者調査による患者数よりも多い可能性があることに留意する必要があります。

#### エ 高齢者の歯科の状況

表 53 神奈川県の高齢者の歯の本数推移 【図2-72】

単位:本

	65 ~69歳	70 ~74歳	75 ~79歳	80 ~84歳	85歳以上
平成18年度	22.3	20.3	17.1	16.3	8.0
平成23年度	22.1	21.5	19.6	17.6	12.3
平成28年度	22.8	21.2	19.5	18.2	15.1

県成人歯科保健実態調査(平成18年度)

県民歯科保健実態調査(平成23、28年度)

## オー喫煙等の状況

## < 喫煙に起因する疾病の状況 >

#### 表 54 神奈川県の国民健康保険における慢性閉塞性肺疾患(COPD)の医療費の推移 【図2-76】

単位:円

平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月
106,650,850	110,718,140	105,584,590	107,505,040	107,753,980	107,340,390	106,732,900

神奈川県国民健康保険団体連合会 神奈川県における疾病状況(平成20~23年の各年の5月) 神奈川県国民健康保険団体連合会 国保総合システム(平成24~26年の各年の5月)

#### 表 55 神奈川県の後期高齢者医療制度における慢性閉塞性肺疾患(COPD)の医療費の推移 【図2-77】

単位:円

平成23年5月 平成24年5月		平成25年5月	平成26年5月
321,563,420	338,000,000	329,464,180	308,805,610

神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(平成23~26年の各年の5月)

#### 表 56 神奈川県の国民健康保険及び後期高齢者医療制度における

慢性閉塞性肺疾患(COPD)のレセプト1件当たりの年齢階級別医療費<sup>(1,2)</sup> 【図2-78】

単位:円 0~39歳 14.435 40~49歳 18,975 50~59歳 19,617 60~69歳 22,334 70~74歳 26,307 75~79歳 34,986 80~84歳 39.450 85歳~ 59,616

神奈川県国民健康保険団体連合会 国保総合システム(平成26年5月)

神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(平成26年5月)

- 1 国民健康保険及び後期高齢者医療制度のみとなっており、被用者保険分が含まれていないことに留意する必要があります。
- 2 40歳~74歳は「神奈川県国民健康保険団体連合会 国保総合システム」のデータを、75歳以上は「神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療広域連合電算処理システム」のデータを使用しているため、74歳までの階級と75歳以上の階級を単純に比較できないことに留意する必要があります。

また、このことから、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、65歳から74歳までの者のデータが含まれていないことに留意する必要があります。

### カ がん検診の状況

#### (ア) 悪性新生物の状況

表 57 神奈川県の悪性新生物の患者数の推移 【図2-79】

単位:千人

	十世・17
平成8年	85
平成11年	77
平成14年	87
平成17年	83
平成20年	108
平成23年	103
平成26年	112

厚生労働省 患者調査(平成8~26年)

表 58 神奈川県の悪性新生物の年齢別患者数 【図2-80】

単位:千人

総数	0 ~4歳	5 ~14歳	15 ~24歳	2 5 ~3 4 歳	35 ~44歳	45 ~54歳	55 ~64歳	65 ~74歳	75 ~84歳	85歳~
112	0	0	0	1	6	11	16	33	36	8

厚生労働省 患者調査(平成26年)

表 59 神奈川県の人口10万人当たりのがんの年齢調整り患率の推移<sup>()</sup> 【図2-75、図2-81】 【男性】

	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年
大腸がん	43.5	43.4	45.7	62.9
胃がん	48.5	44.6	41.8	43.1
肺がん	34.5	33.9	35.3	37.8
前立腺がん	15.7	28.6	29.4	39.1
肝がん・ 肝内胆管がん	22.2	19.7	14.7	12.4
その他	76.9	85.5	84.6	107.1

【女性】

	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年
乳がん	31.1	39.0	51.8	74.6
大腸がん	23.9	24.3	27.7	37.3
胃がん	19.5	17.7	16.0	15.7
肺がん	11.9	11.9	13.7	15.5
子宮がん	16.0	18.3	19.8	37.9
その他	50.8	54.7	54.4	70.2

神奈川県悪性新生物登録事業年報 第41報

#### 表 60 神奈川県の国民健康保険における悪性新生物の医療費の推移 【図2-82】

単位:円

平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月
5,210,691,260	5,258,069,840	5,722,654,290	5,926,543,200	6,377,098,190	6,348,112,560	6,251,507,480

神奈川県国民健康保険団体連合会 神奈川県における疾病状況(平成20~23年の各年の5月)

神奈川県国民健康保険団体連合会 国保総合システム(平成24~26年の各年の5月)

#### 表 61 神奈川県の後期高齢者医療制度における悪性新生物の医療費の推移 【図2-83】

単位:円

平成23年5月	平成24年 5 月	平成25年5月	平成26年 5 月
4,080,583,180	4,728,219,630	4,825,445,430	4,954,415,880

神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(平成23~26年の各年の5月)

年齢構成が異なる集団間でのり患率の比較や、同じ集団でり患率の年次推移を見るために調整されたり患率のことで、集団全体のり患率を、基準となる人口の年齢構成に合わせた形で算出されます。

## (イ) がん検診の状況

表 62 がん検診受診率推移 【図2-84、図2-85】

		平成22年	平成25年	平成28年
	胃がん	32.3%	39.6%	40.9%
	大腸がん	26.0%	37.9%	41.4%
全国	肺がん	24.7%	42.3%	46.2%
	乳がん	39.1%	43.4%	44.9%
	子宮(頸)がん	37.7%	42.1%	42.3%
	胃がん	31.7%	39.5%	41.8%
	大腸がん	24.1%	38.5%	42.2%
神奈川県	肺がん	23.3%	41.8%	45.9%
	乳がん	38.9%	42.9%	45.7%
	子宮(頸)がん	37.9%	43.0%	44.6%

厚生労働省 国民生活基礎調査(平成22~28年)

## キ 予防接種の状況

表 63 全国における風しんの抗体を有していない者の割合 【図2-86】

	男性	女性
20-24歳	4.0%	1.9%
25-29歳	7.1%	4.5%
30-34歳	8.4%	3.2%
35-39歳	17.3%	3.5%
40-44歳	20.6%	2.8%
45-49歳	16.9%	1.7%
50-54歳	16.5%	4.1%
55-59歳	14.0%	11.1%
60-64歳	7.1%	10.4%
65-69歳	10.2%	4.3%
70-歳	0.0%	0.0%

国立感染症研究所 感染症流行予測調査(平成28年度)

## (4) 医療の効率的な提供

## ア 医薬品を巡る状況

# (ア) 後発医薬品の状況( 1)

表 64 都道府県別の後発医薬品の使用割合(新指標) 【図2-95】

全 国	68.6%
北海道	70.0%
青森	70.4%
岩手	75.1%
宮城	71.2%
秋 田	68.9%
山形	73.0%
福島	67.9%
茨 城	
栃木	68.1% 68.4%
群馬	72.2%
埼玉	69.8%
	69.2%
東京	64.1%
神奈川	
新潟	67.1% 70.7%
富山	70.7%
石川	71.3%
福井	71.3%
山梨	61.6%
長野	72.6%
岐阜	67.3%
	70.3%
愛知	69.0%
三重	70.2%
	69.3%
京都	65.9%
大阪	65.5%
兵 庫	68.0%
奈 良	67.8%
和歌山	65.0%
鳥取	72.6%
島根	73.4%
岡山	70.9%
広島	66.3%
ЩП	71.3%
徳島	59.1%
香川	66.5%
愛媛	69.3%
高知	63.5%
福岡	69.3%
佐賀	70.7%
長崎	69.9%
熊本	71.4%
大 分	68.8%
宮崎	73.9%
鹿児島	76.5%
沖 縄	79.9%

厚生労働省 調剤医療費(電算処理分)の動向(平成29年3月)

表 65 神奈川県の国民健康保険における市町村別の後発医薬品使用割合(新指標)(2) 【図2-96】

横浜市	68.0%
川崎市	68.3%
横須賀市	66.8%
平塚市	67.9%
鎌倉市	65.1%
藤沢市	65.9%
小田原市	63.2%
茅ヶ崎市	68.3%
逗子市	62.9%
相模原市	67.2%
三浦市	65.6%
秦野市	62.8%
厚木市	58.9%
大和市	69.9%
伊勢原市	58.3%
海老名市	66.1%
座間市	68.4%
南足柄市	66.8%
綾瀬市	68.9%
葉山町	69.5%
寒川町	72.0%
大磯町	64.0%
二宮町	63.1%
中井町	67.7%
大井町	67.3%
松田町	70.0%
山北町	69.9%
開成町	68.3%
箱根町	63.1%
真鶴町	69.1%
湯河原町	69.1%
愛川町	65.8%
清川村	69.4%
県平均	67.2%

神奈川県国民健康保険団体連合会集計資料(平成28年12月)

- 1 後発医薬品の使用割合の数量ベース(新指標)の算出方法は次のとおりです。 [後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])
- 2 国民健康保険のみとなっており、後期高齢者医療制度など他の制度分が含まれていないことに留意する必要があります。

## (イ) 重複投薬の状況

表 66 都道府県別の重複投薬に係る該当者及び薬剤料() 【図2-97、図2-98】

	s	患者総数	受診医療機関数			
都道府県	,	広 目 #i5 文X	3 医療機関以上			
	人数(人)	薬剤料(円)	人数(人)	割合	薬剤料(円)	割合
全国	50,743,806	544,254,204,614	52,651	0.104%	179,355,998	0.033%
北海道	2,137,909	28,057,758,675	2,133	0.100%	7,962,250	0.028%
青森県	587,258	6,672,191,347	407	0.069%	990,610	0.015%
岩手県	554,477	6,406,705,039	393	0.071%	770,605	0.012%
宮城県	970,673	10,348,513,242	899	0.093%	2,638,466	0.025%
秋田県	487,150	6,243,043,884	359	0.074%	921,428	0.015%
山形県	533,855	5,428,871,101	400	0.075%	862,291	0.016%
福島県	862,740	9,816,143,650	966	0.112%	2,851,732	0.029%
茨城県	1,137,594	12,784,703,251	998	0.088%	2,910,953	0.023%
栃木県	836,826	8,797,221,680	790	0.094%	2,429,696	0.028%
群馬県	831,311	8,235,879,941	870	0.105%	2,589,380	0.031%
埼玉県	2,620,041	26,422,227,696	2,575	0.098%	7,607,150	0.029%
千葉県	2,228,562	23,420,549,603	2,369	0.106%	6,757,551	0.029%
東京都	5,573,526	58,891,366,029	7,836	0.141%	27,608,263	0.047%
神奈川県	3,308,142	34,178,157,218	3,780	0.114%	10,620,366	0.031%
新潟県	990,096	11,070,089,957	604	0.061%	1,725,380	0.016%
富山県	442,374	4,701,714,937	307	0.069%	970,239	0.021%
石川県	453,492	5,264,530,125	237	0.052%	1,061,822	0.020%
福井県	319,362	3,479,727,493	170	0.053%	780,382	0.022%
山梨県	341,717	3,874,677,557	344	0.101%	1,160,446	0.030%
長野県	867,776	9,453,781,796	473	0.055%	2,050,855	0.022%
岐阜県	868,503	9,013,745,402	833	0.096%	2,796,763	0.031%
静岡県	1,515,322	15,799,702,373	1,173	0.077%	3,980,698	0.025%
愛知県	2,961,519	30,083,424,237	2,883	0.097%	9,191,809	0.031%
三重県	763,194	7,690,396,904	677	0.089%	2,649,917	0.034%
滋賀県	517,980	5,356,661,604	478	0.092%	1,696,357	0.032%
京都府	953,128	10,859,434,672	822	0.086%	3,457,321	0.032%
大阪府	3,276,712	35,875,801,421	3,451	0.105%	16,469,051	0.046%
兵庫県	2,194,983	22,915,785,303	2,023	0.092%	9,147,181	0.040%
奈良県	524,049	5,742,186,457	478	0.091%	2,193,089	0.038%
和歌山県	429,473	4,587,200,341	653	0.152%	2,623,570	0.057%
鳥取県	247,627	2,565,310,036	227	0.092%	514,994	0.020%
島根県	318,706	3,479,242,353	262	0.082%	749,911	0.022%
岡山県	809,159	8,752,772,285	873	0.108%	2,778,128	0.032%
広島県	1,168,011	13,194,726,908	1,314	0.112%	4,926,404	0.037%
山口県	611,488	6,798,311,838	549	0.090%	2,146,037	0.032%
徳島県	329,037	3,548,871,420	389	0.118%	1,550,954	0.044%
香川県	420,075	4,736,803,940	472	0.112%	1,610,351	0.034%
愛媛県	584,848	6,538,861,778	793	0.136%	2,495,268	0.038%
高知県	301,430	3,657,505,776	333	0.110%	1,332,380	0.036%
福岡県	1,980,116	19,804,104,706	2,234	0.113%	8,003,320	0.040%
佐賀県	356,849	3,552,225,299	293	0.082%	1,206,690	0.034%
長崎県	601,563	6,664,747,386	415	0.069%	1,734,310	0.026%
熊本県	778,205	7,777,539,932	853	0.110%	3,091,024	0.040%
大分県	501,304	5,484,235,468	589	0.117%	2,021,056	0.037%
宮崎県	468,391	4,766,764,626	486	0.104%	1,993,638	0.042%
鹿児島県	711,038	7,109,216,458	711	0.104%	2,031,203	0.042 %
沖縄県	466,215	4,350,771,472	556	0.119%	1,694,708	0.039%

厚生労働省保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室提供データ(平成25年10月診療分)

患者で複数の同一成分の薬剤で2医療機関、3医療機関の医療機関数がある場合は、医療機関数が最大の 同一成分の薬剤、薬剤料が最大の同一成分の薬剤、最小の二次(保健)医療圏コード、の順で集計される医

同一成分の条削、条削料が取入の間、成力の条件、なって一次、(水)で、水)で 療機関数を1つに絞り集計しています。 従ってこの場合、3医療機関に該当した同一成分の薬剤について患者数、薬剤料を集計していますが、2 医療機関の患者数、薬剤料は集計されません。 ただし2医療機関の患者数、薬剤料は「患者総数」には含んでいます。

## (ウ) 複数種類の医薬品の投与の状況

表 67 都道府県別の複数種類の医薬品の投与に係る該当者及び薬剤料 【図2-101、図2-102】

	患者総数		処方薬剤種類数				
都道府県		3 E 110 20	15剤以上				
	人数(人)	薬剤料(円)	人数(人)	割合	薬剤料(円)	割合	
全国	50,743,806	544,254,204,614	1,275,958	2.51%	51,262,056,189	9.42%	
北海道	2,137,870	28,056,968,763	84,688	3.96%	3,738,560,205	13.32%	
青森県	587,254	6,671,953,992	16,937	2.88%	645,572,245	9.68%	
岩手県	554,454	6,404,575,655	14,243	2.57%	566,860,058	8.85%	
宮城県	970,684	10,350,553,926	26,283	2.71%	1,012,187,412	9.78%	
秋田県	487,167	6,243,152,321	16,005	3.29%	685,169,326	10.97%	
山形県	533,845	5,428,263,932	11,221	2.10%	427,452,620	7.87%	
福島県	862,767	9,816,063,256	25,536	2.96%	1,018,115,916	10.37%	
茨城県	1,137,606	12,783,443,630	21,966	1.93%	968,649,712	7.58%	
栃木県	836,790	8,796,592,455	16,575	1.98%	682,984,347	7.76%	
群馬県	831,232	8,235,267,229	17,886	2.15%	682,424,646	8.29%	
埼玉県	2,620,101	26,413,308,816	49,791	1.90%	2,009,500,936	7.61%	
千葉県	2,228,404	23,417,275,742	39,227	1.76%	1,617,377,262	6.91%	
東京都	5,573,180	58,899,333,321	120,150	2.16%	5,056,579,259	8.59%	
神奈川県	3,308,415	34,180,597,708	62,069	1.88%	2,635,168,974	7.71%	
新潟県	990,088	11,070,347,757	18,646	1.88%	791,929,103	7.15%	
富山県	442,367	4,701,237,103	9,964	2.25%	387,899,322	8.25%	
石川県	453,483	5,265,358,932	11,874	2.62%	506,220,552	9.61%	
福井県	319,385	3,479,200,151	7,786	2.44%	314,209,486	9.03%	
山梨県	341,716	3,875,153,679	7,884	2.31%	332,537,606	8.58%	
長野県	867,790	9,454,178,909	19,527	2.25%	781,646,730	8.27%	
岐阜県	868,597	9,014,935,223	23,656	2.72%	919,658,334	10.20%	
静岡県	1,515,329	15,800,732,679	26,430	1.74%	1,072,013,013	6.78%	
愛知県	2,961,462	30,083,398,674	69,202	2.34%	2,805,167,671	9.32%	
三重県	763,232	7,689,757,494	18,035	2.36%	669,625,290	8.71%	
滋賀県	517,983	5,356,793,075	11,334	2.19%	481,269,327	8.98%	
京都府	953,084	10,859,972,310	26,857	2.82%	1,111,861,924	10.24%	
大阪府	3,276,704	35,877,979,206	97,404	2.97%	3,955,772,400	11.03%	
兵庫県	2,195,083	22,915,646,305	61,026	2.78%	2,367,260,178	10.33%	
奈良県	524,056	5,742,430,350	13,112	2.50%	531,116,297	9.25%	
和歌山県	429,489	4,586,480,592	12,646	2.94%	471,640,560	10.28%	
鳥取県	247,562	2,564,350,051	5,318	2.15%	195,966,721	7.64%	
島根県	318,758	3,479,822,511	8,668	2.72%	328,335,115	9.44%	
岡山県	809,153	8,753,735,360	21,295	2.63%	849,621,457	9.71%	
広島県	1,168,040	13,195,187,581	42,369	3.63%	1,692,201,964	12.82%	
山口県	611,502	6,798,222,693	18,316	3.00%	723,393,082	10.64%	
徳島県	329,012	3,548,831,607	9,109	2.77%	341,692,482	9.63%	
香川県	420,047	4,736,091,462	11,213	2.67%	469,263,465	9.91%	
愛媛県	584,907	6,539,824,921	16,586	2.84%	666,008,966	10.18%	
高知県	301,420	3,656,875,947	9,432	3.13%	372,800,781	10.19%	
福岡県	1,980,065	19,803,569,309	60,892	3.08%	2,189,111,023	11.05%	
佐賀県	356,865	3,551,979,029	9,711	2.72%	349,880,511	9.85%	
長崎県	601,609	6,665,326,492	24,882	4.14%	914,201,517	13.72%	
熊本県	778,292	7,778,499,090	24,699	3.17%	822,243,370	10.57%	
大分県	501,331	5,484,535,161	16,447	3.28%	631,173,449	11.51%	
宮崎県	468,400	4,766,791,247	11,982	2.56%	443,783,496	9.31%	
鹿児島県	711,032	7,109,000,348	18,931	2.66%	702,182,668	9.88%	
沖縄県	466,194	4,350,608,618	8,148	1.75%	323,765,411	7.44%	

表 68 神奈川県の複数種類の医薬品の投与に係る該当者及び薬剤料の年齢階級別割合 【図2-103、図2-104】

	患者総数			処方薬	剤種類数	
				15剤니	以上合計	
年齢	人数(人)	薬剤料(円)	人数 (人)	割合	薬剤料(円)	割合
0~14歳	525,579	1,496,315,039	2,441	0.5%	38,571,071	2.6%
15~39歳	683,273	3,020,639,792	3,119	0.5%	111,207,646	3.7%
40~64歳	1,181,768	9,584,806,514	10,931	0.9%	497,819,667	5.2%
65~74歳	722,933	8,287,886,956	12,052	1.7%	564,999,536	6.8%
75歳以上	710,620	11,419,419,932	32,852	4.6%	1,382,930,103	12.1%

厚生労働省保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室提供データ(平成25年10月診療分)

## イ 受診を巡る状況

## (ア) 受診の状況

表 69 一人当たり受診延べ日数の推移() 【図2-107】

単位:日

		TM + H
	全国	神奈川県
平成 21年度	20.6	17.6
平成 22年度	20.5	17.6
平成 23年度	20.5	17.7
平成 24年度	20.4	17.7
平成 25年度	20.3	17.6
平成 26年度	20.2	17.7
平成 27年度	20.3	17.8
平成 28年度	20.2	17.8

厚生労働省 医療費の動向(平成21~28年度) 総務省 人口推計(平成21、23~26、28年の各年の10月) 総務省 国勢調査(平成22、27年の各年の10月)

表 70 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における受診率の推移 【図2-108】

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国民健康保険	全国	9.73	9.85	10.02	10.15	10.31	10.50
	神奈川県	9.62	9.71	9.92	10.05	10.24	10.46
後期高齢者医療制度	全国	18.49	18.59	18.75	18.88	18.97	19.07
	神奈川県	19.49	19.55	19.73	19.82	19.94	20.00

厚生労働省 医療費の地域差分析(平成22~27年度)

平成21、23~26、28年は、国勢調査による補間補正人口を用いています。

# (イ) 重複受診の状況

表 71 都道府県別の重複受診者数<sup>(1,2)</sup> 【図2-109】

	患者総数	2 匠侫坳!	9N F
		3 医療機関	
11.7-7-	人数(人)	人数(人)	割合
北海道	6,171,749	13,166	0.21%
青森県	1,596,431	2,567	0.16%
岩手県 	1,462,432	2,436	0.17%
	2,553,098	5,932	0.23%
秋田県	1,425,348	1,979	0.14%
山形県	1,511,366	3,098	0.20%
福島県	2,398,150	4,571	0.19%
茨城県	3,053,911	6,784	0.22%
栃木県	2,321,755	5,107	0.22%
群馬県	2,256,515	5,649	0.25%
埼玉県	6,520,282	15,895	0.24%
千葉県	5,823,904	14,003	0.24%
東京都	14,191,725	46,054	0.32%
神奈川県	8,384,812	23,917	0.29%
新潟県	2,696,530	4,700	0.17%
富山県	1,201,926	1,900	0.16%
石川県	1,305,093	2,237	0.17%
 福井県	878,909	1,326	0.15%
 山梨県	946,489	2,254	0.24%
 長野県	2,394,864	4,272	0.18%
—————————————————————————————————————	2,366,632	5,149	0.22%
 静岡県	4,039,648	9,262	0.23%
	7,615,834	18,900	0.25%
 三重県	1,963,181	4,058	0.21%
	1,401,710	3,060	0.22%
京都府	2,804,707	8,792	0.31%
大阪府	9,005,805	31,437	0.35%
兵庫県	5,864,247	18,608	0.32%
	1,505,134	4,343	0.29%
和歌山県	1,234,851	4,576	0.37%
鳥取県	678,923	1,361	0.20%
島根県	932,153	1,981	0.21%
岡山県	2,348,877	6,789	0.29%
広島県	3,512,620	12,811	0.36%
	1,756,721	5,098	0.29%
	1,009,581	3,099	0.23 %
	1,232,021	3,862	0.31%
	1,751,962	5,803	0.31%
	923,846		
高知県		2,941	0.32%
福岡県	5,424,906	18,112	0.33%
佐賀県	990,094	2,353	0.24%
長崎県	1,809,961	5,148	0.28%
熊本県	2,085,494	5,009	0.24%
大分県	1,406,325	3,569	0.25%
宮崎県	1,271,746	3,272	0.26%
鹿児島県	1,934,482	5,174	0.27%
沖縄県 	1,187,294	3,164	0.27%
全国	137,154,044	365,578	0.27%

厚生労働省保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室提供データ(平成25年10月診療分)

#### 表 72 神奈川県の国民健康保険における重複受診者数の推移(3,4) 【図2-110】

単位:人

平成22年	7,931
平成23年	7,925
平成27年	7,390
平成28年	7,422
平成29年	7,145

神奈川県国民健康保険団体連合会 共同電算処理システム (平成22~23年の各年の4~6月分) 神奈川県国民健康保険団体連合会 国保総合システム (平成27~29年の各年の4~6月分)

1 対象となる範囲は、医科入院外(外来)レセプトのうち、以下の疾患に該当する傷病名が記載されたレセプト、及び医科入院外(外来)レセプトに紐付く次の調剤レセプトです。

#### 【対象となるレセプト】

- ・胃の悪性新生物、・アルツハイマー病、・慢性閉塞性肺疾患、・結腸及び直腸の悪性新生物、・眼及び付属器の疾患、・喘息、・気管、気管支及び肺の悪性新生物、・高血圧性疾患、・食道、胃及び十二指腸の疾患、・乳房の悪性新生物、・虚血性心疾患、・皮膚及び皮下組織の疾患、・糖尿病、・脳梗塞、・下肢関節障害、・脂質異常症、・急性上気道感染症、・骨粗しょう症、・血管性認知症、・肺炎、・糸球体疾患、腎尿細管性疾患及び腎不全、・気分障害、・急性気管支炎及び急性細気管支炎
- 2 二次保健医療圏の割当は、医療機関(医科入院外レセプトは医療機関、調剤レセプトは処方せん発行元 医療機関)に基づく二次保健医療圏としています。

また、 二次保健医療圏の割り当てを医療機関で行っているため1患者が二次保健医療圏の異なる医療機関を受診している場合、複数の二次保健医療圏が割り当てられるため、1患者につき1二次保健医療圏とするため次の処理を行っています。

「二次保健医療圏の割当」において、割り当てられた二次保健医療圏の数が一番多いものを採用する。

割り当てられた二次保健医療圏の数が一番多いものが複数存在する場合、二次保健医療圏数が一番多いものの中から医療費が一番高い二次保健医療圏を採用する。

- 一番多い二次保健医療圏の数、一番高い医療費が同一の場合、二次保健医療圏コードが若いものを採用する。
- 3 同一人物が外来で同一月に同一疾病により異なる医療機関を3か所以上受診した場合を該当条件として 抽出した各年4~6月分の平均値です。
- 4 平成24~26年の各年の4~6月分は重複受診と頻回受診の合計の数値での集計となっており、重複受診 単独での集計を行っていないため、表 71には掲載していません。

## (ウ) 頻回受診の状況

表 73 都道府県別の頻回受診者数() 【図2-111】

	患者総数	15日以	人上
	人数(人)	人数(人)	割合
北海道	2,389,582.00	10,538	0.44%
青森県	638,043.00	3,117	0.49%
岩手県	605,289.00	2,151	0.36%
宮城県	1,062,005.00	4,290	0.40%
秋田県	526,419.00	1,762	0.33%
山形県	582,467.00	3,129	0.54%
福島県	938,601.00	3,911	0.42%
茨城県	1,245,058.00	5,506	0.44%
栃木県	919,581.00	3,940	0.43%
群馬県	935,040.00	3,876	0.41%
埼玉県	2,826,787.00	13,751	0.49%
千葉県	2,488,566.00	9,962	0.40%
東京都	6,060,129.00	27,219	0.45%
神奈川県	3,673,598.00	15,502	0.42%
新潟県	1,094,752.00	4,084	0.37%
富山県	497,518.00	2,491	0.50%
石川県	515,636.00	2,414	0.47%
福井県	358,241.00	2,158	0.60%
山梨県	374,433.00	1,791	0.48%
長野県	973,309.00	3,006	0.31%
岐阜県	963,790.00	5,271	0.55%
静岡県	1,681,281.00	7,328	0.44%
愛知県	3,314,646.00	18,271	0.55%
三重県	839,515.00	5,344	0.64%
滋賀県	580,620.00	2,352	0.41%
京都府	1,088,956.00	7,072	0.65%
大阪府	3,685,136.00	30,431	0.83%
兵庫県	2,438,218.00	16,882	0.69%
奈良県	584,079.00	2,474	0.42%
和歌山県	482,287.00	2,737	0.57%
鳥取県	279,829.00	969	0.35%
島根県	345,236.00	1,538	0.45%
岡山県	897,911.00	4,638	0.52%
広島県	1,302,847.00	12,005	0.92%
山口県	668,885.00	5,630	0.84%
徳島県 	371,384.00	2,318	0.62%
香川県	469,269.00	4,516	0.96%
愛媛県	652,243.00	5,101	0.78%
高知県	337,646.00	2,171	0.64%
福岡県	2,207,933.00	19,032	0.86%
佐賀県	387,050.00	4,018	1.04%
長崎県	650,735.00	5,522	0.85%
熊本県	848,982.00	6,217	0.73%
大分県	550,672.00	3,398	0.62%
宮崎県	518,293.00	4,136	0.80%
鹿児島県	772,474.00	5,900	0.76%
 ———————————————————————————————	523,336.00	2,633	0.50%
全国	56,148,307.00	312,502	0.56%

厚生労働省保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室提供データ(平成25年10月診療分)

患者ごとに受診日数が一番多いレセプトのみを採用しており、次のとおり集計処理を行っています。 受診日数が一番多いものを採用する。

受診日数が一番多いものが複数存在する場合、受診日数が一番多いものの中で医療費が一番高いものを採用する。

一番多い受診日数、一番高い医療費が同一の場合、二次保健医療圏コードが若いものを採用する。

# 2 図表一覧

【本編】		
図 1 - 1	国民医療費及び国民所得に占める国民医療費の割合の推移	2
図1-2	国の後期高齢者医療費(老人医療費)及び国民医療費に占める後期高	哥
	齢者医療費(老人医療費)の割合の推移	2
図1-3	総人口並びに総人口に占める65歳以上及び75歳以上人口の割合の推稿	多
	と将来推計	
図1-4	神奈川県の県民医療費の推移	4
図1-5	神奈川県の後期高齢者医療費(老人医療費)	4
図1 - 6	神奈川県の将来人口推計	4
図1 - 7	高齢者の将来推計人口	4
表1-8	第二期神奈川県医療費適正化計画の進捗状況	5
図1-9	第二期神奈川県医療費適正化計画における県民医療費の見通しと実績	責
	の推移	5
図 1 - 10	医療費適正化基本方針と神奈川県医療費適正化計画との関係	6
図 2 - 1	県民(国民)医療費の対3年前比の推移	
図 2 - 2	神奈川県の診療種別概算医療費の推移	
図 2 - 3	神奈川県の概算医療費の構成比推移	
図 2 - 4	神奈川県の調剤医療費の内訳	9
図 2 - 5	都道府県別の一人当たり都道府県民医療費	
図 2 - 6	後期高齢者医療費(老人医療費)の対3年前比推移1	
図 2 - 7	一人当たり後期高齢者医療費(老人医療費)の推移1	1
図 2 - 8	県民(国民)所得に占める県民(国民)医療費の割合1	2
図 2 - 9	県民(国民)所得に占める後期高齢者(老人)医療費の割合 1	2
図 2 - 10	県民(国民)所得及び県民(国民)医療費の対3年前比の推移1	2
図 2 - 11	年齢階級別人口の割合1	3
図 2 - 12	平成27(2015)年~平成37(2025)年における都道府県別の高齢者数	攵
	の伸び率(推計) 1	
図 2 - 13		
	の全国値に対する差)1	
図 2 - 14		
	差)1	
図 2 - 15	都道府県別の一人当たり概算医療費の地域差(入院外の全国値に対す	
	る差)1	
図 2 - 16	都道府県別の一人当たり概算医療費の地域差(歯科の全国値に対する	
	差)1	
図 2 - 17	国民健康保険(市町村)における都道府県別の一人当たり年齢調整領	
	医療費(診療種別全体)1	
図 2 - 18		
	医療費(入院)1	6

図 2 - 19	国民健康保険(市町村)における都道府県別の一人当たり年齢調整	
	医療費(入院外+調剤)	
図 2 - 20	国民健康保険(市町村)における都道府県別の一人当たり年齢調整	
	医療費(歯科)	
図 2 - 21	国民健康保険(市町村)における都道府県別一人当たり年齢調整後	
	療費の地域差指数の三要素別寄与度(入院外+調剤)	17
図 2 - 22	国民健康保険(市町村)における都道府県別一人当たり年齢調整後	医
	療費の地域差指数の三要素別寄与度(歯科)	17
図 2 - 23	後期高齢者医療制度における都道府県別の一人当たり年齢調整後医	療
	費(診療種別全体)	18
図 2 - 24	後期高齢者医療制度における都道府県別の一人当たり年齢調整後医	療
	費(入院)	19
図 2 - 25	後期高齢者医療制度における都道府県別の一人当たり年齢調整後医	療
	費(入院外+調剤)	19
図 2 - 26	後期高齢者医療制度における都道府県別の一人当たり年齢調整後医	療
	費(歯科)	20
図 2 - 27	後期高齢者医療制度における都道府県別一人当たり年齢調整後医療	費
	の地域差指数の三要素別寄与度(入院外+調剤)	20
図 2 - 28	後期高齢者医療制度における都道府県別一人当たり年齢調整後医療	費
	の地域差指数の三要素別寄与度(歯科)	20
図 2 - 29	20分類を中心にみた神奈川県の費用額構成	21
図 2 - 30	20分類を中心にみた全国の費用額構成	21
図 2 - 31	121分類を中心にみた神奈川県の費用額構成	22
図 2 - 32	121分類を中心にみた全国の費用額構成	22
図 2 - 33	神奈川県の国民健康保険における一人当たり費用額の上位 5 疾	病
	(121分類)	23
図 2 - 34	神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の医療費の推移	24
図 2 - 35	神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の一人当たり医療費の	推
	移	24
図 2 - 36	神奈川県の後期高齢者医療制度における生活習慣病の医療費の推移	24
図 2 - 37	神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の医療費の構成比推移	25
図 2 - 38	神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の年齢階級別一人当た	נו
	医療費	25
図 2 - 39	神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の年齢階級別1件当た	נו
	医療費	25
図 2 - 40	生活習慣病の都道府県別総患者数(人口10万人当たり)	26
図 2 - 41	神奈川県の生活習慣病の総患者数の推移	26
図 2 - 42	神奈川県の人口10万人当たりの生活習慣病の年齢階級別総患者数 .	
図 2 - 43	高血圧性疾患の都道府県別総患者数(人口10万人当たり)	
図 2 - 44	虚血性心疾患の都道府県別総患者数(人口10万人当たり)	
図 2 - 45	脳梗塞の都道府県別総患者数(人口10万人当たり)	
図 2 - 46	脳内出血の都道府県別総患者数(人口10万人当たり)	

図 2	-	47	糖尿病の都道府県別総患者数(人口10万人当たり)	29
図 2	-	48	腎不全の都道府県別総患者数(人口10万人当たり)	29
図 2	-	49	特定健康診査の実施率推移	30
図 2	-	50	特定健康診査の都道府県別実施率	31
図 2	-	51	神奈川県の特定健康診査の性・年齢階級別の実施率	31
図 2	-	52	神奈川県の保険者別 性・年齢階級別の特定健康診査の実施率	31
図 2	-	53	神奈川県の保険者別の特定健康診査の実施率	31
図 2	-	54	神奈川県の市町村国民健康保険における規模別の特定健康診査実施	率
				31
図 2	-	55	国民健康保険における市町村別特定健康診査の実施率	32
図 2	-	56	特定保健指導の実施率推移	33
図 2	-	57	特定保健指導の都道府県別実施率	33
図 2	-	58	神奈川県の特定保健指導の性・年齢別の実施率	34
図 2	-	59	神奈川県の保険者別 性・年齢別の特定保健指導の実施率	34
図 2	-	60	神奈川県の保険者別の特定保健指導の実施率	34
図 2	-	61	神奈川県の市町村国民健康保険における規模別の特定保健指導実施	率
				34
図 2	-	62	国民健康保険における市町村別特定保健指導の実施率	34
図 2	-	63	特定健康診査実施率と一人当たり概算医療費の関係	35
図 2	-	64	特定保健指導対象者の減少率(平成20年度比)の推移	36
図 2	-	65	糖尿病の40歳以上の都道府県別の一人当たり入院外医療費(平成	25
			年10月診療分)	37
図 2	-	66	神奈川県の国民健康保険における糖尿病の医療費の推移	37
図 2	-	67	神奈川県の後期高齢者医療制度における糖尿病の医療費の推移	37
図 2	-	68	神奈川県の糖尿病の総患者数の推移	38
図 2	-	69	神奈川県の年齢階級別の糖尿病総患者数の推移	38
図 2	-	70	神奈川県の糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数	39
図 2	-	71	神奈川県の歯科医療費の推移	40
図 2	-	72	神奈川県の高齢者の歯の本数推移	41
図 2	-	73	神奈川県の80歳(75歳~84歳)で20本以上の自分の歯を有する者の	
			合	41
図 2	-	74	神奈川県の成人喫煙率の推移	41
図 2	-	75	神奈川県の人口10万人当たりの肺がんの年齢調整り患率の推移	42
図 2	-	76	神奈川県の国民健康保険における慢性閉塞性肺疾患(COPD)の医療	費
			の推移	43
図 2	-	77	神奈川県の後期高齢者医療制度における慢性閉塞性肺疾患(COPD)	の
			医療費の推移	43
図 2	-	78	神奈川県の国民健康保険及び後期高齢者医療制度における慢性閉塞	性
			肺疾患(COPD)のレセプト1件当たりの年齢階級別医療費	43
図 2	-	79	神奈川県の悪性新生物の総患者数の推移	44
図 2	-	80	神奈川県の悪性新生物の年齢別患者数	44
図 2	_	81	神奈川県の人口10万人当たりのがんの年齢調整り患率の推移	45

図 2	<u> </u>	82	神奈川県の国民健康保険における悪性新生物の医療費の推移	45
図 2	<u> </u>	83	神奈川県の後期高齢者医療制度における悪性新生物の医療費の推移	45
図 2	<u> </u>	84	神奈川県のがん検診受診率推移	46
図 2	<u> </u>	85	全国と神奈川県のがん検診受診率	46
図 2	<u> </u>	86	全国における風しんの抗体を有していない者の割合	47
図 2	<u> </u>	87	神奈川県の風しん報告件数の推移	47
図 2	<u> </u>	88	医療機関の人口10万人当たりの施設数	48
図 2	<u> </u>	89	人口10万人当たりの病床数	48
図 2	-	90	病床機能別病床数の割合	49
図 2	<u> </u>	91	人口10万人当たりの在宅医療施設数	49
図 2	<u> </u>	92	神奈川県の調剤医療費の推移	50
図 2	<u> </u>	93	神奈川県の後発医薬品の使用割合(新指標)	51
図 2	<u> </u>	94	後発医薬品の制度別使用割合(新指標)	51
図 2	-	95	都道府県別の後発医薬品の使用割合(新指標)	51
図 2	-	96	神奈川県の国民健康保険における市町村別の後発医薬品使用割合(	新
			指標)	52
図 2	-	97	都道府県別の患者総数に占める重複投薬該当者の割合	53
図 2	<u> </u>	98	都道府県別の薬剤料に占める重複投薬に係る薬剤料の割合	54
図 2	<u> </u>	99	神奈川県の保険者種別の患者総数に占める重複投薬該当者数の割合	54
図 2	-	100		合
				54
図 2	-	101	都道府県別の患者総数に占める複数種類の医薬品の投与該当者の割	
図 2	-	102	都道府県別の薬剤費に占める複数種類の医薬品の投与に係る薬剤費	
			割合	
図 2	-	103	神奈川県の患者総数に占める複数種類の医薬品の投与に係る該当者	
_			年齢階級別割合	
図 2	<u>'</u> -	104	神奈川県の薬剤料に占める複数種類の医薬品の投与に係る薬剤料の	
			龄階級別割合	
図 2	<u>'</u> -	105	神奈川県の保険者種別の患者総数に占める複数種類の医薬品投与該	
			者数の割合	
図 2	<u>'</u> -	106	神奈川県の保険者種別の薬剤料に占める複数種類の医薬品の投与に	
		40-	る薬剤料の割合	
		_	一人当たり受診延べ日数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-
			国民健康保険及び後期高齢者医療制度における受診率の推移	
			都道府県別の患者総数に占める重複受診者の割合	
			神奈川県の国民健康保険における重複受診者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			都道府県別の患者総数に占める頻回受診者の割合	
凶 2	-	112	神奈川県の国民健康保険及び後期高齢者医療制度における頻回受診	
<b>~</b>	,	440	該当者数	
			神奈川県の高齢者単独世帯の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
凶 2		114	神奈川県の総世帯数に占める高齢者単独世帯の割合の推計	ს1

図	3 -	1 県民医療費の見込み 6	36
図	4 -	1 「未病」の考え方 7	71
义	4 -	2 「かながわ未病改善宣言」(平成29年3月)による「食・運動・社会	会
		参加」の3つの取組7	71
図	4 -	3 特定健康診査・特定保健指導の基本的な流れ 8	32
【資	料編	1	
表	1	国民医療費、国民所得及び後期高齢者医療費(老人医療費)の推移 . 10	)4
表	2	総人口並びに総人口に占める65歳以上及び75歳以上人口の割合の推移	لے
		将来推計10	)5
表	3	神奈川県の県民医療費、後期高齢者医療費(老人医療費)及び後期高	軫
		者医療費 (老人医療費)の県民医療費に占める割合の推移10	)6
表	4	将来人口推計 10	)7
表	5	県民(国民)医療費の推移10	9(
表	6	神奈川県の診療種別概算医療費の推移10	9(
表	7	神奈川県の概算医療費の構成比推移10	)6
表	8	神奈川県の調剤医療費の内訳10	)6
表	9	都道府県別の一人当たり都道府県民医療費11	10
表	10	後期高齢者医療費(老人医療費)の推移11	11
表	11	一人当たり後期高齢者医療費(老人医療費)の推移11	11
表	12	県民(国民)医療費、県民(国民)所得、対3年前比、県民(国民)	斩
		得に占める割合の推移11	12
表	13	年齢階級別人口 1′	13
表	14	平成27(2015)年~平成37(2025)年における都道府県別の高齢者数6	カ
		伸び率(推計)11	14
表	15	都道府県別の一人当たり概算医療費の地域差(入院・入院外・歯科別の	D
		全国値に対する差)1 <sup>2</sup>	15
表	16	国民健康保険(市町村)における都道府県別、診療種別、1人当たり:	年
		齢調整後医療費及び地域差指数1	16
表	17	国民健康保険(市町村)における都道府県別、地域差指数の三要素(	1
		日当たり医療費、1件当たり日数、受診率)別寄与度1	
表	18	後期高齢者医療制度における都道府県別、診療種別、1人当たり年齢	調
		整後医療費及び地域差指数12	18
表	19	後期高齢者医療制度における都道府県別、地域差指数の三要素(1日	当
		たり医療費、1件当たり日数、受診率)別寄与度1 <sup>2</sup>	18
表	20	20分類を中心にみた神奈川県の国民健康保険における費用額 12	
表	21	20分類を中心にみた神奈川県の後期高齢者医療制度における費用額 . 12	
表	22	20分類を中心にみた全国の国民健康保険における費用額 12	
	23	20分類を中心にみた全国の後期高齢者医療制度における費用額 12	
		121分類を中心にみた神奈川県の国民健康保険における費用額 12	

表 25	121分類を中心にみた神奈川県の後期高齢者医療制度における費用額	122
表 26	121分類を中心にみた全国の国民健康保険における費用額	123
表 27	121分類を中心にみた全国の後期高齢者医療制度における費用額	123
表 28	神奈川県の国民健康保険における一人当たり費用額の上位10疾病(12	21分
	類)	123
表 29	神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の医療費の推移	124
表 30	神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の一人当たり医療費の	推移
		124
表 31	神奈川県の後期高齢者医療制度における生活習慣病の医療費の推移・	125
表 32	神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の医療費及び構成比の	推移
		125
表 33		
	療費	125
表 34	神奈川県の国民健康保険における生活習慣病の年齢階級別1件当た	り医
	療費	125
表 35	生活習慣病の都道府県別総患者数(人口10万人当たり)	126
表 36	神奈川県の生活習慣病の総患者数の推移	127
表 37		
表 38	特定健康診査の実施率推移	128
表 39	特定健康診査の都道府県別実施率	129
表 40	神奈川県の特定健康診査の性・年齢階級別の実施率	130
表 41	神奈川県の保険者別 性・年齢階級別の特定健康診査の実施率	130
表 42	神奈川県の保険者別の特定健康診査の実施率	131
表 43	国民健康保険における市町村別特定健康診査の実施率	131
表 44	- 特定保健指導の実施率推移	132
表 45	特定保健指導の都道府県別実施率	133
表 46	神奈川県の特定保健指導の性・年齢別の実施率	134
表 47	神奈川県の保険者別 性・年齢別の特定保健指導の実施率	134
表 48	神奈川県の保険者別の特定保健指導の実施率	135
表 49		
表 50	特定健康診査実施率と一人当たり概算医療費の関係	137
表 51	糖尿病の40歳以上の都道府県別の一人当たり入院外医療費(平成2	25年
	10月診療分)	138
表 52	神奈川県の年齢階級別の糖尿病総患者数の推移	139
表 53	神奈川県の高齢者の歯の本数推移	139
表 54	神奈川県の国民健康保険における慢性閉塞性肺疾患(COPD)の医療	費の
	推移	140
表 55		
	· 療費の推移	
表 56		
	疾患(COPD)のレセプト1件当たりの年齢階級別医療費	141
表 57	神奈川県の悪性新生物の患者数の推移	141

表	58	神奈川県の悪性新生物の年齢別患者数141
表	59	神奈川県の人口10万人当たりのがんの年齢調整り患率の推移 142
表	60	神奈川県の国民健康保険における悪性新生物の医療費の推移 142
表	61	神奈川県の後期高齢者医療制度における悪性新生物の医療費の推移 . 142
表	62	がん検診受診率推移143
表	63	全国における風しんの抗体を有していない者の割合143
表	64	都道府県別の後発医薬品の使用割合(新指標)144
表	65	神奈川県の国民健康保険における市町村別の後発医薬品使用割合(新指
		標)145
表	66	都道府県別の重複投薬に係る該当者及び薬剤料146
表	67	都道府県別の複数種類の医薬品の投与に係る該当者及び薬剤料 147
表	68	神奈川県の複数種類の医薬品の投与に係る該当者及び薬剤料の年齢階級
		別割合148
表	69	一人当たり受診延べ日数の推移149
表	70	国民健康保険及び後期高齢者医療制度における受診率の推移 149
表	71	都道府県別の重複受診者数150
表	72	神奈川県の国民健康保険における重複受診者数の推移151
表	73	都道府県別の頻回受診者数152

# 3 用語の説明

# 【あ行】

用語	説明
アウトカム評価	対象者の行動(態度、記録、満足度)、事業の目的・目標の達成度、また、成果の数値目標を評価するものである。具体的な評価指標としては、肥満度や血液検査等の健診結果の変化、生活習慣病の有病者や予備群、死亡率、要介護率、医療費の変化等がある。さらに、職域では休業日数、長期休業率等がある。
アウトプット評価	目的・目標の達成のために行われる事業の結果を評価するものである。具体的な評価指標としては、健診受診率、保健指導実施率、保健指導の継続率等がある。
医科(診療)医療費	医科診療にかかる診療費。
維持期	急性期、回復期を経て、症状並びに障害の状態が安定した後、在宅 や施設で生活している時期。
1日当たり医療費	診療日数当たりの医療費。
1件当たり日数	診療件数(レセプト件数)1件当たりの診療日数。
一般病床	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床。 なお、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床をいい、 感染症病床とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律」(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二 類感染症(結核を除く)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感 染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床をいう。
医薬分業	医師が患者に処方せんを交付し、薬局の薬剤師がその処方せんに基づき調剤を行い、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担 し国民医療の質的向上を図るもの。
医療機関	医療法で定められた医療提供施設のこと。
医療制度改革	平成18年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」による構造改革の一つで、生活習慣病予防、医療提供体制、医療保険制度に関する改革を総合的かつ一体的に行うもの。国民皆保険制度を堅持し、将来にわたって持続可能な医療保険制度を構築するために、治療を重視した医療から疾病の予防を重視した保健医療への転換を図るとともに、医療提供体制、医療保険制度等の在り方等にまで踏み込んだ見直しを行い、結果として、医療費の伸びの適正化を実現することを目的とする。
医療費適正化に関する	高齢者の医療の確保に関する法律第8条第1項の規定に基づき、厚
施策についての基本的	生労働大臣が、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点
な方針 (医療費適正化 基本方針)	から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため定める方針。

用語	説 明
医療保険(医療保険 制度)	( 「国民皆保険制度」を参照)
医療連携体制	一つの医療機関だけで完結する医療から、地域の医療提供者が医療 連携によって患者の治療を分担、完結する医療を推進するもの。
インターグループ ワーク	複数の小グループで参加者同士が交流、情報交換したことを、参加者全体で共有して深めることにより、自分の生活習慣に対する課題を「意識化」し、自発的な生活改善を「習慣化」できるように支援する保健指導の一手法。
A E D	自動体外式除細動器のこと。 A: Automated (自動化された)、E: External (体外式の)、 D: Defibrillator (除細動器)
NICU	新生児集中治療室のこと。Neonatal Intensive Care Unitの略。
嚥下	かみくだいた食べ物が、口腔内から咽頭、食道を経て胃の中に送り 込まれるまでの一連の過程。
往診	通院できない患者の要請を受けて、医師がその都度、診療を行うこ と。
オーラルフレイル	「わずかなむせ」、「食べこぼし」、「発音がはっきりしない」、 「噛めないものの増加」などのささいな口腔機能の低下から始ま る、心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態。
お薬の基礎知識に	医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進を目的とした講習会。老
関する出前講座	人クラブや消費者団体等の会合に薬剤師を派遣して行う。
大人の風しん予防接種	予防接種制度の変遷に伴い、平成2年4月2日以前に生まれた者の場合、風しんの予防接種の機会が十分でなく、風しんの抗体を獲得していない者の割合が高いため、大人を対象とした予防接種の啓発を行い、大人の風しん抗体獲得を支援する取組。

# 【か行】

用語	説明
介護医療院	平成 29 年の介護保険法改正により、平成 30 (2018)年度から新たに設けられた施設類型。長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的と
介護サービス	する施設。 広義には、自立で日常生活を送ることが困難な人々に対して、日常 生活全体を支援するサービスのこと。狭義には、介護保険制度にお いて要介護・要支援の認定を受けた者への保険給付のこと。
介護保険(介護保険制度)	加齢に伴って要介護状態となった者等について、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを給付するため、国民の共同連帯の理念に基づき設けられた制度で、平成12年4月に施行された。介護保険における被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の医療保険加入者である第2号被保険者に分かれ、第2号被保険者については、特定疾病が原因となり要介護状態等になった場合、給付の対象になる。介護サービスの利用希望者は、市町村に申請を行い、市町村に設置されている介護認定審査会の審査、判定に基づき要介護・要支援の認定を受ける必要がある。介護サービスの利用については、原則として費用の9割が介護保険から給付され、残り1割が自己負担となる。(一部の高額所得者の自己負担は2割又は3割)
介護保険施設	介護保険制度において介護保険の給付対象となるサービスを提供する施設である「指定介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「指定介護療養型医療施設」及び「介護医療院」の4種類の施設のこと。 「指定介護老人福祉施設」は老人福祉法の規定による特別養護老人ホームが、介護保険法に基づく都道府県知事(指定都市・中核市に所在する事業所については当該市長)の指定を受けることにより当該施設となる。 「指定介護療養型医療施設」は医療法の規定による療養病床等が介護保険法に基づく都道府県知事の指定を受けることにより当該施設となる。なお、平成35(2023)年度末に廃止される。 「介護老人保健施設」と「介護医療院」は、介護保険法に基づき都道府県知事の開設許可を受けることにより当該施設となる。
介護予防	高齢者ができる限り寝たきりなどの要介護状態に陥ったり、状態が さらに悪化することがないようにすること。

用語	説 明
概算医療費	診療報酬明細書(レセプト)の集計で、医療費総額には、医科入院、医科入院外、歯科及び調剤の医療費並びに入院時食事療養及び訪問看護療養の費用額が含まれ、平成18年10月以降分は、入院時生活療養の費用額も含む。一方、現物給付でない分(はり・きゅう、保険証忘れ等による全額自費による支払い分、労災医療費等)は含まれていない。 なお、都道府県別データは、医療機関所在地の都道府県別データであり、(都道府)県民医療費とは異なる。
回復期	生命の危機を脱し、患者の日常生活復帰に向けて、リハビリテーションを行う。
かかりつけ医 / かかりつけ歯科医 / かかりつけ眼科医	身近なところで日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる医師のこと。 歯科・眼科疾患において同様の機能を持つ歯科医師・眼科医師のことを、それぞれかかりつけ歯科医・かかりつけ眼科医という。
かかりつけ薬剤師・ 薬局	患者が使用する医薬品について、一元的かつ継続的な薬学管理指導を担い、医薬品、薬物治療、健康等に関する多様な相談に対応できる資質を有するとともに、地域に密着し、地域の住民から信頼される薬剤師・薬局。
神奈川県医療費検討委員会	神奈川県の医療費の伸びの適正化について、必要な事項を検討するために設置した委員会で、医療費の現状把握及び分析に関すること、県医療費適正化計画の策定に関すること、策定した計画の評価・見直しに関することについて協議・検討を行う。
神奈川県感染症予防計画	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」第10条第1項に基づき、感染症の発生予防及びまん延防止を目的に、人権を尊重しつつ総合的かつ計画的な感染症対策を推進するために策定された計画(平成29年3月改定)。
神奈川県がん対策推進 計画	がん対策基本法第12条第1項に基づく法定計画である都道府県がん対策推進計画であって、本県のがん対策を総合的に推進するための計画。(計画期間:平成30~35年度)
かながわ健康プラン 21	国の「健康日本21」を受け、本県が平成25年度、健康増進法第8条に規定する都道府県健康増進計画として策定した。計画に基づき、県民が健康で元気に生活できる期間、いわゆる「健康寿命」を延ばし、また、あらゆる世代が健やかな暮らしを送ることのできる良好な社会環境を構築することにより、健康格差を縮小し、誰もが健康でいきいきと自分らしい生活を送れることを目的に、県民の健康づくりを推進している。
かながわ健康プラン 21 推進会議	県における県民健康づくり運動の指針である「かながわ健康プラン21」を県民、企業、学校、行政が一体となり、円滑に推進するための会議。

用 語	説明
神奈川県公共的施設に	平成22年4月から施行している、不特定または多数の人が出入りす
おける受動喫煙防止	ることができる空間(公共的空間)を有する施設(公共的施設)に
条例	おいて、受動喫煙を防止するためのルールを定めた条例。
	平成19年10月に厚生労働省が策定した「後発医薬品の安心使用促進
油本川貝多彩匠並口	アクションプログラム」において、患者及び医療関係者が安心して
神奈川県後発医薬品	後発医薬品を使用することができるよう、使用促進にかかる環境整
使用促進協議会 	備等に関する検討を行う場として都道府県に設置が位置づけられた
	もので、神奈川県では平成20年11月に設置し検討を行っている。
	国民健康保険法第82条の2に基づき、県が県内市町村とともに行う
神奈川県国民健康保険	国民健康保険の安定的な財政運営並びに県内市町村の国保事業の広
運営方針	域的及び効率的な運営の推進を確保するために策定する県内国保の
	運営に関する方針。
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89
	条第1項に基づく法定計画である都道府県障害福祉計画及び児童福
  神奈川県障がい福祉	祉法第33条の22第1項に基づく都道府県障害児福祉計画を一体とし
計画	て策定するものであり、各市町村を通ずる広域的な見地から、障が
	い者及び障がい児の地域生活を支える障害福祉サービス、相談支援
	及び地域生活支援事業の提供体制を確保するための計画。
	社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計
	画」として、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定
   神奈川県地域福祉支援	する「地域福祉計画」の達成を支援するために策定する計画。
計画	誰もが住み慣れた地域の中で、地域の支え合いにより安心して暮ら
	せる地域社会づくりを目指し、地域福祉の担い手の育成や地域にお
	ける支え合いの推進などに取り組むための計画である。
	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例に基づき、県民の歯及び
神奈川県歯及び口腔の	口腔の健康づくりに関する総合的かつ計画的な推進を図るために平
健康づくり推進計画	成25年3月に策定した計画。
	が23年3万に泉足りた計画。   すべての県民が健やかに安心してくらせる社会の実現に向けて、
	「誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」こ
	こしずしく良貞がう過切な保健医療サービスを提供する体制の整備を図
神奈川県保健医療計画	ことを基本はぶとして、保健医療が一て入を提供する体制の整備を因
	圏の設定、基準病床数の算定のほか、保健医療の基盤づくりを定め
	るとともに、保健・医療・福祉の総合的な取組等を定めている。   老人福祉法及び介護保険法に基づく法定計画である「老人福祉計
	画」及び「介護保険事業支援計画」を一体化したものとして、神奈   
かながわ高齢者	川県が策定した計画。
保健福祉計画	介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的と
	して、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を
	取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定した計画で
	ある。

用語	説 明
	自殺対策基本法第13条第1項に基づく法定計画である都道府県自殺
かながわ自殺対策計画	対策計画であって、県の自殺対策を総合的に推進するための計画。
	(計画期間:平成30~34年度)
	国の定める「女性の健康週間」に合わせて、毎年3月1日~8日を
かながわ女性の健康・	「かながわ女性の健康・未病Week」とし、この期間を中心に、民間
未病 Week	の様々な主体と連携しながら女性の未病改善に関する普及啓発を集
	中的に展開している。
│ │かながわ糖尿病未病	日本医師会、日本糖尿病対策推進会議及び厚生労働省が作成した
改善プログラム	「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の神奈川県版プログラムと
(神奈川県糖尿病対策	して、各市町村や各保険者と県内医療機関とが連携した糖尿病重症
推進プログラム)	化予防の取組が推進されることを目的に、神奈川県医師会、神奈川
322777	県糖尿病対策推進会議の連携のもと、作成したプログラム。
	地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交
   かながわ難病相談・	流活動の促進及び就労支援などを行う拠点機関。難病患者等の療養
支援センター	上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等の
	もつ様々なニーズに対応するためのきめ細やかな相談や支援を行う
	神奈川県の機関。
	平成25年度から平成27年度に3市町(海老名市、大磯町、寒川町)
	と協働実施した「かながわ保健指導モデル事業」により構築された
かながわ方式保健指導	生活習慣病重症化予防のための保健指導の一手法。初回の個別保健
	指導(主に家庭訪問)と集団保健指導(インターグループワーク)
	を組み合わせて実施する。
	全ての世代の方々が未病を自分のこととして考え、行動していかれ
  かながわ未病改善宣言	るよう、「食(栄養・オーラルフレイル)」、「運動(身体活動・
75 575 1571VI 35XI I	ロコモ・睡眠)」、「社会参加(交流)」を中心とする未病改善の
	考え方への賛同と、未病改善活動への参画を呼びかける宣言。
	患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今
  患者のための薬局	後の姿を明らかにするとともに、団塊の世代が後期高齢者(75歳以
ビジョン	上)になる平成37(2025)年、更に10年後の平成47(2035)年に向
	けて、中長期的視野に立って、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編
	する道筋を提示したもの(平成27年10月、厚生労働省策定)。
	全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、都道
	府県知事からの推薦に基づき厚生労働大臣が指定する医療機関。
がん診療連携拠点病院	都道府県において中心的な役割を担う「都道府県がん診療連携拠点
	病院」と、各地域における拠点となる「地域がん診療連携拠点病
	院」がある。
がん予防重点健康教育	│ │行政が実施する対策型検診として有効性が確立されたがん検診につ│
及びがん検診実施の	いて、その実施方法等を定めた指針。
ための指針	

用語	説明
管理栄養士	栄養士法により、厚生労働大臣の免許を受けて傷病者の療養のため
	の栄養指導や高度な専門的知識・技術を要する栄養指導及び特定多
	数人に継続的に食事を供給する施設のうち、特別な配慮が必要な施
	設の給食管理並びにこれら施設に対する栄養改善上の指導等を行う
	ことを業とする者。
   技術料	調剤医療費のうち、調剤技術料(調剤基本料、調剤料、加算料)と
ארוואלו	薬学管理料の合計。
	急病・怪我・災害など急に身体の疾患や損傷を受けた人々を診断・
	治療すること。入院治療を必要としない比較的軽症な救急患者を対
救急医療	象とする初期救急、入院や手術が必要な患者を対象とする二次救
	急、より高度で特殊専門医療が必要な重症患者に対応する三次救急
	に大別される。
   救急医療機関	急病・怪我・災害など急に身体の疾患や損傷を受けた人々に対して
3X/8/23/3X (3X/X)	診断・治療を行う医療機関。
求償	損害を負担すべき者(債務者)に賠償または償還を求めること。
   急性期	急な病気や怪我により緊急に治療が必要な時期。容態の早期安定化
13,12743	に向けて、入院や手術、投薬、検査などを行う。
   救命救急医療機関	高度で特殊・専門医療が必要な重篤・重症患者に対して診断・治療
33.11 33.13.13.13.13.13.13.13.13.13.13.13.13.1	を行う医療機関。
   救命救急センター	より高度で特殊・専門医療が必要な重症救急患者を24時間体制で受
	け入れる三次救急医療施設。
   共済組合	共済各法に基づき、国家公務員や地方公務員、私立学校教職員等を
7,111=11	対象として設立された保険者。
	事故や災害が発生した際、その業務への影響を極力小さくし平常業
業務継続計画 	務に戻るまでの時間を極力短くするために多面的に手段・対応策を
	まとめた計画。
	介護保険サービス利用者が介護サービスを適切に利用できるよう、
居宅介護支援事業所	介護支援専門員(ケアマネジャー)によるケアプラン作成等の居宅
	介護支援を行う事業所。
薬と健康の週間	医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす
	役割の大切さを一人でも多くの方に知ってもらうために、ポスター
	などを用いて積極的な啓発活動を行う週間。
グループホーム	障害者総合支援法に位置づけられた障害福祉サービス事業であり、
	共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その
	他の必要な日常生活上の援助を行うサービスである。

用 語	説 明
	要介護者等からの相談を受け、その心身の状況に応じ適切な居宅サ
	ービス又は施設サービスを利用できるよう、利用するサービスの種
	類や提供事業者を定める「居宅サービス計画」の作成及び施設サー
ケアマネジャー	ビスを希望する場合の介護保険施設の紹介等を行うとともに、市町
	村、事業者、施設との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自
	立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術
	を有する者。
   軽度認知障害	認知症には至っていないが、記憶などの能力が低下している状態の
**   文 応 刈   P 古	こと。
	少子・高齢化や価値観の多様化等時代の変化が急速に進む中で、国
   県· 市町村· 後期高齢者	民健康保険等医療保険制度の安定的な運営を図る見地から、県と市
医療広域連合医療保険	町村及び神奈川県後期高齢者医療広域連合が共通の認識に立って、
事務改革検討協議会	21世紀の医療保険制度の在り方を研究するとともに、団体間の相互
于初以平1天时   励成云	理解と自助努力の原則の下で、医療保険事務の検討課題について協
	議し、その改善策を具体化するために設置した協議会。
県がん診療連携指定	厚生労働大臣が指定する地域がん診療連携拠点病院と同等の機能を
病院	有する医療機関として神奈川県知事が独自に指定する医療機関。
	平成26年7月22日に閣議決定された世界最高水準の技術を用いた医
	療の提供及び経済成長への寄与を基本理念とする戦略。世界最高水
健康・医療戦略	準の医療の提供に資する医療分野の研究開発等に関する施策や健
	康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策な
	どが位置づけられている。
健康寿命	健康問題で日常生活が制限されることがなく生活できる期間。
	健康保険法に基づき、健康保険事業を行う公法人。 1 企業により組
健康保険組合	織された組合である単一組合と、同種同業の事業主等で組織された
	組合である総合組合がある。
県民医療費	国民医療費の都道府県別のもの。
	県の居住者(県民)及び県内事業所が、労働や資本を生産活動に対
県民所得	し提供することによって、県内外から受け取る現金・現物などの所
	得の総額。県民雇用者報酬、財産所得、企業所得からなる。
後期高齢者	( 「高齢者」を参照)
   後期高齢者医療広域	平成20年度から開始された後期高齢者医療制度を運営するために都
連合	道府県ごとに全市町村により設置された特別地方公共団体で、保険
<b>E</b> 口	料の決定や医療を受けたときの給付を行う。
後期高齢者医療制度	75歳以上の人と障害認定を受けた65歳以上75歳未満の人が、病気・
	けがなどをしたときに必要な給付を受けるための医療制度。都道府
	県ごとに全市町村が参加する後期高齢者医療広域連合が運営してい
	<b>ర</b> .
後期高齢者医療費	後期高齢者医療制度の被保険者にかかった医療費のこと。診療費、
	調剤、食事療養・生活療養、訪問介護、療養費等の合計。

用語	説明
口腔衛生用具	歯ブラシやデンタルフロス、歯間ブラシなど口腔の清掃に用いる道
	具。
口腔機能	咀嚼(かみ砕く)・嚥下(飲み込む)・発音・唾液の分泌などに関
	わる機能。
	口腔内の歯や粘膜、舌などの汚れの除去及び口腔機能の維持・回復
口腔ケア	を目的とした措置の総称。自分自身で行うケア、歯科医師・歯科衛
	生士によるアドバイス・専門的歯面清掃・口腔機能訓練、要介護者
	に対する介護職や看護職によるケアがある。
	急な病気や怪我により緊急に治療が必要な時期。患者の状態が刻一
高度急性期	刻と変わり、生命の危機がある。容態の早期安定化に向けて、入院
	や手術、投薬、検査などを行う。
後発医薬品	先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と
及九匹未加	同じ有効成分の医薬品。「ジェネリック医薬品」とも呼ばれる。
	後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用したい場合等に被保険者
後発医薬品	証等とともに医療機関や薬局等に提示することにより、円滑に後発
(ジェネリック医薬品)	医薬品(ジェネリック医薬品)が処方されるよう、「適正なジェネ
希望カード	リック医薬品をお願いします。」、「私は、ジェネリック医薬品を
	希望します。」等と記載されたカードのこと。
後発医薬品	被保険者に後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用した場合の費
(ジェネリック医薬品)	用の軽減について周知するため、後発医薬品(ジェネリック医薬
利用差額通知	品)に切り替えた場合の自己負担額の差額を通知するもの。 
  後方受入れ病院	救命救急センター等で必要な病床を確保するため、急性期から回復
	期へ移行した患者の受入れを行う病院。(主として精神科病院)
高齢化	総人口に占める高齢者の割合が高まっていくこと。
高齢化率	総人口に対する65歳以上人口の割合。
	高齢者の明確な定義はないが、国連の世界保健機関(WHO)の定
高齢者	義では65歳以上の者となっている。65歳以上75歳未満の者を前期高
	齢者、75歳以上の者を後期高齢者という。
	後期高齢者医療広域連合と構成市町村が連携しながら実施する高齢
高齢者の特性を	者の特性を踏まえた保健事業のあり方を示すとともに、国、都道府
踏まえた保健事業	県、関係機関・団体の役割を明らかにするため、国が策定するガイ 
ガイドライン	ドラインのこと。広域連合が実施することが望ましい健診や保健指
	導などの保健事業の内容・手順や、市町村が実施する場合の留意点   ***********************************
ᆖᄷ	などが示されている。
誤嚥	飲食物、食べかす、唾液、細菌などが誤って気道に入ること。
コグニサイズ	国立長寿医療研究センターが開発した、認知機能の維持・向上に役
	立つ運動で、コグニション(認知)とエクササイズ(運動)を組み合わ
	せた造語。運動と認知トレーニングを組み合わせることで、脳への
	不)がでたゞここが知可てこる。

用語	説 明
国民医療費	当該年度内の医療機関等における傷病の治療に要する費用を推計し
	たもの。診療費、調剤費、入院時食事療養費、訪問看護療養費のほ
	かに、健康保険等で支給される移送費等を含んでいるが、正常な妊
	娠や分娩等に要する費用、健康の維持・増進を目的とした健康診
	断・予防接種等に要する費用、患者が負担する入院時室料差額分、
	歯科差額分等の費用は計上していない。
	国民が、いずれかの公的医療保険制度に加入し、保険料を納め、医
国民皆保険制度	療機関で被保険者証を提示することにより、一定の自己負担で必要
	な医療を受けることができる制度。
	国民健康保険法に基づき、相扶共済の精神により保険技術を用い、
	被用者保険の適用を受けない、主に農林漁業、自営業者等を対象と
国民健康保険	して、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う医
	療保険のこと。市町村が運営する市町村国民健康保険と、当該組合
	の地区内に住所を有する者を対象とする国民健康保険組合がある。
国民健康保険組合	(「国民健康保険」を参照)
   国民健康保険団体	保険者が共同してその目的を達成するため、国民健康保険法に基づ
連合会	き都道府県ごとに設立される公法人で、国民健康保険にかかる診療
<b>在</b> 日公	報酬の審査及び支払等を行う。
   国民所得	一国の居住者主体(個人、企業等)によって受け取られた賃金や利
国以が行	潤等の所得の総額。
	個人情報保護委員会が作成した「個人情報の保護に関する法律につ
	いてのガイドライン」や、同委員会と厚生労働省が作成した「医
個人情報保護法に	療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイ
基づくガイドライン	ダンス」等のこと。
	法に基づく個人情報の取扱いについて事業者の理解を助けるため、
	これらガイドライン等により具体例が示されている。
	子どもが楽しく運動や食などの未病改善に取り組めるよう、企業等
子どもの未病対策応援	のノウハウや人材を活かしたプログラム(例:体操・ダンス教室、
プログラム	食育教室など)を県が登録し、幼稚園や保育所等の希望に応じて提
	供するしくみ。

# 【さ行】

用語	説 明
災害拠点病院	病院などの後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を
	有する病院で、重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医
	療救護活動において中心的な役割を担う病院。
災害時医療	災害または大規模な事故等が発生した際に行われる医療活動。
	高齢になっても病気になっても障がいがあっても、住み慣れた地域
<b>大</b> 中压床	で自分らしい生活を続けられるよう、入院医療や外来医療、介護、
在宅医療 	福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療
	であり、地域包括ケアシステムの不可欠な構成要素とされている。
	地域における在宅医療と介護の連携体制を構築し、住民に在宅医療
	サービスと介護サービスを一体的に提供するために、市町村が郡市
	医師会等関係団体と連携しつつ、介護保険法に基づく地域支援事業
在宅医療・介護連携	として実施する次の取組のこと。
推進事業	地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施
	策立案
	地域の関係者との関係構築・人材育成
	、 に基づいた取組の実施
   在宅医療施設	訪問診療、往診などにより在宅医療を提供する医療施設(病院、診
11. 七区凉池以	療所、歯科医療機関)。
   在宅歯科医療	在宅歯科医療に関する相談対応業務、在宅歯科医療に関するコーデ
地域連携室	ィネート、広報活動、講習会・研修会の開催、高度な歯科医療機器
70-%Æ1/3-E	の貸出等を実施する各地域での拠点のこと。
在宅歯科医療	在宅歯科医療に関する各種会議の開催、地域連携室の統括に関する
中央連携室	業務等を実施する拠点のこと。
   三次救急医療	高度で特殊・専門医療が必要な重篤・重症患者を診断・治療するこ
	と。
   三次救急医療機関	高度で特殊・専門医療が必要な重篤・重症患者に対して診断・治療
	を行う医療機関。
	本計画では、「医療費の三要素」を指す。
	受診率・1件当たり日数・1日当たり診療費の3つのことで、医療
三要素	費分析の基本となるもの。3つを掛け合わせると一人当たり医療費
	となり、受診率と1件当たり日数を掛け合わせると一人当たり日数
	となる。
	企業や団体が、CHO(Chief Health Officer:健康管理最高責任
CHO構想	者の略語)を設置し、従業員やその家族の健康づくりを企業経営の
	一環として行う、いわゆる健康経営を進める取組。
	救急病院と消防機関が連携し、心血管疾患患者の迅速な救急搬送と
	専門施設への受入を目的として構築された、関係機関間のネットワ
1E11 ( + A - + \ ) =	一クのこと。
歯科(診療)医療費	歯科診療にかかる診療費のこと。

用語	説明
私学共済(日本私立	共済組合のうち、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運
学校振興•共済事業団)	営する保険者。
歯科口腔保健の推進に 関する基本的事項	国が、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持に関する国及び地
	方公共団体の施策等を総合的に推進するために、平成24年7月に策
	定した計画。
歯科診療所	歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しな
	いもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの。
	労働安全衛生法に基づき事業者が労働者に対して行う健康診断や学
	校保健法に基づき学校の設置者が職員に対して行う健康診断のこ
事業者等による	と。こうした高齢者の医療の確保に関する法律以外の法令に基づき
健康診断	行われる健康診断は、特定健康診査よりも実施を優先することとさ
	れており、保険者は事業者等から健康診断の結果を受領していれ
	ば、特定健康診査を実施したことに代えられる。
	救命救急センター等に社会福祉士等の専門職を配置し、病院に搬送
自殺未遂者支援事業	された精神的問題を抱える自殺未遂者及び家族に対して、関係機関
	と連携して支援を行う事業。
市町村国民健康保険	│ │( 「国民健康保険」を参照)
(市町村国保)	
	本計画では、特定健康診査・特定保健指導に関する集合契約を指
集合契約	す。保険者と健診・保健指導機関が多対多もしくは1対多(あるい
	は多対1)で契約する形態のこと。
	妊娠22週以降から生後7日(出生当日を第1日とする)までを周産
   周産期医療	期という。周産期医療は、出産前後の妊産婦(胎児を含む)の管
	理、新生児・未熟児の管理、ハイリスク母児の退院後の継続管理の
	三者を連続的に実践するもの。
	周産期に対する救急医療。
周産期救急医療	( 「周産期」については「周産期医療」、「救急医療」について
	は「救急医療」を参照)
WEE LA	一人ごとにレセプトを数か月分並べて、点検をする方法。単月分の
縦覧点検 	点検では見つけることのできない、検査の請求回数等を点検するこ
	とができる。
₩ ÷A →	医療保険加入者一人当たりの診療件数(レセプト件数)。当該年度
受動喫煙	の診療件数(レセプト件数)を当該年度の医療保険加入者数で除し
	たもの。
	室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ(たばこ事業法
	(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ(喫煙
	用に供し得る状態に製造されたものに限る。)をいう。)の煙を吸
	わされること。

用語	説明
紹介率・逆紹介率	紹介率とは、その病院を受診した患者のうち、他の医療機関から紹
	介され来院した患者の割合のこと。また、逆紹介率とは、その病院
	から他の医療機関に紹介した患者の割合を示す数字のこと。
小旧粉色医病	小児に対する救急医療。
小児救急医療	( 「救急医療」については、「救急医療」を参照)
	小児科の縮小や小児科医の不足、一定の医療機関への小児救急患者
小児救急医療体制	の集中化を受け、社会情勢と地域の実情に応じた小児救急医療の整
	備を総称する制度を指す。
   小児救急電話相談事業	休日・夜間の急な子供の病気への対処法等について、小児科医師・
小儿然总电的伯战争未	看護師へ電話による相談ができるもの。
	生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるもので
食育	あり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する
RF	力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるこ
	と。
	障害者総合支援法に位置づけられた障害福祉サービス事業であり、
	自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)がある。
	自立訓練(機能訓練)は、障害者支援施設若しくは障害福祉サービ
	ス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによっ
	て、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等
   自立訓練	に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスである。
H THAIN	自立訓練(生活訓練)は、障害者支援施設若しくは障害福祉サービ
	ス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによっ
	て、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した生活を営むために必
	要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う
	サービスであり、一定期間、夜間の居住の場を提供する宿泊型もあ
	న <u>.</u>
	医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業
   診療所	を行う場所で、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19
	人以下の患者を入院させるための施設を有するもののこと。このう
	ち、病床を有する診療所を「有床診療所」という。
*A.r>+0.#W	医療機関が行った診療行為に対する報酬としての医療費のことで、
診療報酬 	社会保険の診療報酬は全て厚生労働大臣が定めた公定料金であり、
	単価点数制(1点=10円)になっている。
スポーツコンテンツ	スポーツ競技場において、サイネージなどの媒体を活用して広報を
	実施すること。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、発症・進行
生活の質(QOL)	に関係する疾患群。
	単なる生存にとどまらず精神的ニーズも満足させる生活。Quality
	Of Lifeの略。

用語	説 明
	障害者総合支援法に位置づけられた障害福祉サービス事業であり、
	障害者支援施設等において、主として昼間に、入浴、排せつ及び食
<b>井江</b> 久雄	事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相
生活介護	談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産
	活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必
	要な援助を行うサービスである。
	精神疾患の急な発症や症状の悪化により早急に適切な精神科医療が
精神科救急医療	必要な場合に、本人や家族からの相談に対応して医療機関に繋げる
	とともに、精神保健福祉法に基づく診察等を行うもの。
精神病床	精神疾患を有する者を入院させるための病床。
積極的支援	( 「特定保健指導」を参照)
坦仑	食べ物を認知し、口に入れ、咀嚼(そしゃく)し、唾液と混和して
摂食	食塊とするまでの一連の過程。
	船員保険法に基づき、船員等及び被扶養者を対象として全国健康保
	険協会が運営する制度。
	船員(船員であった人)の職務外の病気やけが、出産、死亡につい
船員保険	ての保険給付や、労働者災害補償保険による保険給付と併せて、職
	務上の事由又は通勤による病気やけが、障害又は死亡についての保
	険給付を行うほか、被扶養者の病気やけが、出産又は死亡について
	の保険給付を行う。
前期高齢者	( 「高齢者」を参照)
	主に中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険を
全国健康保険協会	運営する保険者のこと。各都道府県に設置される全国健康保険協会
(協会けんぽ)	支部が保険料の徴収や、保険給付を行い、健康保険事業を運営して
	いる。
	妊婦が風しんにり患した場合、胎児が引き起こす可能性のある障が
先天性風しん症候群	い。主な症状は、難聴、心疾患、白内障などで、現在「先天性風し
	ん症候群」自体の治療法はない。
   先発医薬品	新しい効能や効果を有し、臨床試験(いわゆる治験)等により、そ
九元区采吅	の有効性や安全性が確認され、承認された医薬品。
	二つの指標(変数)の間で、一方が増加するにつれ、他方が直線的
	に増加又は減少する関係の度合いを表す。数値は、 - 1から + 1ま
相関係数	での値をとり、0の場合は無相関、-1又は+1に近いほど相関が
	強いとされる。グラフで分布を表すとき、相関係数がマイナスのと
	きは右肩下がり、プラスのときは右肩上がりの直線となる。
総患者数	厚生労働省「患者調査」調査日現在において、継続的に医療を受け
	ている者(調査日には医療施設で受療していない者も含む。)の数
	を次の算式により推計したもの。
	総患者数 = 入院患者数 + 初診外来患者数 + 再来外来患者数 × 平均診
	療間隔×調整係数(6/7)

用語	説 明
総人口	人口(国内に居住する日本人・外国人)の総数。
咀嚼	食べ物をかみくだくこと。
卒煙(禁煙)サポート	たばこによる健康への悪影響についての普及啓発や、保健福祉事務
	所での禁煙相談、禁煙教育、禁煙治療を実施している医療機関及び
	禁煙相談を実施している薬局の情報提供など、卒煙(禁煙)したい
	人をサポートするための取組。

## 【た行】

用語	説明
	円滑な退院と、退院後に本人や家族が安心して生活が送れるよう、
退院支援	入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供が行われ
	るように支援すること。
大規模災害時医療活動	南海トラフの地震を想定し、南海トラフ地震における具体的な応急
	対策活動に関する計画(平成27年3月策定)等に基づく大規模地震
計画   計画   計画   計画   計画   計画   計画   計画	時医療活動に関する総合的な実動訓練。
	傷病のうち、交通事故、けんか及び犬にかまれたなど第三者の行為
   第三者の行為	によるもの。第三者行為による傷病の治療費は、加害者(第三者)
     	が支払うものであり、保険者が医療費を支払った場合は、被保険者
	を通じて加害者にその費用を請求することとなっている。
	医療法第30条の14に基づき、将来の病床数の必要量を達成するため
地域医療構想調整会議	の方策等について医療関係者、医療保険者等と協議することを目的
	に都道府県が原則、構想区域ごとに設置する会議体のこと。
	他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関
   地域医療支援病院	の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医
2023(区)东义1及7内7几	療を提供し得る病院として知事が承認した病院。(「医療法」(昭
	和23年法律第205号)第4条)
	患者の同意のもと、医療機関等の間で、診療上必要な医療情報(患
地域医療情報	者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等)を電子的
ネットワーク	に共有・閲覧出来る仕組みで、関係医療機関等の間で効率的に患者
	の医療情報を共有することが可能になる。
	病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者
	の確保・勤務環境の改善などを行うことにより、「効率的かつ質の
地域医療介護総合確保	高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を目
基金	指すため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関す
	る法律に基づき、消費税の増収分を活用して各都道府県に設置した
	財政支援制度。
地域・職域連携推進部	県内における地域と職域の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健
会	サービスの提供・健康管理体制を整備、構築するための会議。
	地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携について広域的な
   地域包括ケア会議	課題の抽出やその対応策等の検討を行い、各市町村の地域包括ケア
	システムの構築を支援するため、県全体及び県保健福祉事務所等圏
	域単位で設置している会議体のこと。
	高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立し
地域包括ケアシステム	た日常生活を営むことができるよう、日常生活圏域単位で医療、介
	護、介護予防、住まい、生活支援サービスが包括的に確保される体
	制。

用語	説明
	平成26年度診療報酬改定で新設された、病院からの在宅復帰や、在
地域包括ケア病棟	宅患者の支援など、地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を
	担う機能を持つ病棟のこと。
	高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつ
  地域包括支援センター	ないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメン
	トなどの機能を担う地域の中核機関。各市町村が設置。
	日常生活の主要な場である地域社会を中心として展開される保健活
+ b + + ナノロ <i>(7</i> +)	動。主に地域保健法や健康増進法、母子保健法などの法令を基に乳
地域保健 	幼児、思春期、高齢者までの地域住民を対象として、生涯を通じて
	より健康的な生活を目指した健康管理・保健サービスの提供。
	住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供される
	ことが適当な地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護
地域密着型サービス	看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通
施設	所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地
	域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入
	所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護)を提供する施設。
	患者を中心として、地域で医療・介護に関わる人々が役割分担を行
地域連携クリティカル	い、お互いに情報共有をすることで、今後の診療の目標や注意点を
パス(診療計画表)	明確にし、チームで患者を支えていくための仕組み(診療計画)を
	いう。
	一般に、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超
	えた社会を「高齢社会」、今後到来が予想される高齢化率の一段と
	高い社会を「超高齢社会」と呼んでいる。
	「高齢化社会」という用語は、昭和31年の国連の報告書において、
	7%以上を「高齢化した(aged)」人口と呼んでいたことに由来す
   超高齢社会	るのではないかとされているが、必ずしも定かではない。「高齢社
KEIDEY II A	会」については、高齢化率が7%からその2倍の14%に到達するま
	での期間が、高齢化の進展のスピードを示す指標として国際比較な
	どでよく使われていることから、高齢化率14%を一つの基準とし
	て、これを超えたものを「高齢社会」と呼んでいるものと考えられ
	る。「超高齢社会」という用語についても特に明確な定義があるわ
	けではない。
調剤医療費	処方せんにより保険薬局を通じて支給される薬剤等の額。
DMAT	災害の発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、専門
	的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームのこと。原則として、
	厚生労働省等が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を修了し、
	厚生労働省にDMAT会員として登録された医師、看護師、業務調
	整員(医師・看護師以外の医療職又は事務職員)で構成される。
低栄養	│健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態を指 │ │ _
	す。

用語	説 明
定期予防接種	予防接種法第5条第1項の規定により、市町村長が実施する予防接種のこと。
低出生体重児 / 極(超)低出生体重児	出生体重2,500g未満の児/出生体重1,500g(1,000g)未満の児
動機づけ支援	(「特定保健指導」を参照)
透析 (人工透析)	腎機能が極端に低下して腎不全状態におちいった患者に、半透膜物質を用いて人工的に血液中の老廃物や尿毒性物質を除去し、体液の電解質のバランスを調整する治療のこと。
糖尿病性腎症重症化予防プログラム	日本医師会、日本糖尿病対策推進会議及び厚生労働省が、糖尿病が 重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者につい て、関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治 療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、 重症化するリスクの高い者に対して主治医の判断により保健指導対 象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的と して、策定したプログラム。先行して実施している自治体の取組の 全国での横展開等を目指して、その実施が容易となるよう、取組の 考え方や具体的取組例が示されている。
糖尿病専門医	日本糖尿病学会が認定する資格、及びその資格を有する医師。 内科あるいは小児科で規定の研修を終えそれぞれの学会の認定医や 専門医の資格を持った医師が、糖尿病に関する専門的な研修を3年 以上受けて、経験症例のレポートを提出し、専門医試験(筆記と面 接)に合格すると資格を取得することができる。 専門的知識をもとに質の高い糖尿病の診療や患者への指導を自ら行 うだけでなく、糖尿病診療チームのリーダーとしても病院等で活動 するとともに、糖尿病を専門としないかかりつけ医と連携して患者 の診療や診療に関する助言を行うことで、地域の糖尿病診療におい ても重要な役割を担っている。
糖尿病対策推進会議	糖尿病の啓発、発症予防、合併症防止等の糖尿病対策をより一層推進し、県民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする、各都道府県医師会等関係団体を構成員とする会議。
特定健康診査	糖尿病等の生活習慣病予防や重症化予防のため、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を指し、保険者が40~74歳の加入者に対し実施することが義務付けられている。
特定健康診査及び特定 保健指導の適切かつ 有効な実施を図るため の基本的な指針	高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るために定める指針。
特定健康診査等の実施 に関する計画(特定 健康診査等実施計画)	高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定により、保険者が特定健康診査等基本指針に即して6年ごとに6年を1期として定める計画。特定健康診査等の具体的な実施方法・目標等を定める。

用語	説 明
特定保険医療材料料	在宅での自己注射が認められた注射薬などの医療材料の料金。
	特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるとされた
	人に対し、専門的知識・技術を持つ者が行う保健指導を指し、保険
	者に実施が義務付けられている。腹囲(BMI)、追加リスク(血
   特定保健指導	糖、脂質、血圧)の多少、喫煙歴、年齢から、生活習慣の改善のた
· 行足	めの取組の動機付けに係る支援等を行う動機づけ支援と、生活習慣
	の改善のための取組に資する働きかけ等が相当な期間継続して行わ
	れる積極的支援に分けられる。
	(4 別表 186ページ参照)
	老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つで、地方公共団体又は社会
特別養護老人ホーム	福祉法人が設置できる。
	介護保険法に基づく都道府県知事(指定都市・中核市に所在する事
	業所については当該市長)の指定を受け、指定介護老人福祉施設と
	して、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入
	浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、
	健康管理及び療養上の世話を行う。

## 【な行】

用語	説明
内科系 8 学会	日本肥満学会、日本動脈硬化学会、日本糖尿病学会、日本高血圧学
	会、日本循環器学会、日本腎臓病学会、日本血栓止血学会、日本内
	科学会の総称。
	地域で生活する難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域におけ
	る受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行う
難病治療研究センター	ことにより、安定した療養生活の確保と、難病患者及びその家族の
	生活の質の向上を図ることを目的とした事業を実施する、神奈川県
	が指定した機関。
二次救急(医療)	緊急の入院や手術が必要な患者を対象とする医療。
一次数色医病機則	病院群輪番制に参加、または救急病院等の認定を受け、緊急の入院
二次救急医療機関 	や手術が必要な患者を取り扱う医療機関。
	神奈川県保健医療計画において定めている保健医療提供体制を整備
二次保健医療圏	する地域的単位。一般的な入院医療への対応と、保健・医療・福祉
	の総合的な取組を行うための単位であり、神奈川県では9圏域を設
	定している。
20 分類	社会保険表章用疾病分類表に基づく分類のこと。
	(4 別表 187~190ページ参照)

## 【は行】

用語	説明
ハイリスク分娩	40歳以上の初産婦など、母子の健康等に重大な影響を与える可能性のある分娩。
8 学会基準	平成17年4月に日本肥満学会、日本動脈硬化学会、日本糖尿病学会、日本高血圧学会、日本循環器学会、日本腎臓病学会、日本血栓止血学会、日本内科学会の8学会がまとめた日本におけるメタボリックシンドロームの診断基準。(4 別表 186ページ参照)
P D C A サイクル	事業を計画する(Plan)、それに沿って事業を実施する(Do)、事業を実施する中で得られる各種データや翌年度以降の特定健診等のデータ分析に基づいて、事業の効果を測定・評価する(Check)、次のサイクルに向けて計画の修正・改善を図る(Act)という一連のサイクルのこと。
一人当たり医療費	医療費を人口で除したもの。
一人当たり日数	医療保険加入者一人当たりの診療日数。
被扶養者	本計画では、医療保険の被扶養者を指す。被用者保険における被保険者の被扶養者のことで、被扶養者の疾病についても保険給付が行われる。
被保険者	本計画では、医療保険の被保険者を指す。健康保険に加入し、病気やけがをしたときなどに必要な給付を受けることができる人のこと。
121 分類	社会保険表章用疾病分類表に基づく分類のこと。 (4 別表 187~190ページ参照)
病院	医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。
病院群輪番制	地域内の複数の病院群が協同連帯して輪番で診療を行うもので、夜間や休日の救急患者の受け入れのために医師、看護師、その他の職員を確保し、併せて空ベッドを用意して対応しようという救急医療確保対策の一方法で二次救急医療体制と呼ばれている。
病院前救護体制	急病人などを病院に運び込む前に行う応急手当。主として、救急車内で行うものをいう。病院前救護体制を担う代表的な職種が救急救命士であり、救急救命士の業務として、救急救命処置を行う。
被用者保険	全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、共済組合など の総称。
標準的な健診・ 保健指導プログラム	医療保険者が効果的・効率的な健診・保健指導を実施するための標準的な健診・保健指導プログラム。健診・保健指導データの管理方策、健診・保健指導の委託基準等の在り方などについて、厚生労働省がまとめたもの。
病床	病院や診療所に設けられた、入院者用のベッドのこと。

用語	説明
	医療機関が有する病床(一般病床及び療養病床)が担っている医療
病床機能 (区分)	機能のこと。
	高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能がある。
	限られた医療資源を有効に活用するため、各医療機関の持つ医療機
病床機能の分化及び	能を医療需要に応じて機能分化し、どの地域の患者もその状態に即
連携	した適切な場所で医療を受けられることを目指し、医療機関同士が
	互いに連携すること。
	初めての診療や、慢性期の継続的な病気については、診療所や一般
病病連携・病診連携	病院等が受け持ち、入院が必要な場合や、より専門的な治療(検
	査・手術など)については中核病院が受け持つこと。
1.85 (-11.485) 77.24	乳がんの早期発見・早期治療及び、がん検診の大切さの普及啓発を
ピンクリボン活動 	図る活動。
	感染症法、予防接種法に基づき策定される国の指針であり、早期に
	先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、東京2020オリンピッ
風しんに関する特定	ク・パラリンピック競技大会のある平成32(2020)年度までに風し
感染症予防指針 	んの排除を達成することが目標とされている。(平成26年4月1日
	適用)
	平成25年の全国的な風しん流行をうけ、東京2020オリンピック・パ
	ラリンピック競技大会までに、(1)「神奈川県から風しんの流行を
	発生させない」、(2)「今後、妊娠する人から先天性風しん症候群
風しん撲滅作戦 	を出さない」ことを目指す取組。具体的には、無料の抗体検査や、
	市町村の予防接種費用助成事業に対する補助、啓発キャンペーンの
	実施等。
風しん予防接種助成	市町村が実施する、大人を対象とした風しん予防接種費用助成事業
事業	に対して、県が補助を行うもの。
フッ化物	フッ化ナトリウムやモノフルオロリン酸ナトリウムなど、むし歯予
フッ1040	防に利用される、フッ素を含む化合物のこと。
	平均すると患者がどのくらいの期間病院に入院していたかを表す指
	標。次の式により計算している。
	平均在院日数 = 年間在院患者延数 ÷ [ (年間新入院患者数 + 年間退
	院患者数) ÷ 2 ]
	ただし、療養病床の平均在院日数は次の式により計算している。
   平均在院日数	療養病床の平均在院日数 = 年間在院患者延数 ÷ [(年間新入院患者
平均任师 口致	数 + 年間同一医療機関内の他の病床から移された患者数 + 年間退院
	患者数 + 年間同一医療機関内の他の病床へ移された患者数 ) ÷ 2 ]
	平均在院日数は病床の種類ごとに公表されているが、介護療養病床
	を除いた全病床の平均在院日数を第二期の医療費適正化計画(平成
	25年度~平成29年度)においては、目標項目とすることとされてい
	た。

用語	説 明
訪問介護事業所	利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常
	生活上の世話を行う訪問介護を行う事業所。
訪問看護ステーション	介護保険法や健康保険法等により指定を受け、訪問看護を行う事業
	所のこと。
」 」訪問診療	自宅や介護老人施設、老人ホームで療養する通院困難な患者を医師
1/1010 <i>1</i> /5	が定期的に訪問し、計画的に診療・治療・健康管理等を行うもの。
補間補正人口	国勢調査の人口(確定値)を基準として、補正された人口。
保健事業	健康の保持増進のために行われる事業。
   保健事業支援評価	都道府県国民健康保険団体連合会に設置された委員会で、国民健康
	保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合が行う保健事業の実施計
女只云	画(データヘルス計画)の策定、実施、評価等の支援を行う。
保健事業実施計画	健診・レセプトデータの分析に基づいて保健事業をPDCAサイク
(データヘルス計画)	ルに沿った効果的・効率的に実施するための事業計画。
   保健指導	集団又は個人の健康保持・増進、疾病の予防・管理を目的として、
	保健医療従事者が専門的な助言や援助を与えること。
   保険者	本計画では医療保険者を指す。健康保険事業を運営するために保険
MM E	料を徴収したり、保険給付を行ったりする運営主体のこと。
	高齢者の医療の確保に関する法律第157条の2に基づき、保険者等
	が共同して、加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事
   保険者協議会	業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力
	のために都道府県ごとに組織する団体で、特定健康診査等の実施等
	に関する保険者その他の関係者間の連絡調整、保険者に対する必要
	な助言又は援助、医療費等の調査・分析に関する業務を行う。
ホームヘルプサービス	障害者総合支援法に位置づけられた障害福祉サービス事業である居
	宅介護をいい、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調
	理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、そ
	の他の生活全般にわたる援助を行うサービスである。

## 【ま行】

用語	説明
マイME-BYO カルテ	パソコンやスマートフォンを通じて、自分自身の健康情報やお薬情報が一覧できる、県が開発して運用を行っているアプリケーション。
慢性期	病状は比較的安定しているが、長期にわたる療養が必要な場合に、 再発の予防を目指し、定期的に治療を続ける時期。
看取り	近い将来、死が避けられないとされた人に対し、身体的苦痛や精神 的苦痛を緩和・軽減するとともに、人生の最終段階まで尊厳ある生 活を支援すること。
未病サポーター	未病サポーター養成研修を受講し、地域において、家族や友人など に未病概念の説明や「未病を改善する」取組を実践することを働き かけるサポーター。
未病センター	県民が手軽に健康状態や体力等をチェックして、「見える化」し、 その結果に基づくアドバイスや未病改善に関する情報提供を受けられる場として、市町村や民間事業者が設置・運営する施設で県が認証したもの。
メタボリスク指標	未病指標の第一弾として取組む、メタボリックシンドロームに関する現在の状態と3年後のリスクを指標化したもの。
メタボリック シンドローム	内臓脂肪が蓄積することによって、血圧、血糖が高くなったり、血中の脂質異常(LDL(悪玉)コレステロールや中性脂肪が高い、またはHDL(善玉)コレステロールが低いこと)を起こし、食事や運動などの生活習慣を改善しなければ心筋梗塞や脳卒中が起こりやすくなる状態のこと。

## 【や行】

用 語	説 明
薬剤料	調剤医療費のうち、内服薬薬剤料、屯服薬他薬剤料、注射薬薬剤
	料、外用薬薬剤料の合計。
予防接種制度	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を
	予防するために、公衆衛生の見地から予防接種を行う制度。

## 【ら行】

用語	説明
ライフステージ	人生の各段階のこと。
り患	疾病にかかること。
リハビリテーション	身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能にすることによって、各個人がみずからの人生を変革していくための手段を提供していくことを目指し、かつ時間を限定したプロセス。
療養病床	病院又は診療所のうち、精神病床、感染症病床、結核病床以外の病床で、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床のことをいう。 療養病床には、医療保険適用の医療療養病床と介護保険適用の介護療養病床(指定介護療養型医療施設)がある。
レスパイト	在宅で障がい児・者などを介護する家族の支援を目的として、一時的に介護を代替し、当該家族がリフレッシュを図るためのサービスをレスパイト(休息)ケアという。レスパイトのために、主に活用される、障害者総合支援法に位置づけられた障害福祉サービス事業は、短期入所(ショートステイ)である。短期入所(ショートステイ)は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行うサービスである。
レセプト	患者の1か月分の診療内容と医療費を明記した診療報酬明細書のことで、保険医療機関等が保険者に請求する際に使われる。月ごとに患者一人一人に対して個別に作成され、傷病名などの情報が記載され、それらにかかった医療費を知ることができる。
老人医療 (老人医療制度)	国民の老後における健康の保持と適正な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上と老人福祉の増進を図ることを目的としており、原則75歳以上の者を対象とする老人医療と、40歳以上の者を対象とする保健事業がある。平成20年度からの後期高齢者医療制度の創設により、平成19年度末で廃止された。
老人医療費	老人医療受給対象者にかかった医療費のこと。診療費、薬剤の支給、食事療養、老人訪問看護、医療費の支給の合計(平成13年度までは老人保健施設療養費も含む)。
老年症候群	認知機能障害や摂食・嚥下障害、体重減少など、フレイルなどを要因とする症状のこと。

## 4 別表

### (1) メタボリックシンドロームの診断基準

特定保健指導の対象者<sup>(1)</sup>(本計画におけるメタボリックシンドローム該当者及び予備群)

腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象	( 4)
及四	血糖 脂質 血圧 <sup>(2)</sup>	( 3)	40~64歳	65~74歳
05 om ( 用件 )	2 つ以上該当		積極的	まれ北北 /→ /→
85cm(男性) 90cm(女性)	1 つ該当	あり	支援	動機付け 支援
		なし		又扳
	3 つ該当		積極的	
上記以外で	2つ≒☆坐	あり	支援	動機付け
BMI <sup>(5)</sup> 25kg/m <sup>2</sup>	2 つ該当	なし		支援
	1 つ該当			

1 糖尿病、脂質異常症又は高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者を除く。

2 追加リスクの判定基準は次のとおり。

血糖:空腹時血糖 100mg/dl、HbA1c(NGSP値) 5.6% 又は 随時血糖 100mg/dl

脂質:中性脂肪 150mg/dl 又は HDLコレステロール <40mg/dl

血圧: 収縮期血圧 130mmHg 又は 拡張期血圧 85mmHg

3 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

4 年齢区分は、実施年度中に達する年齢とする。

5 Body Mass Index (肥満指数)の略。体重[kg]/(身長[m])<sup>2</sup>で算定する。

## (参考)内科系8学会によるメタボリックシンドロームの判定基準

腹囲	追加リスク	
/技 ZI	<b>血糖 脂質 血圧<sup>(6,7)</sup></b>	
85cm (男性)	2 つ以上該当	メタボリックシンドローム該当者
90cm (女性)	1 つ該当	メタボリックシンドローム予備群

6 追加リスクの判定基準は次のとおり。

血糖:空腹時血糖 110 mg/dl

脂質:中性脂肪 150 mg/dl かつ/又は HDLコレステロール < 40 mg/dl

血圧:収縮期血圧 130mmHg かつ/又は 拡張期血圧 85mmHg

7 糖尿病、脂質異常症又は高血圧症に対する薬剤治療を受けている場合は、それぞれの項目に含

める。

## (2) 社会保険表章用疾病分類表(疾病大分類・中分類)

	感染症及び寄生虫症
101	腸管感染症
102	結核
103	主として性的伝播様式をとる感染症
104	皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス性疾患
105	ウイルス性肝炎
106	その他のウイルス性疾患
107	真菌症
108	感染症及び寄生虫症の続発・後遺症
109	その他の感染症及び寄生虫症
	新生物<腫瘍>
201	胃の悪性新生物 < 腫瘍 >
202	結腸の悪性新生物 < 腫瘍 >
203	直腸状結腸移行部及び直腸の悪性新生物 < 腫瘍 >
204	肝及び肝内胆管の悪性新生物 < 腫瘍 >
205	気管、気管支及び肺の悪性新生物 < 腫瘍 >
206	乳房の悪性新生物 < 腫瘍 >
207	子宮の悪性新生物 < 腫瘍 >
208	悪性リンパ腫
209	白血病
210	その他の悪性新生物 < 腫瘍 >
211	良性新生物 < 腫瘍 > 及びその他の新生物 < 腫瘍 >
	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害
301	貧血
302	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害
	内分泌、栄養及び代謝疾患
401	甲状腺障害
402	糖尿病
403	脂質異常症
404	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患
504	精神及び行動の障害
501	血管性及び詳細不明の認知症
502	精神作用物質使用による精神及び行動の障害
503	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
504	気分[感情]障害(躁うつ病を含む)
505	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
506	知的障害<精神遅滞>
507	その他の精神及び行動の障害

	神経系の疾患
601	パーキンソン病
602	アルツハイマー病
603	てんかん
604	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群
605	自律神経系の障害
606	その他の神経系の疾患
000	眼及び付属器の疾患
701	結膜炎
701	白内障
702	屈折及び調節の障害
703	その他の眼及び付属器の疾患
704	耳及び乳様突起の疾患
801	外耳炎
802	その他の外耳疾患
803	中耳炎
804	その他の中耳及び乳様突起の疾患
805	メニエール病
806	その他の内耳疾患
807	その他の耳疾患
	循環器系の疾患
901	高血圧性疾患
902	虚血性心疾患
903	その他の心疾患
904	くも膜下出血
905	脳内出血
906	脳梗塞
907	脳動脈硬化(症)
908	その他の脳血管疾患
909	動脈硬化(症)
911	低血圧(症)
912	その他の循環器系の疾患
	呼吸器系の疾患
1001	急性鼻咽頭炎[かぜ] <感冒>
1002	急性咽頭炎及び急性扁桃炎
1003	その他の急性上気道感染症
1004	肺炎
1005	急性気管支炎及び急性細気管支炎
1006	アレルギー性鼻炎
1007	慢性副鼻腔炎

4000	<b>ななりは根性に叩っさんないを禁さ</b> な
1008	急性又は慢性と明示されない気管支炎
1009	慢性閉塞性肺疾患
1010	喘息
1011	その他の呼吸器系の疾患
	消化器系の疾患
1101	う ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
1102	歯肉炎及び歯周疾患
1103	その他の歯及び歯の支持組織の障害
1104	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍
1105	胃炎及び十二指腸炎
1106	痔核
1107	アルコ・ル性肝疾患
1108	慢性肝炎(アルコール性のものを除く)
1109	肝硬変(アルコール性のものを除く)
1110	その他の肝疾患
1111	胆石症及び胆のう炎
1112	膵疾患
1113	その他の消化器系の疾患
	皮膚及び皮下組織の疾患
1201	皮膚及び皮下組織の感染症
1202	皮膚炎及び湿疹
1203	その他の皮膚及び皮下組織の疾患
	筋骨格系及び結合組織の疾患
1301	炎症性多発性関節障害
1302	関節症
1303	脊椎障害(脊椎症を含む)
1304	椎間板障害
1305	頚腕症候群
1306	腰痛症及び坐骨神経痛
1307	その他の脊柱障害
1308	肩の傷害 < 損傷 >
1309	骨の密度及び構造の障害
1310	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患
	腎尿路生殖器系の疾患
1401	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患
1402	腎不全
1403	尿路結石症
1404	その他の腎尿路系の疾患
1405	前立腺肥大(症)
1406	その他の男性生殖器の疾患

1407	月経障害及び閉経周辺期障害
1408	乳房及びその他の女性生殖器の疾患
	妊娠、分娩及び産じょく
1501	流産
1502	妊娠高血圧症候群
1503	単胎自然分娩
1504	その他の妊娠、分娩及び産じょく
	周産期に発生した病態
1601	妊娠及び胎児発育に関連する障害
1602	その他の周産期に発生した病態
	先天奇形、変形及び染色体異常
1701	心臓の先天奇形
1702	その他の先天奇形、変形及び染色体異常
	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの
1800	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの
	損傷、中毒及びその他の外因の影響
1901	骨折
1902	頭蓋内損傷及び内臓の損傷
1903	熱傷及び腐食
1904	中毒
1905	その他の損傷及びその他の外因の影響
	特殊目的用コード
2210	重症急性呼吸器症候群 [ SARS ]
2220	その他の特殊目的用コード

## 5 関係法令

### (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もつて国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

#### 第二章 医療費適正化の推進

第一節 医療費適正化計画等

(医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画)

- 第八条 厚生労働大臣は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化(以下「医療費適正化」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(以下「医療費適正化基本方針」という。)を定めるとともに、六年ごとに、六年を一期として、医療費適正化を推進するための計画(以下「全国医療費適正化計画」という。)を定めるものとする。
- 2 医療費適正化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 次条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画において定めるべき 目標に係る参酌すべき標準その他の当該計画の作成に当たつて指針となるべき基本的な事項
  - 二 次条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に 関する基本的な事項
  - 三 医療に要する費用の調査及び分析に関する基本的な事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進に関する重要事項
- 3 医療費適正化基本方針は、医療法第三十条の三第一項に規定する基本方針、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十六条第一項に規定する基本指針及び健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針と調和が保たれたものでなければならない。
- 4 全国医療費適正化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 国民の健康の保持の推進に関し、国が達成すべき目標に関する事項
  - 二 医療の効率的な提供の推進に関し、国が達成すべき目標に関する事項
  - 三 前二号の目標を達成するために国が取り組むべき施策に関する事項
  - 四 第一号及び第二号の目標を達成するための保険者、第四十八条に規定 する後期高齢者医療広域連合(以下この条から第十六条までにおいて 「後期高齢者医療広域連合」という。)、医療機関その他の関係者の連

#### 携及び協力に関する事項

- 五 各都道府県の医療計画(医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)に基づく事業の実施による病床の機能(同法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。)の分化及び連携の推進の成果、国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果その他厚生労働省令で定める事項を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み(第十一条第八項において「国の医療に要する費用の目標」という。)に関する事項
- 六 計画の達成状況の評価に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進のために必要な事項 厚生労働大臣は、前項第一号から第三号までに掲げる事項を定めるに当 たつては、病床の機能の分化及び連携の推進並びに地域における医療及び 介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第一項に規定する地域包括ケアシステム(次条第四項において「地域包括ケアシステム」という。)の構築に向けた取組の重要性に留意するもの とする。
- 6 厚生労働大臣は、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 7 厚生労働大臣は、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 8 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画の作成及び全国医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

#### (都道府県医療費適正化計画)

- 第九条 都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、六年ごとに、六年を 一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画 (以下「都道府県医療費適正化計画」という。)を定めるものとする。
- 2 都道府県医療費適正化計画においては、当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進の成果並びに住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み(第十一条第四項において「都道府県の医療に要する費用の目標」という。)に関する事項を定めるものとする。
- 3 都道府県医療費適正化計画においては、前項に規定する事項のほか、おおれる都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

- 二 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき 目標に関する事項
- 三 前二号の目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する 事項
- 四 第一号及び第二号の目標を達成するための保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
- 五 当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項 六 計画の達成状況の評価に関する事項
- 4 都道府県は、前項第一号から第三号までに掲げる事項を定めるに当たつては、地域における病床の機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意するものとする。
- 5 都道府県は、第三項第五号に掲げる事項を定めるに当たつては、当該都 道府県以外の都道府県における医療に要する費用その他厚生労働省令で定 める事項を踏まえるものとする。
- 6 都道府県医療費適正化計画は、医療計画、介護保険法第百十八条第一項 に規定する都道府県介護保険事業支援計画及び健康増進法第八条第一項に 規定する都道府県健康増進計画と調和が保たれたものでなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村(第百五十七条の二第一項の保険者協議会(以下この項及び第十項において「保険者協議会」という。)が組織されている都道府県にあつては、関係市町村及び保険者協議会)に協議しなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。
- 9 都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び都道府県医療費適正 化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者、 後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を 求めることができる。
- 10 保険者協議会が組織されている都道府県が、前項の規定により当該保険者協議会を組織する保険者又は後期高齢者医療広域連合に対して必要な協力を求める場合においては、当該保険者協議会を通じて協力を求めることができる。

#### (厚生労働大臣の助言)

第十条 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県医療費適正化計画の作成の手法その他都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

#### (計画の進捗状況の公表等)

第十一条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)(次項の規定によ

- る結果の公表及び次条第一項の評価を行つた年度を除く。)ごとに、都道府県医療費適正化計画の進捗状況を公表するよう努めるものとする。
- 2 都道府県は、次期の都道府県医療費適正化計画の作成に資するため、厚 生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画の期間(以 下この項から第五項までにおいて「計画期間」という。)の終了の日の属 する年度において、当該計画期間における当該都道府県医療費適正化計画 の進捗状況に関する調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、医療費適正化基本方針の作成に資するため、前項の調査及び分析を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を厚生労働大臣に報告するよう努めるものとする。
- 4 都道府県は、計画期間において、当該都道府県における医療に要する費用が都道府県の医療に要する費用の目標を著しく上回ると認める場合には、その要因を分析するとともに、当該都道府県における医療提供体制(医療法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制をいう。)の確保に向けて、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者と協力して必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
- 5 都道府県は、計画期間において、第九条第三項第一号及び第二号の目標 を達成できないと認める場合には、その要因を分析するとともに、同項第 一号及び第二号の目標の達成のため、保険者、後期高齢者医療広域連合、 医療機関その他の関係者と協力して必要な対策を講ずるよう努めるものと する。
- 6 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、年度(次項の規定による結果の公表及び次条第三項の評価を行つた年度を除く。)ごとに、全国医療費適正化計画の進捗状況を公表するものとする。
- 7 厚生労働大臣は、次期の全国医療費適正化計画の作成に資するため、厚生労働省令で定めるところにより、全国医療費適正化計画の期間(以下この項及び次項において「計画期間」という。)の終了の日の属する年度において、当該計画期間における当該全国医療費適正化計画の進捗状況に関する調査及び分析の結果を公表するものとする。
- 8 厚生労働大臣は、計画期間において、第八条第四項第一号及び第二号の 目標を達成できないと認める場合又は国における医療に要する費用が国の 医療に要する費用の目標を著しく上回ると認める場合には、その要因を分 析するとともに、当該要因の解消に向けて、保険者、後期高齢者医療広域 連合、医療機関その他の関係者と協力して必要な対策を講ずるものとする。

#### (計画の実績に関する評価)

- 第十二条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療 費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画 の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の 実績に関する評価を行うものとする。
- 2 都道府県は、前項の評価を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告す

るものとする。

- 3 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、全国医療費適正 化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画の目標 の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の実績に 関する評価を行うとともに、前項の報告を踏まえ、関係都道府県の意見を 聴いて、各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評 価を行うものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたときは、その結果を公表するものとする。

## (診療報酬に係る意見の提出等)

- 第十三条 都道府県は、前条第一項の評価の結果、第九条第三項第二号の目標の達成のために必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、健康保険法第七十六条第二項の規定による定め及び同法第八十八条第四項の規定による定め並びに第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び第七十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準(次項及び次条第一項において「診療報酬」という。)に関する意見を提出することができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県から意見が提出されたとき は、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるように努めなければならない。

#### (診療報酬の特例)

- 第十四条 厚生労働大臣は、第十二条第三項の評価の結果、第八条第四項第二号及び各都道府県における第九条第三項第二号の目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の定めをするに当たつては、あらかじめ、関係都 道府県知事に協議するものとする。

#### (資料提出の協力及び助言等)

- 第十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第十一条第一項若しくは第六項の進捗状況若しくは同条第二項若しくは第七項の結果を公表し、又は第十二条第一項若しくは第三項の評価を行うために必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。
- 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十一条第一項若しくは第六項の規 定により公表した進捗状況、同条第二項若しくは第七項の結果又は第十二 条第一項若しくは第三項の評価の結果を踏まえ、保険者、後期高齢者医療 広域連合又は医療機関に対し、必要な助言又は援助をすることができる。

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等)

- 第十六条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正 化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報 について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。
  - 一 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の 厚生労働省令で定める事項
  - 二 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省 令で定める事項
- 2 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働大臣に対し、前項に規 定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提 供しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

(支払基金等への委託)

第十七条 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査及び分析に係る事務の一部を社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)その他厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

#### (2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(抜粋)

第一章 医療費適正化計画

(全国医療費適正化計画の医療に要する費用の見込みの算定方法)

第一条 全国医療費適正化計画(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下同じ。)の当該計画の期間における医療に要する費用の見込みは、全ての都道府県医療費適正化計画(法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。)の当該計画の期間における医療に要する費用の見込みの総額を基礎として算定するものとする。

(都道府県医療費適正化計画の医療に要する費用の見込みの算定方法)

第一条の二 都道府県医療費適正化計画の当該計画の期間における医療に要する費用の見込みは、医療費適正化基本方針(法第八条第一項に規定する 医療費適正化基本方針をいう。)に従って算定するものとする。 (法第九条第五項の厚生労働省令で定める事項)

- 第一条の三 法第九条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりと する。
  - 一 医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、 疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報
  - 二 法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保 健指導の実施状況に関する情報
  - 三 医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病 床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関 する情報
  - 四 その他必要な事項

(都道府県医療費適正化計画の進捗状況の公表等)

- 第一条の四 都道府県は、法第十一条第一項の規定に基づく都道府県医療費 適正化計画の進捗状況の公表並びに同条第二項の規定に基づく都道府県医 療費適正化計画の進捗状況に関する調査及び分析の結果の公表を行うに当 たっては、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その 他の適切な方法により行うものとする。
- 2 都道府県は、法第十一条第三項の規定に基づき都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する調査及び分析の結果を厚生労働大臣に報告するに当たっては、当該計画の期間の終了する日の属する年度の六月末日までにするものとする。

(全国医療費適正化計画の進捗状況の公表等)

第二条 前条第一項の規定は、法第十一条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画の進捗状況の公表並びに同条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画の進捗状況に関する調査及び分析の結果の公表について準用する。

(都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価)

- 第三条 都道府県は、法第十二条第一項の規定に基づき都道府県医療費適正 化計画の実績に関する評価を行うに当たっては、当該計画の目標の達成状 況並びに当該計画の施策の実施状況及び当該施策に要した費用に対する効 果に係る調査及び分析を行うものとする。
- 2 都道府県は、法第十二条第二項の規定に基づき、都道府県医療費適正化 計画の実績に関する評価の結果を、当該計画の終了する年度の翌年度の十 二月末日までに厚生労働大臣に報告するものとする。
- 3 第一条の四第一項の規定は、法第十二条第二項の規定に基づき都道府県 が行う都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の結果の公表につい て準用する。

(全国医療費適正化計画の実績に関する評価)

- 第四条 厚生労働大臣は、法第十二条第三項の規定に基づき全国医療費適正 化計画の実績に関する評価を行うに当たっては、当該計画に掲げる目標の 達成状況並びに当該計画に掲げる施策の実施状況及び当該施策に要した費 用に対する効果に係る調査及び分析を行うものとする。
- 2 厚生労働大臣は、法第十二条第三項の規定に基づき各都道府県における 都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うに当たっては、当該 計画の達成状況及び当該計画に掲げる施策の実施状況に係る分析を行うも のとする。
- 3 第一条の四第一項の規定は、法第十二条第四項の規定に基づき厚生労働 大臣が行う全国医療費適正化計画及び各都道府県における都道府県医療費 適正化計画の実績に関する評価の結果の公表について準用する。

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)

- 第五条 法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報並びに法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況に関する情報とする。
- 2 法第十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、医療の提供に 関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別 及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報とする。
- 3 法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から同条第一項に規定する情報の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合 (法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。) は、当該情報を、電子情報処理組織(保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と社会保険診療報酬支払基金、(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法により提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに 応じ、都道府県及び市町村が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要 な情報を提供する場合について準用する。

## 6 計画の策定経緯

## (1) 計画への県民意見の反映

神奈川県医療費適正化計画(平成30(2018)年度~平成35(2023)年度)素案 に対するパブリックコメントの実施

- ア 時期 平成29年12月20日~平成30年1月21日
- イ 意見提出者数 3人、6団体
- **ウ 意見総数** 39件

### エ 内容別の内訳

内 容	件	数
計画策定の趣旨		1件
医療費を巡る状況		9件
計画の目標と医療費の見込み		5件
施策の展開		16件
計画の推進体制・役割と評価		6件
その他		2件
合 計		39件

### オ 計画への反映状況

内 容	件	数
新たな計画案に反映しました。(一部反映を含む)		22件
新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策 等は既に取り組んでいます。		2件
今後の施策運営の参考とします。		9件
反映できません。		3件
その他(感想・質問等)		3件
合 計		39件

## (2) 神奈川県医療費検討委員会における意見聴取

平成29年7月21日 神奈川県医療費適正化計画骨子(案)等について 平成29年11月21日 神奈川県医療費適正化計画素案(案)について 平成30年2月8日 神奈川県医療費適正化計画(案)について

# **神奈川県医療費検討委員会委員名簿** (委員氏名五十音順)

所属・役職	委員氏名	備考
神奈川県老人クラブ連合会副理事長	安藤 正義	
神奈川県医師会副会長	池上 秀明	
清川村保健福祉課長	伊従 利希	平成 29 年 10 月 23 日まで
全国健康保険協会神奈川支部企画総務部長	内田 浩	
神奈川県歯科医師会副会長	鴨志田 義功	
清川村総括参事兼保健福祉課長	川瀬 佳正	平成 29 年 10 月 24 日から
健康保険組合団体連合会神奈川連合会会長	木村 文裕	
神奈川県薬剤師会副会長	後藤知良	
東京大学大学院医学系研究科教授	小林 廉毅	
神奈川県国民健康保険団体連合会企画事業部長	佐藤 泰輔	
秦野市福祉部国保年金課長	陶山 茂	
神奈川県栄養士会副会長	西宮 弘之	
神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局給付課長	村田 典久	
公募構成員	山岸 香	
神奈川県病院協会副会長	吉田 勝明	
神奈川県看護協会専務理事	渡邉 二治子	

